

(案)

越谷市環境管理計画

(2021～2030年度)



みんなで創ろう
越谷の豊かな環境と未来



令和3年(2021年)4月策定

令和8年(2026年)4月中間見直し

越谷市

はじめに

目 次

第1章 越谷市環境管理計画の考え方	1
1 環境管理計画中間見直しの趣旨	2
2 市域の概況	3
3 本市の環境課題	6
(1) 本市の環境を取り巻く国内外の変化	6
(2) 本市の環境状況	11
(3) 前計画の進捗状況	26
(4) 本市の環境課題と今後の方向性	30
4 環境管理計画の基本的事項	35
(1) 環境管理計画の目的	35
(2) 環境管理計画の位置付け	35
(3) 計画の対象範囲	36
(4) 計画期間	36
第2章 越谷市の望ましい環境像と基本理念	37
1 望ましい環境像	38
2 基本理念	39
基本理念1 環境面から社会・経済課題の同時解決	39
基本理念2 行政・市民・事業者の協働	40
基本理念3 地域資源の持続的な活用	41
第3章 具体的目標と環境施策	45
1 環境施策の展開方向	46
2 計画の施策体系	47
3 基本目標ごとの施策展開	50
基本目標1 地域脱炭素の実現	50
基本目標2 気候変動への適応	61
基本目標3 持続可能な資源循環型の地域形成	69
基本目標4 生物多様性の保全と回復	76
基本目標5 安全で安心な生活環境の形成	85
基本目標6 人づくり、参加・協働	92
第4章 関係者の役割と各主体の環境配慮指針	97
1 関係者の役割	98
2 各主体の環境配慮指針（こしがやクールアクション 2030）	99
(1) 市民の環境配慮指針	99
(2) 事業者の環境配慮指針	111

第5章 推進プロジェクト	123
1 推進プロジェクトの位置付け.....	124
2 推進プロジェクト.....	125
(1) 環境面の取組内容.....	125
(2) 社会面の取組内容.....	126
(3) 経済面の取組内容.....	127
第6章 計画の推進と進行管理	129
1 計画の推進体制.....	130
(1) 市の推進組織.....	130
(2) 市民・事業者の推進組織.....	131
(3) 越谷市環境審議会.....	131
(4) 国・県および周辺自治体.....	131
2 計画の進行管理.....	132
(1) 進行管理の方法.....	132
(2) その他.....	133

第1章
越谷市環境管理計画
の考え方

第1章 越谷市環境管理計画の考え方

1 環境管理計画中間見直しの趣旨

本市では、全国の自治体に先駆けて昭和58年(1983年)に環境管理計画を策定し、先導的に環境施策に取り組んできました。その後、本市の環境施策を取り巻く状況の変化を踏まえ2度の改定を行い、令和3年(2021年)4月には、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までを計画期間とする環境管理計画を策定し、地球温暖化対策、資源循環及び自然環境の保全などを推進してまいりました。

一方で、本計画の策定後、環境を取り巻く状況や社会情勢は変化しています。特に、国では、第六次環境基本計画を令和6年(2024年)5月に閣議決定し、環境保全を通じた、国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対して、早急に経済社会システムの変革を図り成長・発展する「循環共生型社会」の構築を目指しています。また、令和7年(2025年)2月には、2050年ネット・ゼロの実現に向けて、令和17年度(2035年度)に60%削減、令和22年度(2040年度)に73%削減(いずれも平成25年度(2013年度)比)を目指すという野心的な温室効果ガス排出量の削減目標が表明されました。

本計画では、策定から5年が経過する令和8年度(2026年度)に中間見直しを行うことを位置付けております。

このようなことから、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化、さらには、5年間の取組の進捗状況等を勘案し、今回は、第1章「越谷市環境管理計画の考え方」の「3 本市の環境課題」や、第3章「具体的目標と環境施策」の「2 計画の施策体系」及び「3 基本目標ごとの施策展開」を中心に中間見直しを行います。

2 市域の概況

① 位置

本市は、埼玉県东南部にあり、東京都心から半径25km圏内に位置しています。

東西8.6km、南北11.5km、面積60.24km²(平成26年(2014年)10月1日国土地理院計測)で、さいたま市、川口市、春日部市、草加市、吉川市、松伏町が隣接しています。



図 越谷市の位置
出典)「越谷市の都市計画」(平成30年(2018年)1月)

② 地形・地質

本市は、大宮台地と下総台地に挟まれた中川流域の沖積平野に位置し、市内には大落古利根川、元荒川、綾瀬川、中川、新方川の5つの一級河川のほか、葛西用水、末田大用水、谷古田用水など多くの河川・用水が流れています。

これらの河川の自然堤防が微地形(微高地)を形成する以外は概ね平坦な地形となっています。市内の表層地質は、ほとんどは泥及び砂からできた沖積層で形成されています。

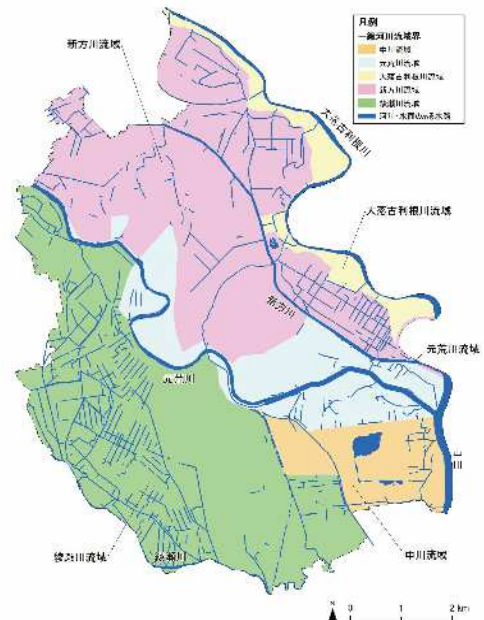


図 越谷市内を流れる川の地図
出典) 越谷市河川図(平成23年(2011年)5月)

③ 人口

本市の人口は令和7年(2025年)4月1日現在で341,992人となっており、減少傾向にあります。今後も、人口は減少していく見通しであり、令和12年(2030年)には、334,934人と約7,000人の減少が予想されます。

また、世帯数は令和7年(2025年)4月1日現在で163,985世帯となっており、微増傾向にありますが、令和10年(2028年)を境に減少に転じ、令和12年(2030年)には164,293世帯となる見通しです。



図 越谷市の人口の見通しと年齢3区分別の年齢構成
出典) 住民基本台帳(各年4月1日現在)
「第5次越谷市総合振興計画後期基本計画」(令和8年(2026年)3月)

④ 土地利用

本市は、全域が都市計画区域に指定されており、市街化区域が約 28.72km²（市域の 47.6％）、市街化調整区域は約 31.59km²（市域の 52.4％）となっています。

出典）越谷市環境白書（令和2年(2020年)4月時点）

※市域面積に対する用途面積：

市域面積は、平成26年(2014年)に 60.31km²から 60.24km²に変更となりました。変更後の市域面積に対するそれぞれの用途面積は、現時点で確定していないため、従前の面積を示しています。

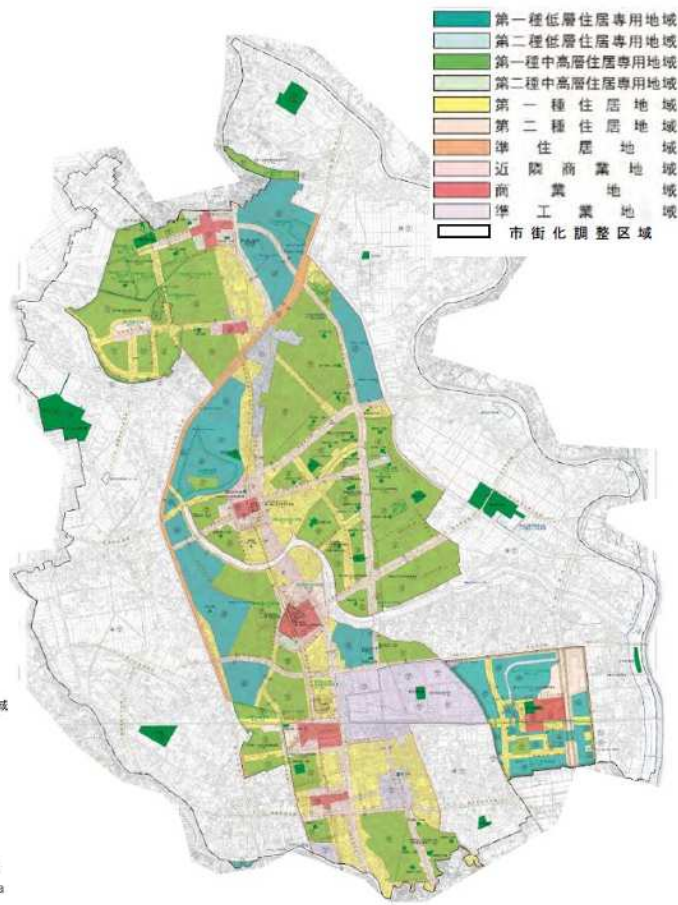
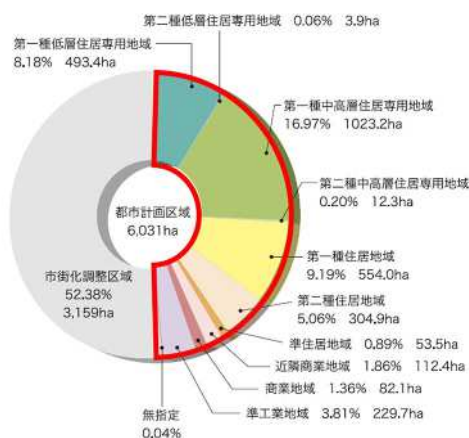


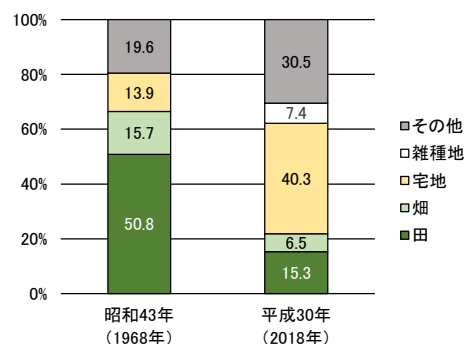
図 都市計画図と用途別内訳

出典）「越谷市の都市計画」（平成30年(2018年)1月）

地目別土地面積は、昭和40年代まで市域の7割近くを占めていた田畑の面積が、平成30年(2018年)には 21.8%にまで減少しました。一方、宅地の面積は 40.3%まで増加しています。

図 地目別土地面積の内訳の推移

出典）越谷市統計年報



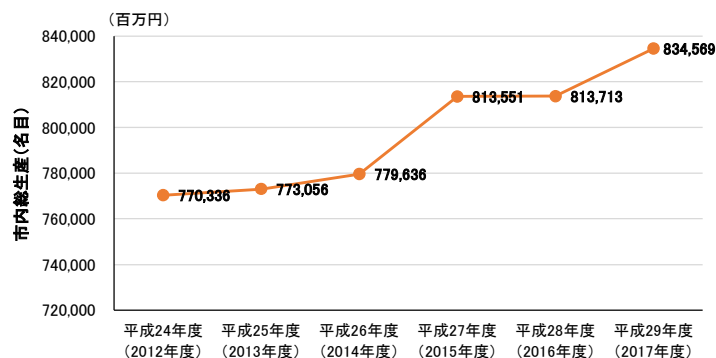
⑤ 産業

平成29年(2017年)における市内総生産は 834,569 百万円であり、平成24年(2012年)からの5年間で 8.3%増加しています。

本市における事業所数は 11,053 事業所、従業者数は 110,758 人となっています。

図 域内総生産（名目）の推移

出典）埼玉県「市町村民経済計算」



3 本市の環境課題

(1) 本市の環境を取り巻く国内外の変化

SDGs が世界共通の合言葉に

■SDGs とは

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs (エス・ディー・ジーズ))は、平成27年(2015年)9月の国連総会で採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた令和12年(2030年)までの国際目標です。

17のゴールと169のターゲットから構成されており、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。

17ゴールは相互に関わっていて、これらの関連性は、ウェディングケーキモデル(右図)に示すことができます。17のゴールは「経済」、「社会」、「環境」の3つの層に分類され、土台になっているのは、「環境」で、その上に「社会」が、さらにその上に「経済」が配置されています。このことは、環境が社会を、社会が経済を支えており、環境の持続性なしで社会や経済の持続的発展が成り立たないことを示しています。



図 SDGsのウェディングケーキモデル
出典) Stockholm Resilience Centre

■越谷市のSDGs達成状況

「ローカルSDGsプラットフォーム」(法政大学川久保研究室が運営)が公表する17ゴールごとの達成状況を見ると、本市では、ゴール13(気候変動に具体的な対策を)のスコアが最も高く、ゴール15(陸の豊かさを守ろう)が最も低くなっています。

本市が令和元年度(2019年度)に実施した市民向けアンケート調査では、SDGsの用語を知っている人の割合は21%で、全国平均(38%)と比較すると認知度が低い状況です。



図 越谷市のSDGs相対スコア
出典) ローカルSDGsプラットフォーム
(令和2年(2020年)7月時点)

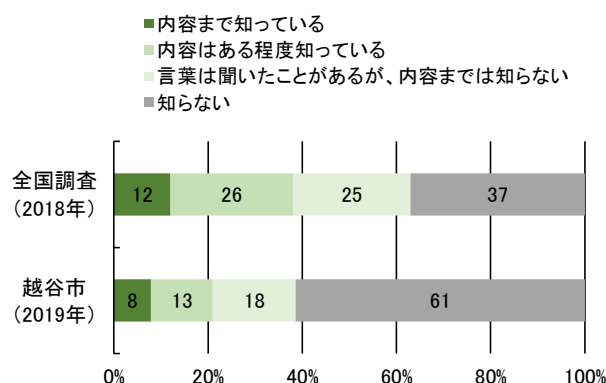


図 SDGsの認知度の越谷市と全国調査との比較
出典) 越谷市 : 市民アンケート調査結果
全国調査 : 「SDGsに関する意識調査」(令和元年(2019年)3月、一般財団法人経済広報センター)

また、同じアンケート調査のなかで、「市が達成できていると思うゴール」と「市が重点的に取り組むべきゴール」を選択してもらいました。

その結果、ゴール4（質の高い教育をみんなに）とゴール3（すべての人に健康と福祉を）は達成度が高いものの、高いレベルでの維持が求められていました。また、ゴール13（気候変動に具体的な対策を）、ゴール12（つくる責任つかう責任）、ゴール8（働きがいも経済成長も）は、達成度が低くかつ重点的に取り組むべきとの回答割合が高く、本市において緊急度の高い課題として対応していくことが必要と考えられます。

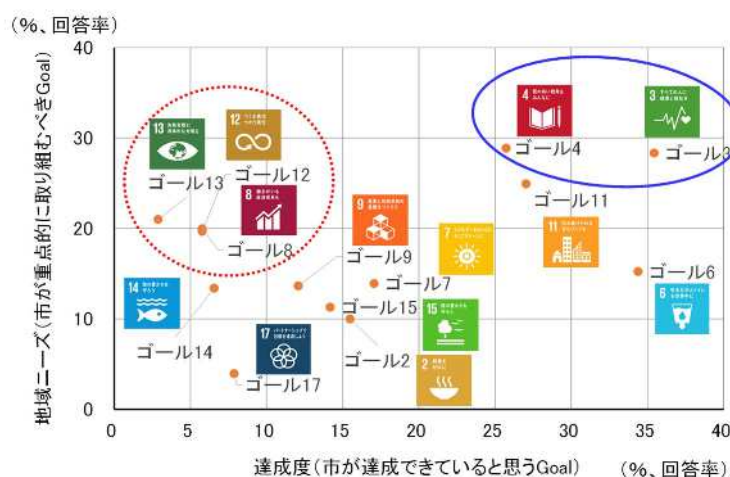


図 市民アンケート調査結果におけるSDGs ゴール別の達成度と地域ニーズの相関
出典) 越谷市、市民アンケート調査結果

■地域循環共生圏の構築

国の「第五次環境基本計画」（平成30年(2018年)4月閣議決定）においては、現在我が国が抱える課題を、SDGsの考え方に沿った環境・社会・経済の3つの側面で捉え、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し「新たな成長」につなげていくとしています。

また、目指すべき社会の姿として、各地域が美しい自然景観などの地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進することにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す「地域循環共生圏」の考え方を提唱しています。



図 「地域循環共生圏」の概念図
出典) 環境省

温室効果ガス実質排出ゼロを目指す時代へ

令和2年(2020年)以降の気候変動対策の新たな国際的枠組みとして、平成27年(2015年)に「パリ協定」が採択されました。この協定では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の

上昇を 2℃未満に保つこと、1.5℃に抑える努力を追求することが示されており、その具体的目標として、今世紀後半に温室効果ガスの実質的な排出ゼロとすることを掲げています。

令和2年(2020年)10月には当時の菅総理大臣が所信表明演説において「令和32年(2050年)に温室効果ガス排出ゼロ」を目指すことが宣言されました。また、令和3年(2021年)4月には、2030年において温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが掲げられた他、令和7年(2025年)2月には、野心的目標として、2035年度、2040年度において、60%、73%削減(いずれも2013年度比)を目指すことが表明されました。

気候危機、気候変動の影響への適応ニーズの高まり

既に起こりつつある、あるいは将来予想される気候変動の影響に対し、被害を回避・軽減することを「適応」といい、気候変動(地球温暖化)対策は、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減する「緩和」だけでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対しての「適応」を進めることが重要となってきています。

温室効果ガスの排出増加に伴う「気候変動」は最近、多くの媒体で「気候危機」と表現され、差し迫った課題と認識されるようになりました。国内では、平成30年(2018年)6月に「気候変動適応法」(平成30年法律第50号)が成立し、同年12月1日に施行されました。

気候変動の影響は地域特性によって大きく異なるため、地域特性を熟知した地方公共団体が主体となって、地域の実状に応じた施策を計画に基づいて展開することが重要となり、同法においても地方自治体に対して計画の策定や施策の推進の責務を定めています。



図 気候変動対策の全体概念図
出典) 環境省

コラム：2100年の天気予報

環境省は、地球温暖化がこのまま進んだ未来(2100年)の天気予報を作成し公表しています。

■温暖化がこのまま進んだ場合、

- 全国的な「激暑」全国140地点で40℃超え、熊谷では44.9℃
- 年間猛暑日は、熊谷では63日
- 熱中症などの熱ストレスによる年間国内死亡者数1万5千人超え

※2018年度(1,581人)の約10倍

- 冬でも最高気温は25℃を超え、熱中症となる人が出る可能性
- 中心気圧870hPa、最大瞬間風速90m/sの家屋が倒壊するスーパー台風到来



出典) 環境省「2100年未来の天気予報」

持続可能な資源循環（サーキュラーエコノミー）への移行

消費・生産は、温室効果ガスの排出、廃棄物の増加、大気汚染など地球環境に負荷を与えます。中でも食品ロスとプラスチックごみは地球環境に大きな負荷を与えています。

令和元年（2019年）に発表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「土地関係特別報告書」によると、食料の生産・加工・流通の活動に関する温室効果ガス排出量は、人為起源の温室効果ガス排出量の21～37%を占めると推定されています。また、食品ロスの焼却処理の際にも多くの二酸化炭素が排出されます。

プラスチックは現代社会において不可欠な素材となっていますが、原料となる原油の採掘、流通、製造、消費、処分の全ての過程において大量の温室効果ガスが排出されています。また、世界的にプラスチック廃棄物は増加し、世界中の海でプラスチックごみやマイクロプラスチックが発見されています。これを受け、令和元年（2019年）6月のG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックによる新たな汚染をゼロにする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

また、近年の大量生産・大量消費型・大量廃棄型の経済社会活動は、健全な物質循環を阻害する他、気候変動の問題や、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の損失など様々な環境問題と密接に関係しています。そのため、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行が求められています。

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最少化、廃棄物の発生抑止などを指すものです。

生物多様性の危機

世界全体で生物多様性の保全に取り組むため、平成4年（1992年）5月に「生物多様性条約」が採択され、その後の平成22年（2010年）に令和2年（2020年）までに世界各国が達成すべき20の目標「愛知目標」が採択されました。

目標期限である令和2年（2020年）9月に公表された「地球規模生物多様性概況第5版」によると、完全に目標を達成したのは20項目中「ゼロ」、各項目の内容を細分化した60要素の中で達成されたと言えるのは7つであるという結果が示されました。

令和4年（2022年）には、愛知目標を引き継いだ新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。2050年ビジョンに「自然と共生する世界」を掲げ、2030年までに「生物多様性の損失を食い止め、回復させる」いわゆる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」を実現することを目標としました。また、ネイチャーポジティブというゴールに向け、OECD（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）などにより、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30（サーティ・バイ・サーティ）」や自然を活用した解決策などの要素が盛り込まれました。



図 30by30実現後の地域イメージ
出典）環境省

人口の減少・超高齢社会への突入

日本の総人口は、平成20年(2008年)の1億2,808万人をピークに減少に転じました。国では、今後100年間で100年前の水準(3,795万人～6,485万人)まで人口が減少すると予測しています。このような大幅な人口急減は世界的に見ても稀で、この変化に伴う社会的・経済的影響は大きいと考えられます。

また、高齢化率(65歳以上の人の割合)は、平成19年(2007年)に21%を超え、日本は既に「超高齢社会」に突入しています。令和12年(2030年)の高齢化率は31.2%にまで上昇し、令和47年(2065年)には約2.6人に1人が65歳以上となる見込みです。

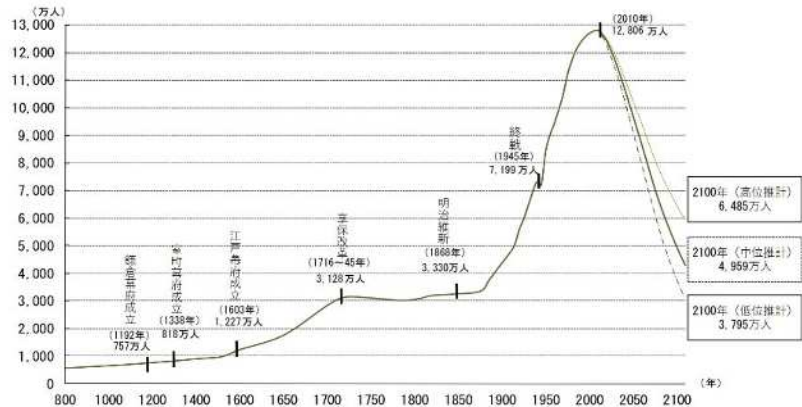


図 我が国人口の長期的な推移

出典「国土の長期展望(中間とりまとめ概要)」(平成23年(2011年)2月、国土審議会政策部会長期展望委員会)

本市でもすでに人口減に転じており、その後の大幅減少は避けることができません。そこで、人口減少・人口構造の変化を見据えた取組を実施していくことが重要です。

平成27年(2015年)に閣議決定された「国土形成計画」では、「人口減少・高齢化などに対応した持続可能な地域社会の形成」などの課題への対応の一つとして、「グリーンインフラストラクチャー」(以下、「グリーンインフラ」という。)の取組を推進することが盛り込まれました。本市でもグリーンインフラを活用することで自然環境を保全・再生するのみならず、本市が抱える防災・減災、地域振興、健康づくりなどさまざまな課題解決に資することが期待できます。

また、人口構造の変化によって公的サービスの一人当たりの負担が増加することは避けられません。グレーインフラ(従来のコンクリートなどで整備されたインフラ)は老朽化に伴う維持管理費が増大し、設備更新のコスト負担は大きいです。他方、グリーンインフラは各種期待される機能を含め総合的に経済性が向上すると言われています。

超スマート社会の到来

私たちのライフスタイルを振り返ると、時代を追って「狩猟社会(Society1.0)」、「農耕社会(Society2.0)」、「工業社会(Society3.0)」、「情報社会(Society4.0)」という4つの社会を体験し、現在は5番目の新しい社会「Society5.0」に突入しようとしていると言われています。

Society 5.0 で実現する社会は、IoT で全ての人とモノがつながり、さまざまな知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服することができるようになると期待されています。

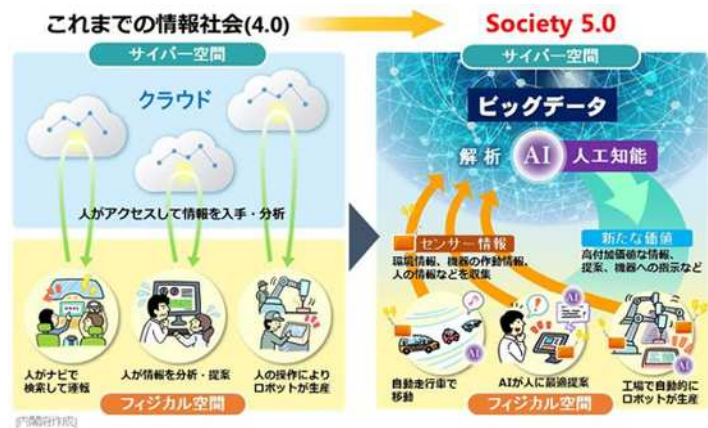


図 情報社会 (Society 4.0) と Society5.0
との違い
出典) 内閣府

ESG 投資の拡大

環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance) の課題に取り組む企業の株式などに資金を投じる「ESG 投資」が、世界的に拡大しています。国際団体「世界持続可能投資連合」(GSIA)によると、平成30年(2018年)の世界の ESG 投資残高は約 3,400 兆円で、4 年前と比較して 34%増加しています。日本の金額は全体の 7%に留まっていますが、伸び率は約4倍増と非常に高くなっています。

ESG 投資が拡大している背景には、気候変動や人口増加といった地球規模の課題解決に投資の力を活用するという考えが普及してきたことがあります。

企業活動において ESG 情報開示と開示された取組が評価され、ESG 投資が拡大することで、地域や世界の SDGs の達成に貢献する事業の継続や拡大が図られていくことが期待できます。

(2) 本市の環境状況

① 温室効果ガスの排出状況

本市の温室効果ガス排出量は、令和4年度(2022年度)は1,242千t-CO₂であり、基準年度(2013年度)の排出量1,550千t-CO₂と比べ、19.8%減少しています。

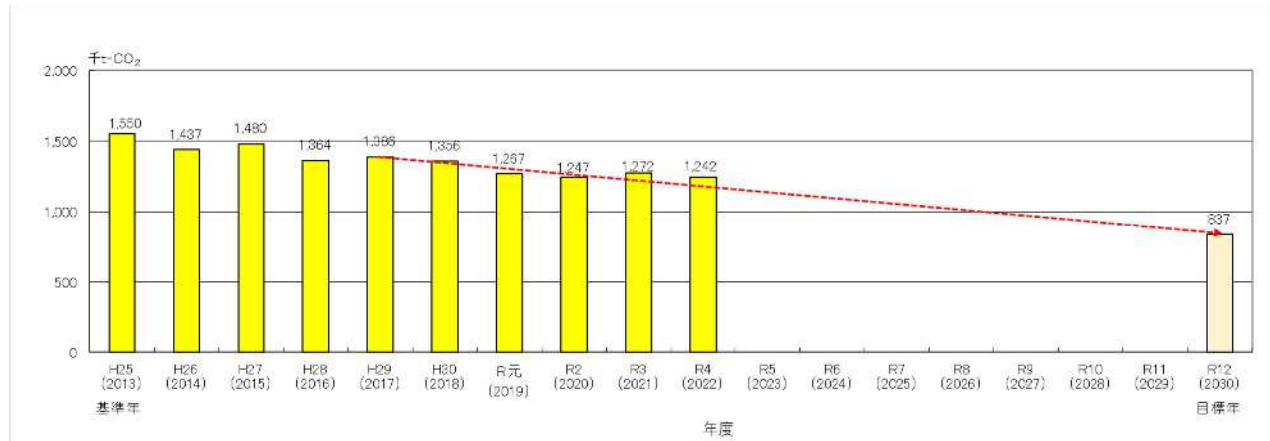


図 越谷市の温室効果ガス排出量の推移
出典) 埼玉県温室効果ガス排出量算定報告書(各年度 算定値)

■部門別の排出状況

温室効果ガスの排出量の内訳を部門別にみると、家庭部門が29.2%、業務その他部門が27.8%、運輸部門が28.7%となっており、この3部門だけで全体の85.7%を占めています。

上記3部門の排出量を基準年度平成25年度(2013年度)と比べると、家庭部門が27.9%、業務その他部門が19.9%、運輸部門が10.0%、それぞれ減少しています。

部門	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
産業部門	183	180	192	166	161	161	150	149	159	140
業務その他部門	430	388	412	371	361	353	330	314	359	345
家庭部門	503	443	450	402	442	423	374	400	370	363
運輸部門	395	385	386	384	383	379	373	345	345	356
エネルギー起源CO ₂ 排出量(小計)	1,511	1,396	1,440	1,324	1,348	1,317	1,227	1,207	1,232	1,203
非エネルギー起源温室効果ガス排出量	39	41	40	40	39	40	39	39	40	39
温室効果ガス排出量(合計)	1,550	1,437	1,480	1,364	1,386	1,356	1,267	1,247	1,272	1,242

表 越谷市の温室効果ガス 部門別排出量
出典) 埼玉県温室効果ガス排出量算定報告書(各年度 算定値)

■再生可能エネルギーの導入状況

本市では、太陽エネルギーの利活用を推進すべく「こしがやソーラーシティ構想」(平成25年(2013年)10月)を策定し、「ソーラーパークプロジェクト」や「ソーラーハウスプロジェクト」を実施してきました。平成21年度(2009年度)から住宅の太陽光発電設備、平成30年(2018年)から蓄電池の補助金交付を行っています。また、令和3年度(2021年度)から、事業者への太陽光発電設備及び蓄電池の補助金交付を行っています。

太陽光発電について、市の事業や支援による導入量は9,759kW、国の固定価格買取制度による導入量は53,424kWとなっています(令和6年度(2024年度)末時点)。

表 市内の太陽光発電設備の設置状況（令和6年度(2024年度)末時点）

	市の事業や支援による導入量		国の固定価格買取制度による導入量	
	設備容量（kW）	件数	設備容量（kW）	件数
住宅用太陽光補助金交付	8794.94	1,845 件	（住宅用）36,455	8,766 件
総合食品地方卸売市場	423.25		（事業用）16,969	769 件
公共施設設置	302.42	23 施設		
屋根貸し	234.62	7 施設		
市民共同発電	4.4	2 施設		
合計	9759.63	—	53,424	—

出典）市提供資料、資源エネルギー庁「固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト」

本市の課題

課題1：目標達成に向けたさらなる推進

平成25年度（2013年度）から市域の温室効果ガス排出量は減少傾向に推移しています。一方で、令和12年度（2030年度）までに46%削減、さらには令和32年度（2050年度）のカーボンニュートラルという野心的な目標を達成するためには、市民・事業者・行政が協働して取り組んでいくことが必要です。

課題2：市内の再生可能エネルギーだけでエネルギー需要を満たすことは困難

温室効果ガス排出量の削減には、エネルギー消費量を削減（省エネルギー）するとともに、エネルギー源を化石燃料から再生可能エネルギーへ転換していくことも重要です。

環境省「再生可能エネルギー情報提供システム」によると、市内で利用できる再生可能エネルギーは太陽光とされ、比較的高い導入ポテンシャル量（307GWh）を有していますが、市内の電力需要（1,611GWh、平成28年度（2016）年度、埼玉県資料）の19%程度しか存在しないため、市外から再生可能エネルギーを調達することも必要です。

課題3：再生可能エネルギー電力への転換

市域の温室効果ガス排出量は電力の二酸化炭素排出係数の影響を大きく受けます。

平成28年（2016年）4月に電力小売の全面自由化が行われ、小売電気事業者や電力メニューを選べるようになりました。電力の自由化が開始され9年近くが経過しましたが、本市を含む東京電力エリアの切り替え率は31.2%（令和元年（2019年）12月末時点、電力広域的運営推進機関）で、再生可能エネルギーの割合が高い電力プランへの切り替えはまだ進んでいません。そこで、再生可能エネルギーの割合が高い電力プランへの転換が必要です。

課題4：今やれる施策や技術だけでは大幅な削減が困難

温室効果ガス排出量の大幅削減は容易な目標ではありません。国の「地球温暖化対策計画」に位置付けられている「2050年カーボンニュートラル」の達成に向けては、今後新たに実施される施策や、開発される技術の導入など、民間事業者等と連携して取り組んでいくことが必要です。

② 気候変動影響の発生状況

埼玉県では、明治31年(1898年)から令和4年(2022年)の間の年平均気温は2.2℃/100年の割合で上昇しており、これは世界平均の0.77℃/100年や日本の1.30℃/100年より早いペースとなっています。

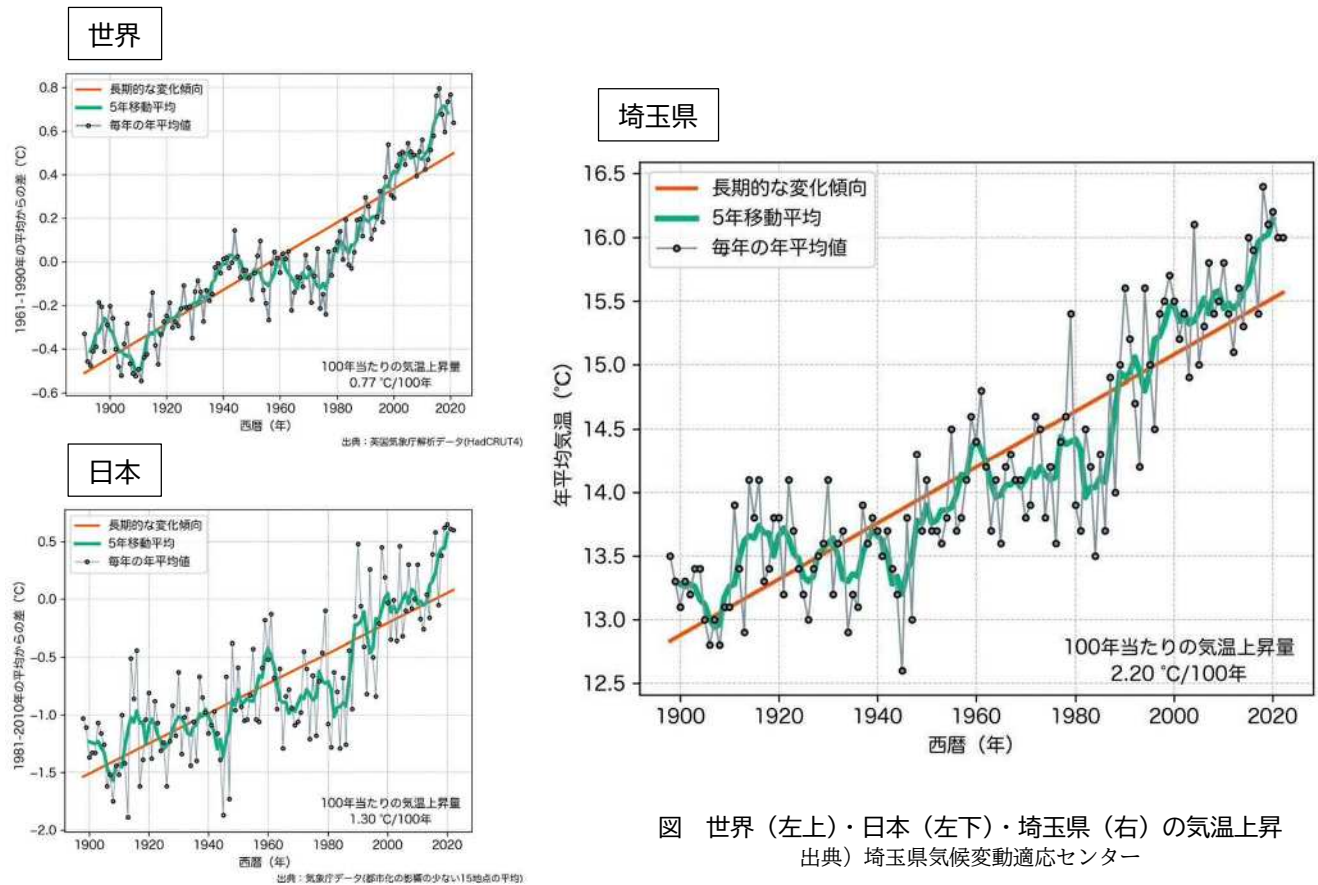
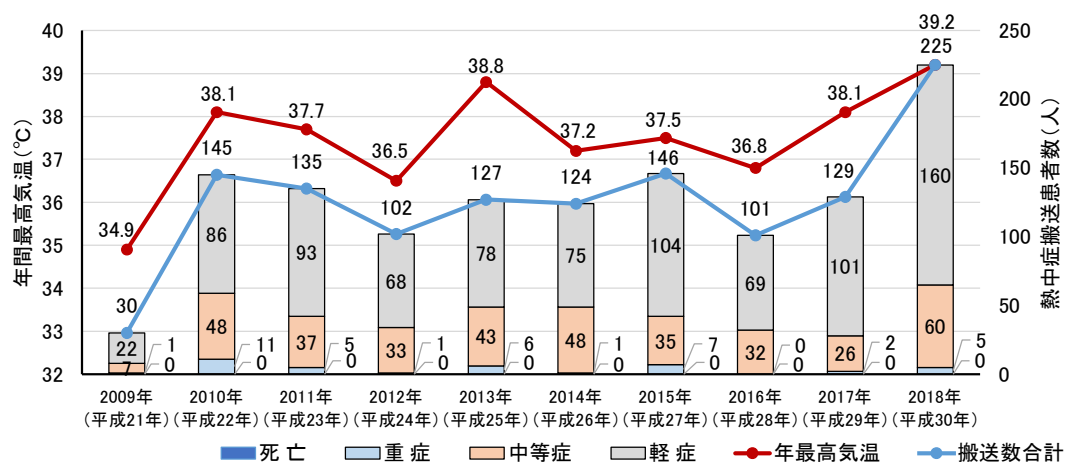


図 世界(左上)・日本(左下)・埼玉県(右)の気温上昇
出典) 埼玉県気候変動適応センター

■夏の猛暑による被害の発生状況

本市の気温上昇は日本の平均と比べて早いペースで進行しています。これは、南からの海風が東京など大きな都市を通ってくる間に温められること、市内の都市化によるヒートアイランド現象、秩父山地を越えて西風が吹き下ろすことで気温が上昇する「フェーン現象」によるものなど複合的な影響によるものです。記録的な猛暑となった平成30年(2018年)に、市内の熱中症搬送者数は過去最高の225人になりました。



■浸水被害の発生状況

近年、時間雨量 50mmを超えるような短時間に降る大雨も増加傾向にあります。

特に、本市が位置する中川・綾瀬川流域は、地盤が低く河川の勾配が緩やかでお皿のような地形をしていることから、水害が起こりやすい地域です。また、急激な都市化で保水・遊水機能が失われ、水害に悩まされてきたことに加え、近年はゲリラ豪雨などの局地的な集中豪雨や台風の大型化による影響により浸水被害が多く発生しています。今後も温暖化の影響を受け、さらに浸水被害が大きくなることが予想されます。

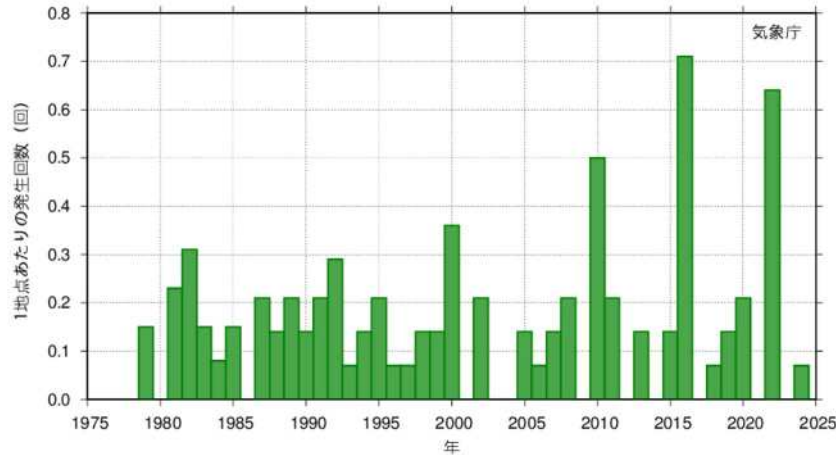


図 埼玉県内アメダス（15か所）における時間雨量 50mm 以上降雨回数
出典）「関東甲信地方のこれまでの気候の変化（観測結果）」（東京管区气象台ホームページ）

表 越谷市浸水実績概要

名 称	日 付	総雨量	時間最大雨量
平成 3 年台風 18 号	9 月 19 日から 21 日	228.0mm	24.0mm
平成 5 年台風 11 号	8 月 26 日から 27 日	224.0mm	24.0mm
平成 8 年台風 17 号	9 月 21 日から 22 日	208.0mm	23.0mm
平成 16 年台風 22 号	10 月 8 日から 10 日	220.0mm	21.5mm
平成 20 年 8 月末豪雨	8 月 28 日から 31 日	143.5mm	51.5mm
平成 21 年台風 18 号	10 月 8 日	136.0mm	61.5mm
平成 25 年台風 26 号	10 月 15 日から 16 日	217.0mm	35.0mm
平成 26 年台風 18 号	10 月 5 日から 6 日	231.0mm	24.5mm
平成 27 年台風 18 号	9 月 6 日から 11 日	402.0mm	53.0mm
令和元年台風 19 号	10 月 11 日から 15 日	234.5mm	34.5mm
令和5年台風2号	6月2日から6月4日	322.0mm	53.0mm

出典）越谷市



図 令和 5 年(2023 年)
台風 2 号の浸水状況

出典）越谷市

内容まで知っている,

3.4%

内容はあ
る程度知
っている, 18.6%

言葉は聞いたことが
あるが、内容までは
知らない, 33.6%

知らない,
44.4%

n=381

■市民の「適応」の認知状況

上記のように、本市においても気候変動のさまざまな影響が見られるものの、気候変動対策の「適応」という概念は新しく、市民の認知度は低い状況です。

図 「適応」の認知度（令和元年度(2019 年度)）
出典）越谷市、市民アンケート調査結果

本市の課題

課題１：気候変動対策「適応」の認知度向上

気候変動対策の「適応」は新しい概念で、市民にまだその用語が認知されていない状況にあります。

課題２：市域の影響やその規模の把握

気候変動の影響に備えていくためには、気候変動に伴い生じている市域での影響やその規模などを確認する必要があります。

課題３：気候変動対策「適応」に関する庁内での連携体制の構築

適応策を推進するためには、健康や防災など関連する部局と連携して取り組んでいく必要があります。

③ 廃棄物の処理状況

本市のごみ総排出量は平成30年度(2018年度)から令和元年度(2019年度)に一時的に増加傾向となり、令和2年度(2020年度)以降減少傾向となりました。生活系ごみは令和2年度(2020年度)以降減少傾向となっています。事業系ごみは令和2年度(2020年度)に大きく減少し、以降増加傾向となっています。資源回収量は、少子高齢化に伴い、活動団体数の減少が続いております。

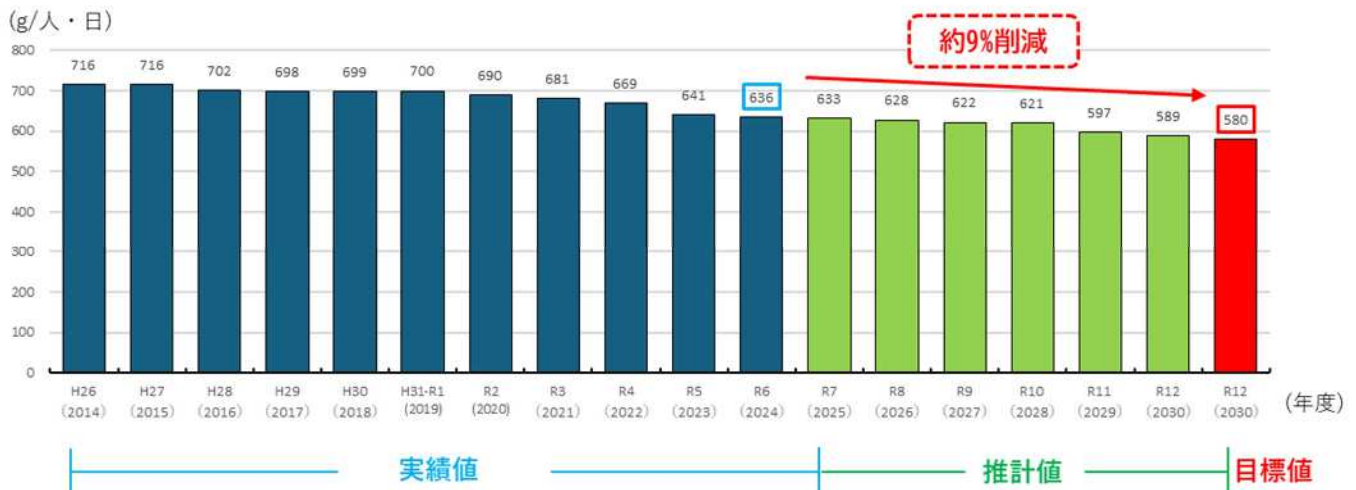


図 1 人1日当たりのごみ焼却量の推移

出典)「越谷市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画」(令和3年(2021年)4月、越谷市)

燃えるごみの組成を見ると、プラスチック類の占める割合が高く、家庭系ごみでは約47%を、事業系ごみでは約44%を占めています。ごみのポイ捨てや不法投棄に起因したプラスチックごみによる海洋汚染については、世界的な環境問題となっており、近年では微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが、生態系に与える影響などについて関心が高まっています。

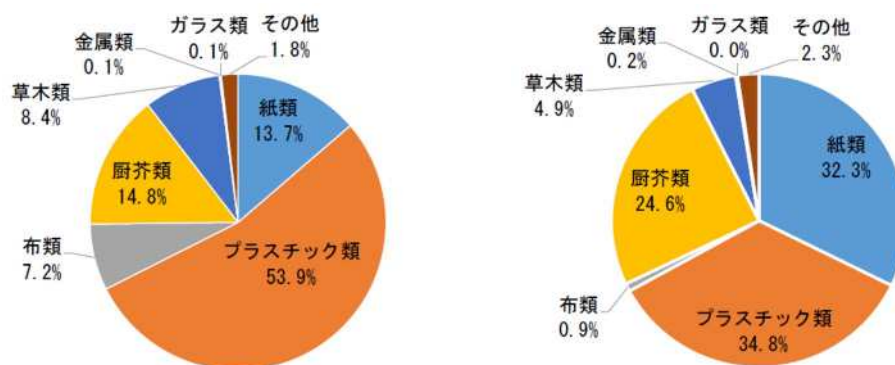


図 ごみ組成調査結果(左:家庭系ごみ、右:事業系ごみ)

出典)「越谷市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画」(令和3年(2021年)4月、越谷市)

※「家庭系ごみ」:家庭から排出される「燃えるごみ」と「燃えないごみ」を合わせたごみをいいます。

令和6年度(2024年度)の本市のリサイクル率は 17.5%で、令和3年(2021年)4月に策定された「越谷市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)」で定めたりサイクル率の目標(令和12年度(2030年度)25.0%)の達成は困難な状況です。

今後はプラスチックごみのリサイクルなど、リサイクル率を高める取組を進めるとともに、超高齢社会の進行などにより、ごみ集積所の管理やごみ出しが困難な高齢者が増加していることを鑑み、市民のニーズを的確に捉えながら、ごみ出しに関する新たな支援を検討する必要があります。



図 リサイクル率の推移

出典)「越谷市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画」(令和3年(2021年)4月、越谷市)

本市の課題

課題1：ごみ総排出量のさらなる減量が必要

ごみ総排出量は、全体的に減少傾向で推移をしており、特に令和2年度(2020年度)以降は大きく減少しています。その要因として、ごみの減量・資源化の取組みが進んだほか、人口が減少傾向に転じたことも影響しております。結果として総排出量は全体的に減少傾向にあるものの、引き続き市民・事業者・行政が協働し、さらなるごみの減量・資源化に取り組んでいくことが必要となっています。

課題2：リサイクル率の向上

リサイクル率は増減を繰り返しており、令和6年度(2024年度)は 17.5%に留まっています。各主体の分別の徹底が不十分であることなどが大きな要因となっています。リサイクル率向上に向けて、市民・事業者・行政が協働し、さらなるごみの資源化に取り組んでいくことが必要となっています。

課題3：超高齢社会への対応

超高齢社会の進行などにより、ごみ集積所の管理やごみ出しが困難な高齢者が増加しています。今後、さらに一人暮らしの高齢者などの増加が見込まれることから、市民のニーズを的確に捉えながら、ごみ出しに関する新たな支援を検討する必要があります。

課題4：プラスチックごみによる海洋汚染

ごみのポイ捨てや不法投棄に起因したプラスチックごみによる海洋汚染については、世界的な環境問題となっており、近年では微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが、生態系に与える影響などについて関心が高まっています。

④ 生物多様性の状況

本市の代表的な森林植生はスダジイ林とシラカシ林で、特に、越ヶ谷久伊豆神社本殿裏には小規模ながら自然植生に近いスダジイ林が残存している他、自然堤防上に屋敷林（ケヤキ・シラカシ林）がわずかに残存しています。その他、比較的広い面積を占める水田雑草群落では、スズメノテッポウ、タネツケバナ、ハコベ、イヌビエなどが生育しています。また、本市の特徴である河川敷の緑地帯には、大落古利根川や元荒川のノウルシ**やノカラムツ**、大落古利根川や葛西用水のキタミソウ*、元荒川のフジバカマ*などの希少種が生育しています。

このように市域には屋敷林や河畔林、農地や調節池、河川敷など多様な環境が広がり、四季を通じてさまざまな種類の鳥類や昆虫の他、水生生物、両生類、爬虫類、ほ乳類などが生育しています。

※埼玉県絶滅危惧種 **埼玉県準絶滅危惧種

■生きものの変化

本市を対象としたさまざまな生きものの調査の結果を見ると、本市に生息している多くの植物が危機的状況にあります。環境省、埼玉県でレッドリストに示される植物以外の普通種でも、生息状況が悪化しています。また、本市で確認されている野生動物も絶滅危惧種、準絶滅危惧種に指定されている種が非常に多くなっています。

表 本市で少なくなった（見られなくなった）主な生きもの

ハンノキ	キタミソウ	シラコバト	ミドリシジミ
			

出典)「平成24年度(2012年度)第4次ふるさといきもの調査報告書」(平成26年(2014年)1月、越谷市環境経済部環境政策課)、
「越谷市いきもの調査2017-2020報告書」(令和4年3月、越谷市環境経済部環境政策課)、埼玉県

また、近年、外来生物も本市に多数生息しています。外来生物法によって駆除の対象となっている特定外来生物や、外来生物行動計画で侵略的外来種に指定されているものも近年拡大傾向にあり、これら外来生物による生態系への影響が懸念されています。

表 本市で確認された主な特定外来生物

分類	種名	
哺乳類	アライグマ	マスカラット
鳥類	ガビチョウ	
爬虫類	アカミミガメ	カミツキガメ
両生類	ウシガエル	
魚類	アリゲーターガー	オオクチバス
	カダヤシ	ブルーギル
	チャネルキャットフィッシュ	
昆虫類	アカボシゴマダラ	クビアカツヤカミキリ
甲殻類	アメリカザリガニ	
クモ・サソリ類	セアカゴケグモ	
軟体動物等	カワヒバリガイ	
植物	アレチウリ	オオカワヂシャ
	オオキンケイギク	オオフサモ
	ミズヒマワリ	



オオクチバス



オオキンケイギク

■生きものの生息・生育地の変化

市民の生活を守るための河川や水路、調節池などの護岸整備や、農業生産基盤の整備の一環としての農業用水路のコンクリート化や堰の設置などは、自然環境の構造変化を通じて、生物にとっては生息環境の劣化につながるものもあります。また、河川敷にはアレチウリなどの外来植物が繁茂して在来植物を圧迫するとともに、画一的な草刈が行われている場所では希少植物の生育に支障が出ています。

また、効率的な農業経営を実施する上で、薬剤による種子消毒、殺虫剤の散布、化学肥料や農薬を使用していますが、自然生態系へ農薬などが流出（あるいは拡散）することで野生生物の生息に悪影響を与えることもあります。

埼玉県が作成した「自然評価マップ」（平成9年（1997年））によると、本市の半分以上が「野生生物の生育基盤が分断又は喪失している状況」とであると評価されています。河川敷や農地は良好な環境として評価されていますが、農地の面積は近年大幅に減少しています（4頁の図参照）。

また、堤防や水路のコンクリート造へ転換や農薬散布、開発による自然環境の改変や河川敷・樹木の不適切な管理などが生きものの生息環境の劣化に繋がっています。

このように、良好に存在するとされた本市の緑被地は大きく減少し、生きものの生息と生育地の消失・縮小・分断・劣化が進み、市域の動植物が危機的な状況にさらされています。

■市民の「生物多様性」の認識状況

「生物多様性の保全」の用語について、内容について知っている市民は4分の1程度に留まり、半数近い市民が用語自体を認知していません。

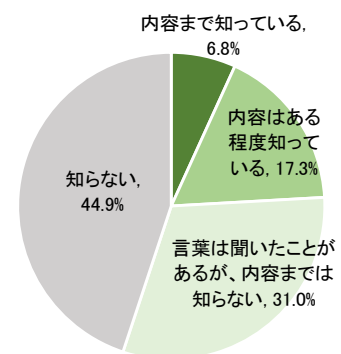


図 「生物多様性」の認知度
（令和元年度（2019年度））
出典）越谷市、市民アンケート調査結果

■埼玉県東南部地域生物多様性ガイドラインの策定

生物多様性の低下や侵略的外来生物の影響に対応するため、越谷市を含む広域連携自治体（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）の5市1町は、「埼玉県東南部地域生物多様性ガイドライン」を平成30年（2018年）に策定しました。

このガイドラインは、生物多様性の維持、向上を図るための基本的な方向についての共通指針を示しており、各市町が地域の実情に応じてガイドラインの行動目標や事例を自由に選択し、独自の活動をそれぞれ関係する各分野の計画に反映し、実施することが期待されています。

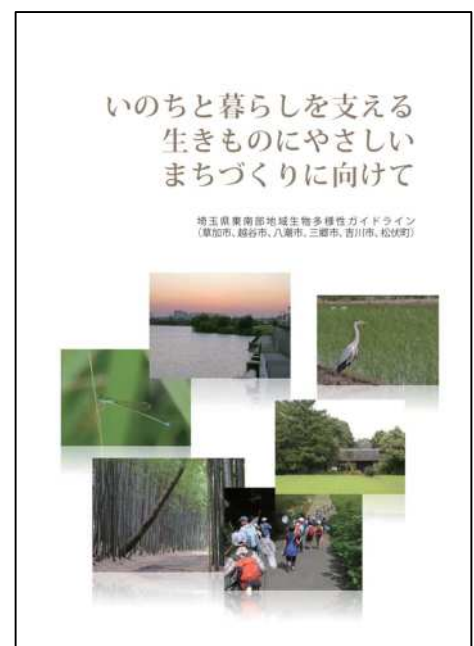


図 「埼玉県東南部地域生物多様性ガイドライン」の表紙
出典）越谷市

本市の課題**課題１：生きものが減少傾向**

これまで生息していた多くの生きものが本市で見られなくなったり減少したりしています。他方、外来生物の生息が近年拡大傾向にあり、鳥獣被害も増加しています。

課題２：生息・生育地の環境が劣化

河川や水路、調節池などの護岸整備、農業を維持するための農業用水のパイプラインや水路のコンクリート化、堰の設置などの構造変化が、生物によっては生息環境の劣化につながることもあります。また、河川敷での外来植物の繁茂が在来植物を圧迫するとともに画一的な草刈が行われている場所では、希少植物の生育に支障が出る場合があります。また、農業の薬剤消毒や殺虫剤の散布などの化学物質や河川・水路の水質汚染が生物多様性に悪影響を与えていることもあります。

課題３：生息・生育地が分断又は消失

都市化が進み、農地や樹林地が減少しています。また、開発の内容によっては生物多様性に悪影響を与えていることもあります。

これらの状況変化により生きものの生息・生育地は分断又は消失し、市域の動植物が危機的な状況にさらされています。

課題４：生物多様性の普及

「生物多様性」の用語やその重要性について市民の理解がまだ進んでいません。

⑤ 生活環境状況

■大気環境の状況

本市の大気環境について、東越谷第二公園内（東越谷測定局）及び千間台第四公園内（千間台西測定局）に設置した一般環境大気測定局で大気汚染状況の常時監視を行っています。この2箇所の測定局で測定される環境基準が定められている項目のうち、二酸化窒素や浮遊粒子状物質（SPM）や微小粒子状物質（PM_{2.5}）など、ほとんどの項目は環境基準を達成して推移しています。

光化学オキシダントは、前計画で「重点プロジェクト① 公害・災害対策の充実した街づくりプロジェクト」において各種取組を実施してきましたが、いずれの指標も環境基準を超えて推移し、改善が見られませんでした。埼玉県全域で同じ状況となっており、全国的に見ても光化学スモッグの発生が多い地域となっています。この状況は関東の南側に広がる臨海地域や都市部で排出された汚染物質が、化学反応を起こしながら風に乗って運ばれてくるためとされています。

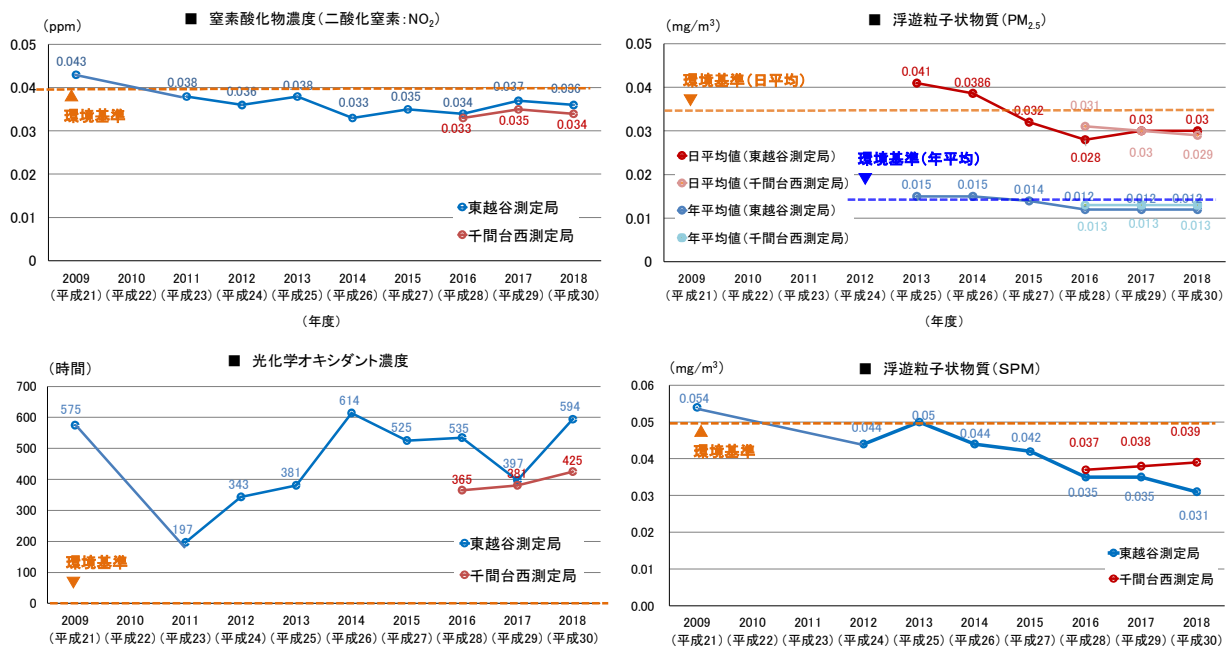


図 本市における大気汚染状況の経年変化

出典) 越谷市「環境白書のデータで最新状況としてください。」



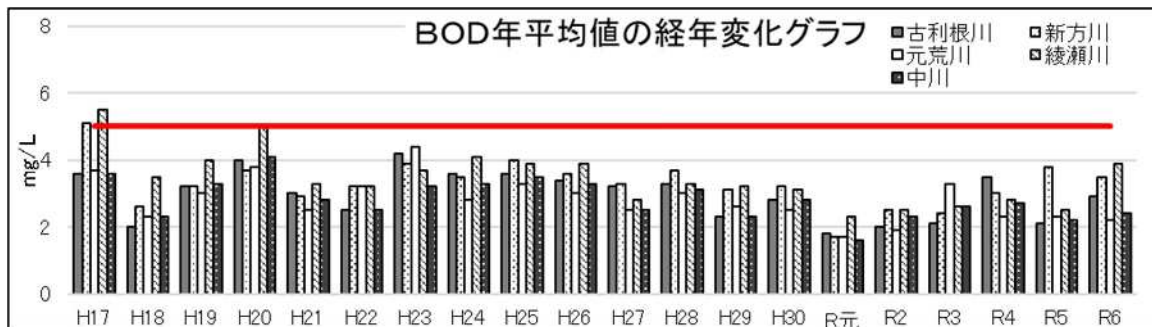
図 地区別光化学スモッグ注意報発令日数

出典)「令和6年(2024年) 光化学スモッグの発生状況について」(埼玉県)

■水環境の状況

本市の水環境は、主要5河川11地点と、流入水路7地点、大相模調節池1地点で定期的な水質調査を行っています。昭和30年代から40年代にかけての高度経済成長期に急速な都市化や工場・事業所の進出などにより河川の汚濁が進み、特に綾瀬川ではBOD(生物化学的酸素要求量、河川の汚れの代表的な指標の一つ)が高くなっていましたが、近年は流入する水路や河川の水質が、公共下水道の整備の進捗などによって全体的に改善傾向にあります。公共下水道が整備されていない地域では生活排水が河川の汚濁原因となり、環境基準を上回っている地点もあります。また、越谷市を流れる河川は源流を持たず、水源を水田の水に大きく依存し、農閑期の冬場は河川水量が減少するため、夏場に比べて水質が悪化する傾向にあります。

図 本市における河川のBODの経年変化



出典「令和7年度(2025年度)越谷市環境白書」

表 BODの毎月調査結果（令和6年度(2024年度)）（単位：mg/L）

月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均	75%値
河川名	古利根川														
	古利根橋	-	1.3	-	2.8	1.3	-	1.3	-	2.1	-	5.7	-	2.4	2.8
新方川	ふれあい橋	2.8	1.7	2.0	3.2	1.9	2.4	1.8	0.9	1.9	2.9	4.7	5.1	2.6	2.9
	せんげん橋	-	2.0	-	1.9	2.3	-	2.0	-	3.5	-	19	-	5.1	3.5
元荒川	昭和橋	5.0	1.6	2.6	3.2	3.1	2.7	1.9	0.6	2.4	3.5	6.0	6.1	3.2	3.5
	三野宮橋	-	1.7	-	2.1	1.4	-	0.7	-	1.7	-	4.4	-	2.0	2.1
綾瀬川	新平和橋	-	1.3	-	1.5	1.2	-	1.0	-	1.2	-	3.6	-	1.6	1.5
	中島橋	4.0	1.4	1.8	2.2	1.7	1.6	1.0	0.6	1.0	1.7	5.6	6.4	2.4	2.2
中川	佐藤橋	-	1.7	-	1.7	2.1	-	1.1	-	3.1	-	4.3	-	2.3	3.1
	綾瀬橋	3.9	1.5	1.7	2.2	2.7	1.9	2.5	1.1	2.6	3.9	8.4	5.0	3.1	3.9
中川	吉越橋	1.9	1.2	1.6	2.2	2.1	2.4	1.5	1.1	2.2	3.9	6.0	5.7	2.7	2.4

出典「令和7年度(2025年度)越谷市環境白書」

本市の課題

課題1：光化学オキシダント濃度が環境基準を超過

光化学オキシダント濃度が環境基準を超過して推移し改善が見られません。本市に限らず、埼玉県全域で同じ状況となっており、全国的に見ても光化学スモッグの発生が多い地域となっています。

課題2：生活排水による河川汚濁の発生

市域全体では、公共下水道の整備の進捗などによって全体的に改善傾向にありますが、公共下水道が整備されていない地域では生活排水が河川の汚濁原因となり、環境基準を上回っている地点があります。

⑥ 環境学習や環境活動の取組状況

本市では、環境施策を推進するためのさまざまな市民参加型環境保全活動を展開してきました（下表参照）。この他にも、川をめぐる子ども体験バスツアー（平成28年度（2016年度）～）や苗木の植樹イベント（令和6年度（2024年度））などの新しい取組を実施しています。

表 越谷市の市民参加による主な環境保全活動

こしがや環境サポーター 市民や団体、教育機関などにおける環境配慮活動などへの協力、支援を進めながら地域における自然環境保全、普及啓発活動を幅広く推進していくため、平成27年度（2015年度）から開始した制度です。サポーターは、環境イベントへの協力や、学校の環境学習への支援を行っています。令和6年度（2024年度）末現在の登録数は、市民サポーター27名、企業サポーター20社です。	クビアカツヤカミキリ勉強会 桜やウメなどのバラ科樹木を加害する特定外来生物クビアカツヤカミキリについて学習していただき、被害拡大を抑えることを目的として令和4年度（2022年度）より開催しています。勉強会は屋外で行っており、被害にあっている樹木の見分け方、薬剤を用いた防除方法、成虫の駆除方法まで、実体験をもって学んでいただいています（毎年1回開催）。
コシガヤホシクサ保全活動 昭和13年度（1938年度）に越谷市で発見され、後に自然絶滅してしまったコシガヤホシクサの保全を目的として、農業技術センターで行っている栽培に市民の協力をいただいています。（毎年2回開催）。	オオオナモミ除去活動 埼玉県希少野生動植物に指定されている絶滅危惧種キタミソウが自生する葛西用水路瓦曽根溜井にて、在来種の生息を脅かす外来植物オオオナモミの駆除を平成28年度（2016年度）より開催しています（毎年1回開催）。



出典）越谷市



出典）越谷市

■市民の参加状況

本市では市民や事業者が参加できる事業やイベントなどを継続的に実施していますが、令和元年度（2019年度）に実施した市民アンケートでは、回答者の75%がこれまでの市や団体が主催する環境イベントに参加したことがないと回答しています。



図 環境イベントへの参加者数の推移
出典）越谷市

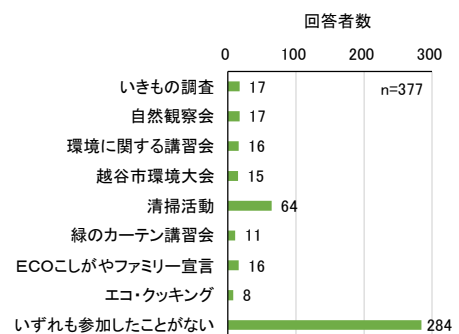


図 環境イベントへの参加状況
出典）越谷市、市民アンケート調査結果

■市民 34 万人の消費力

本市は、令和7年（2025年）4月1日現在で163,985世帯の市民が生活し、多くの消費支出が発生しています。市民・事業者と協働して環境に配慮した行動を実践していくためには、これらの消費支出をエシカル消費（114 頁のコラム、用語集参照）に徐々に転換するとともに、地産地消の推進が必要です。

本市の課題

課題1：市民・事業者との協働

令和元年度（2019年度）の市民アンケート調査では回答者の75%がこれまでの市や団体が主催する環境イベントに参加したことがないと回答しています。

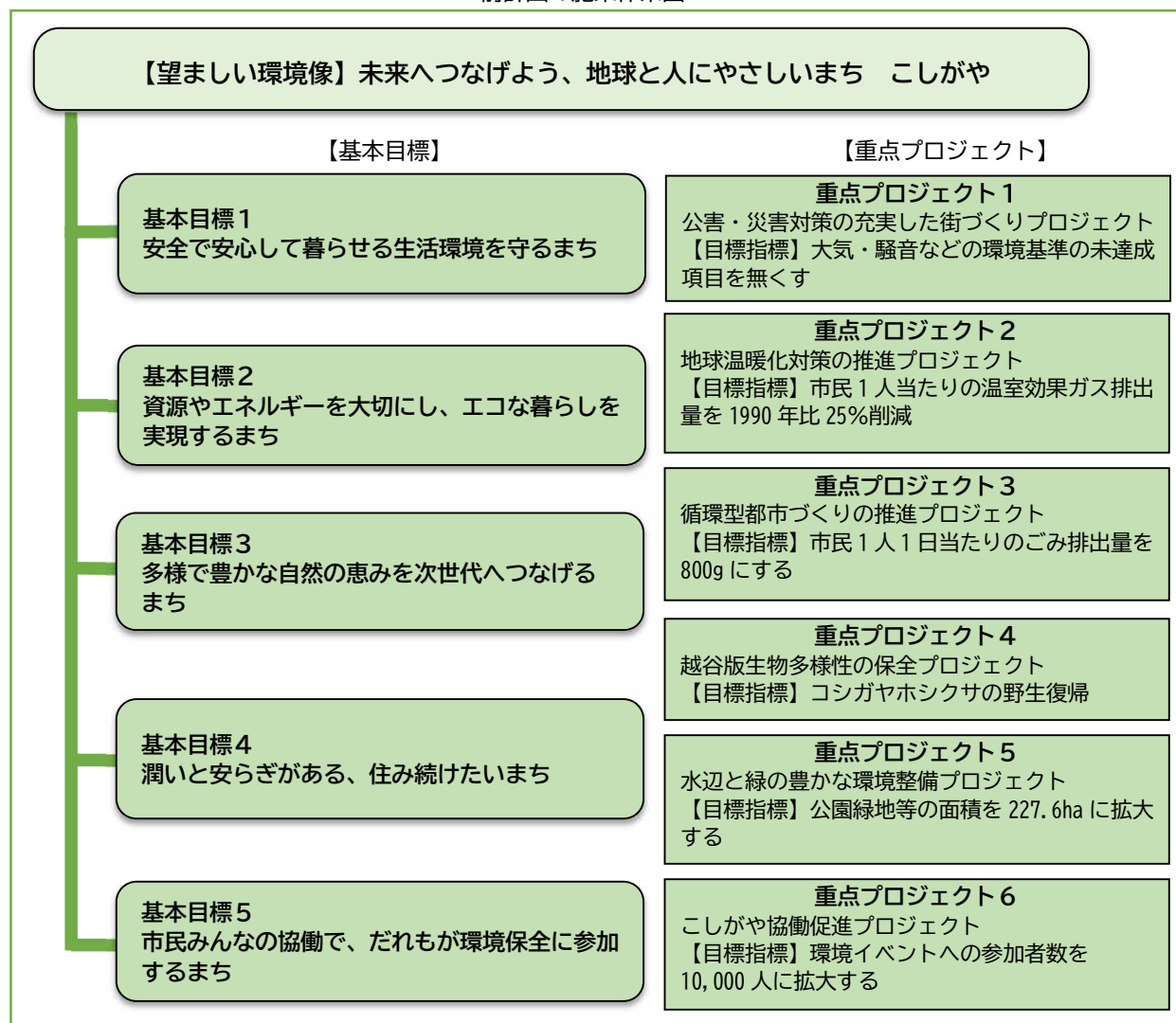
課題2：エシカル消費への転換

本市では令和7年（2025年）4月1日現在で163,985世帯の市民が生活し、多くの消費支出が発生しています。本市の消費力を環境に貢献する原動力に転換し、エシカル消費へと転換していく必要があります。

(3) 前計画の進捗状況

平成23年(2011 年)12 月に策定された「越谷市環境管理計画」は、5年を経過した平成27年度(2015 年度)に施策・指標・目標値を見直し、平成28年(2016 年)4月に一部改定を行っています。5つの基本方針の下、293 の施策と 42 の指標値、さらに6つの重点プロジェクトを設け、令和2年度(2020 年度)までの 10 年間、取組を進めてきました。

前計画の施策体系図



施策と指標の進捗

平成23年度(2011 年度)から平成30年度(2018 年度)までの8年分の施策及び指標の進捗状況を整理したところ、293 施策のうち実施率が 80%以上であったのは 179 施策(62%)であり(そのうち、105 施策は実施率が 100%)、取組状況は良好でした。他方、実施率が 0%(8 年間一度も実施されていない)の施策が 22 ありました。

42 指標のうち、既に令和2年度(2020 年度)の目標値を達成している指標は7(全体の 17%)、目標達成に向けて順調に推移している指標は 10(全体の 24%)であり、計画終了時には半数近くの指標が目標達成されるものと見込まれています。

また、計画策定以降の状況や社会的要請を踏まえ次表で整理する新たな取組も始まりました。

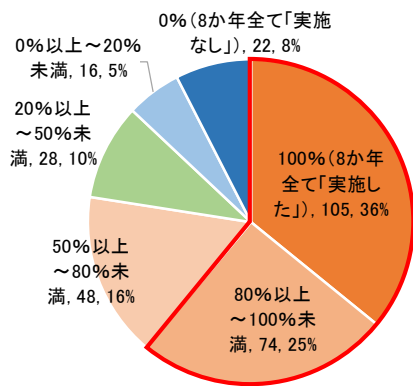


図 施策実施率の内訳

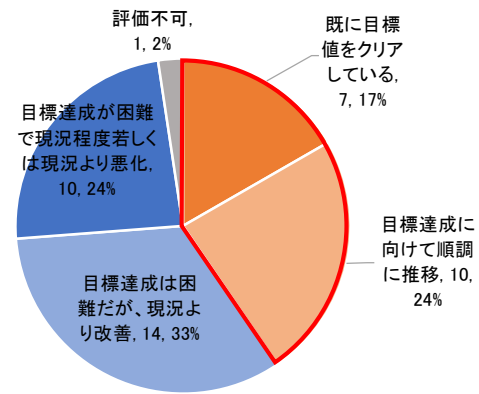


図 評価区分ごとの指標数内訳

表 前計画策定以降の主な新しい取組

関連する基本目標	取組内容
基本目標1 安全で安心して暮らせる生活環境を守るまち	- 放射線量の測定と除染などの対策実施 - 千間台西測定局の新設 - エコドライブステッカー作成配布
基本目標2 資源やエネルギーを大切に、エコな暮らしを実現するまち	- 道路照明 LED 化 - こしがや公共交通ガイドマップの作成 「COOL CHOICE」への賛同と、「越谷市『COOL CHOICE』宣言」 - 太陽光発電設備に加えて「蓄電池」補助金の創設 - 食品ロス削減の啓発 - 越谷市役所プラスチック・スマート宣言
基本目標3 多様で豊かな自然の恵みを次世代へつなげるまち	- 平方自然観察林用地取得 - クビアカツヤカミキリ(外来種)の駆除対策 「越谷市いきもの調査 2017-2020」の実施 「埼玉県東南部地域生物多様性ガイドライン」の策定
基本目標4 潤いと安らぎがある、住み続けたいまち	- こしがや緑のオアシス 2020 プロジェクト - 緑の基本計画の改定 - 越谷ふるさと米の販売
基本目標5 市民みんなの協働で、だれもが環境保全に参加するまち	- こしがや環境サポーター - 越谷生物多様性子ども調査の実施(学校を中心とした環境教育の展開) - 新規イベントの開催
その他	- 学校防災マニュアルの策定 「越谷市学校防災の日」の制定

表 指標一覧と進捗状況評価

基本目標	指標項目		単位	現況値 (H21)	2018 (H30)	目標値 (R2)	評価	
基本目標Ⅰ 安全で安心 して暮らせ る生活環境 を守るまち	窒素酸化物濃度		東越谷測定局	ppm	0.043	0.036	環境基準値 0.06ppm 以下	◎
			千間台西測定局	ppm	-	0.034		
	光化学オキシダント濃度		東越谷測定局	時間	575	594	0	×
			千間台西測定局	時間	-	425		
	浮遊粒子状物質 (SPM)		東越谷測定局	mg/m ³	0.054	0.031	環境基準値 0.1mg/m ³ 以下	◎
			千間台西測定局	mg/m ³	-	0.039		
	微小粒子 状物質(P M _{2.5})	年 平均	東越谷測定局	mg/m ³	-	0.012	年平均値 0.015mg/m ³ 以下	◎
			千間台西測定局	mg/m ³	-	0.013		
		日 平均	東越谷測定局	mg/m ³	-	0.03	日平均値 0.035mg/m ³ 以下	
			千間台西測定局	mg/m ³	-	0.029		
	水質環境基準適合率			%	90	85	100	×
	生活排水処理率			%	77.70	89.9	97.4	△
	公共下水道(汚水)普及率			%	82	83.79	84	○
	水洗化率(総振)			%	93	95.52	96	○
幹線道路沿いの騒音環境基準の達成			%	0	91.1	100	△	
騒音、振動に関する苦情件数			件	68	73	50	×	
ダイオキシン類の環境基準の達成(公共用水域)			-	達成	未達成	達成	×	

第1章 越谷市環境管理計画の考え方

基本目標	指標項目	単位	現況値 (H21)	2018 (H30)	目標値 (R2)	評価
基本目標2 資源やエネルギーを大切に、エコな暮らしを実現するまち	市民1人当たりの温室効果ガス排出量(1990年比)	%	31 (H19)	31 (H29)	-25	×
	越谷市に起因する温室効果ガス排出量(1990年比)	%	48 (H19)	59 (H29)	-10	×
	公用車における低燃費車の導入割合	%	9.4	45.7	50	○
	こしがや緑のオアシス認定件数	件 (累計)	138 (H26)	320	2020	△
	歩道の整備率	%	59	65.3	67	△
	住宅用太陽光発電設備設置補助件数	件 (累計)	33	1,340	1,500	○
	グリーン電力証書による風力・バイオマス等を活用した発電量	万 kWh	123	H29 終了	123	△
	長期優良住宅着工率	%	12	22	30	△
	1人1日あたりのごみ排出量	g	865	793	800	◎
	リサイクル率	%	18.2	17.4	25.4	×
	市民への雨水利用施設設置費補助件数	件 (累計)	276	399	600	△
基本目標3 多様で豊かな自然の恵みを次世代へつなげるまち	越谷市ふるさといきもの調査で確認される動植物の種類	種	1,032 (H19)	※調査方法が変更	現況以上	-
	コシガヤホシクサの野生復帰	-	野生絶滅 (H21 現在)	試験区及び屋外見本園での開花・結実	野生復帰	△
	キタミソウの保護	生息力所	2	2	現況以上	◎
	在来種フジバカマの保全	生育面積 (㎡)	85	75	現況以上	×
	緑道整備の進捗率(総振)	%	53.3 (H26)	55.7	54	◎
	樹林・樹木の現況調査の進捗率	%	20.8 (H26)	20.8	100	×
	平方公園整備事業の用地取得の進捗率	%	23 (H26)	98	100	○
	公園緑地等の面積	ha	198.23 (H27)	200.48	227.6 (R12)	△
基本目標4 潤いと安らぎがある、住み続けたいまち	維持管理団体の数	団体	52 (H26)	69	70	○
	越谷市郷土芸能祭出演者数	人 (累計)	680 (H26)	1,445	1,720	○
	環境保全区域での自然観察会等の開催数	回(年)	-	0	年2回	△
	電線類地中化の進捗率	%	47	84.1	92.9	△
	景観の市民満足度	%	58.3 (H26)	67.7	70	○
	違反広告物撤去枚数	枚	11,047	6,447	5,166	○
	農地の利用集積地域数	地域	2 (H26)	3	4	○
基本目標5 市民みんなの協働で、だれもが環境保全に参加するまち	農業・農村支援ネットワークづくり事業実施要領に基づく事業を実施している地区の数	地区	3	6(H29) H29 終了	6 (H29)	◎
	環境教育資料「しらこぼと」を活用している学校の実施率	-	-	75.5	100 (45/45校)	△
	ECO こしがや推進事業所宣言をした企業の数	社	106	109	300	△
	ECO こしがや環境ファミリー宣言をした世帯の数	世帯 (累計)	3,782	6,227	8,000	△
	環境イベントへの参加者数	人	6,725	5,874	10,000	×

評価の凡例：◎：既に目標値をクリア

△：目標達成は困難だが、現況より改善

○：目標達成に向けて順調に推移

×：目標達成が困難で現況程度若しくは現況より悪化

市民の評価

令和元年度(2019年度)に実施した市民向けアンケート調査では、10年前の地域の環境と比較した現在の環境状況について、改善されているとの回答(良くなっている(「どちらかといえば」を含む)43.1%)が悪化しているとの回答(悪くなっている(「どちらかといえば」を含む)17.3%)と比べて多くなっています。

また、同じアンケート調査で得られた回答結果から、基本目標ごとの満足度指数を算出したところ、「基本目標4」(0.30)の満足度が最も高く、次いで「基本目標1」(0.24)であり、「基本目標5」(0.05)の満足度が最も低い結果となりました。

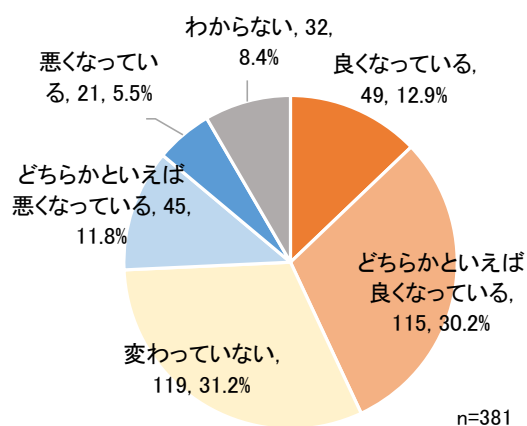


図 10 年前と比較した居住地域の環境状況

出典) 越谷市、市民アンケート調査結果

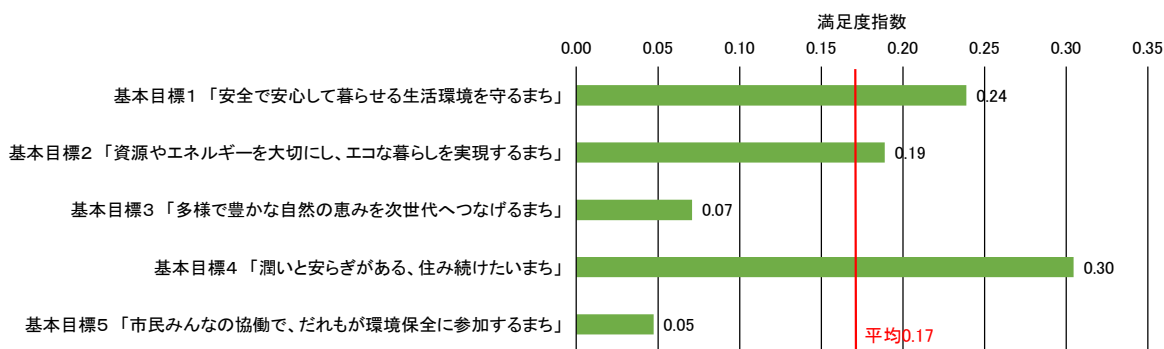


図 基本目標ごとの満足度（満足度指数）

満足度指数 = { (満足 × 2) + (やや満足 × 1) + (やや不満 × -1) + (不満 × -2) } / 回答者数

出典) 越谷市、市民アンケート調査結果

(4) 本市の環境課題と今後の方向性

これまでに整理した「本市の環境を取り巻く国内外の変化」と、「本市の環境状況」及び「前計画の進捗状況」の内容から本市の環境課題を抽出し、今後の方向性について整理しました。

本市の環境を取り巻く国内外の変化と今後の方向性

【踏まえるべき動向】

【今後の方向性】

SDGs が世界の合言葉に
地域循環共生圏の構築

■計画への SDGs の考え方の反映

環境分野は SDGs の礎となるため、本市の環境管理計画は SDGs 達成のため重要な意味があります。そこで、本計画の根幹となる望ましい環境像や計画策定の方向性に SDGs の考え方を反映し、地域循環共生圏を構築していく必要があります。

また、市民や事業者のみならず市職員の SDGs の認知や理解を深めるとともに、各実施施策と SDGs ターゲットを紐づけし、各担当課が実施施策と SDGs ゴール・ターゲットを意識した取組を展開する必要があります。

温室効果ガス実質排出ゼロ
を目指す時代へ

■脱炭素社会に向けた実効性のある取組の展開

脱炭素社会づくりへの社会要請が高まる中、国が「2050 年温室効果ガス実質排出ゼロ（カーボンニュートラル）」に取り組むことを宣言し、地方公共団体においても約 1,200 の自治体がゼロカーボンシティ宣言を行っています（令和 7 年（2025 年）6 月現在）。本市も令和 3 年（2021 年）4 月に宣言を行っており、今後はカーボンニュートラルを実現するための実効性のある取組を展開していく必要があります。

気候危機、気候変動影響
への適応ニーズの高まり

■気候変動の影響を回避・軽減するための計画の策定

気候変動の影響やそれに対する脆弱性や早急に対応を要する分野などは地域特性により異なることから、適応策は、地域の現場において主体的に検討し、取り組むことが重要です。そのため、住民生活に関連の深さまざまな施策を実施している市町村単位で適応計画を策定し、実施していくことが必要で、気候変動適応法においても策定の努力義務が定められています。

持続可能な資源循環（サー
キュラーエコノミー）
への移行

■持続可能な資源循環形成に向けた実効性のある取組の展開

近年の大量生産・大量消費型の経済社会活動は様々な環境問題を引き起こすことから、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」を形成することが求められています。そのため、同資源循環の形成に向けて、市民・事業者との協働により実効性のある取組を展開していく必要があります。

生物多様性の危機

■地域固有の状況を踏まえた取組の展開

生物多様性の状況は地域固有であり、その保全と持続可能な利用に向けた取組は、地域の実状に合わせて展開することが望まれます。本市では、平成 30 年（2018 年）3 月に、生物多様性の状況が似通った県東南部地域（5 市 1 町）で「生物多様性ガイドライン」を策定しており、その内容を本市の実状を踏まえて本計画に反映します。

人口の減少・超高齢社会
への突入

■魅力ある地域づくり

持続可能な環境を保全し、豊かな環境を創造していくためには、大幅な人口減少を食い止める必要があります。また、人口が減少し、高齢者の割合が高まったとしても、市民が心地よく快適に生活していくためには「誰にとっても住みやすい」地域づくりが重要となります。そのため、環境面からも魅力を高め、市民（特に今後増加する高齢者）や事業者が長く住みたい・働きたい地域にしていく必要があります。

超スマート社会の到来

■IoT 技術や開発される技術等の積極的な活用

これまでの延長線上の取組では、現在の多様で複雑な環境課題の解決や、高い目標の達成は困難な状況にあります。他方、科学技術やIoT 技術の進展は目覚ましく、解決や創造に寄与する可能性のある技術やサービス、仕組みはどんどん開発されています。

本市においても、これらの IoT 技術や今後開発される技術等の情報を収集し、導入に向けた積極的な検討を行う必要があります。

ESG 投資の拡大

■企業の SDGs 取組と非財務情報の開示の拡大

近い将来、ESG 経営を行わない企業は、市場や消費者、従業員、取引先、株主などのステークホルダー（利害関係者）からの共感を得られなくなり、企業としての成長につながらず持続的な経営が難しくなります。

地域に立地する企業の持続性を高め、地域課題の解決のパートナーとするため、企業の SDGs の取組や取組情報の開示を後押しすることが必要です。

本市の環境状況の課題と今後の方向性

① 温室効果ガスの排出状況

目標達成に向けたさらなる推進

■全ての主体の取組の喚起

家庭部門、業務その他部門、運輸部門の合計が排出量の約86%を占めるため、大幅削減を達成するためには各主体が一層の取組を行うことが必要となります。省エネルギー型建築物や機器への更新、次世代自動車への転換などを進めるとともに、購入や使用を選択しやすい環境の整備やそれらを利用する際の市民や事業者の認識や行動の変革が必要です。

市内の再生可能エネルギーだけでエネルギー需要を満たすことは困難

■市外の再エネ調達の推進

市域内に存在する再生可能エネルギーを活用していくことは災害時などのエネルギーレジリエンスの強化につながるため、引き続き取組が必要です。一方で、温室効果ガス排出量の大幅削減のためには市域内の再生可能エネルギーだけでは市内のエネルギー需要を賄うことは困難なため、市外から再生可能エネルギーの調達が必要です。

再生可能エネルギー電力
への転換

■再生可能エネルギー電力利用の推進

平成28年(2016年)に電力小売が全面自由化になり、電力会社を選ぶことが出来るようになりました。市外の再エネ調達を行う方法として、各家庭や事業所で再生可能エネルギーの割合の高い電力メニューを選ぶことで、市域の温室効果ガス排出量の削減に寄与することができます。

今やれる施策や技術だけでは大幅な削減が困難

■新たな技術の活用など継続的な探求

国内外の課題が増大、複雑化する中で科学技術革新を推進する必要性が増大しており、IoT、ビッグデータ、人工知能などによる変革は、従来にないスピードとインパクトで進行しています。

本市の取組においても、温室効果ガス排出量の大幅削減に資する施策や技術の情報を収集し、導入に向けた積極的な検討を行うことが求められます。

② 気候変動影響の発生状況

気候変動対策「適応」の
認知度向上

■適応の概念と対策の必要性の理解促進

具体策を展開し、市民や事業者実践・協力してもらうためには、まずは「適応」の概念とその対策の必要性について理解を深めていくことが必要です。

市域の影響やその規模の
把握

■気候変動影響評価の把握と取組の推進

気候変動の影響に備えていくためには、気候変動に伴い生じている市域での影響やその規模などを確認することが必要です。また、気候変動の影響は幅広い分野に及びますが、行政が実施できる対策には限りがあるため、重大な影響を及ぼすと考えられるものから優先的に着手することが求められます。

気候変動対策「適応」に
関する庁内での連携体制
の構築

■庁内外の連携強化

気候変動適応策の推進に当たっては、健康や防災など関連する部局と綿密な連携を図り、総合的・計画的に推進していくことが必要です。また、国や県と連携し、最新の知見や研究情報を収集していくことが必要です。

③ ごみの発生状況

ごみ総排出量のさらなる
減量

■協働による分別の徹底

家庭ごみの課題に対する取組は、高齢者や単身世帯、外国人の増加傾向を踏まえ、排出者の動向や地域特性などを考慮しながら展開していく必要があります。

事業系ごみは、排出事業者や一般廃棄物収集運搬許可業者に対し、ごみの排出抑制や分別の徹底について意識啓発をより一層行い、指導を徹底していく必要があります。また、排出者責任のもとに処理・資源化されることが大原則であるため、事業系ごみの発生抑制・減量の取組をさらに推進し、削減を図る必要があります。

リサイクル率の向上

■仕組みや制度の見直し、推進体制の整備

リサイクル率を向上させるため、集団資源回収事業の活性化や廃棄物減量等推進員制度の見直しが必要です。また、食品リサイクルを推進するために食品リサイクル法に準拠したリサイクル事業への参入を検討している事業者についての情報収集や食品リサイクルの推進体制の整備が必要です。

超高齢社会への対応

■ごみ出し支援策や収集・処理方法の在り方の検討

今後、さらに一人暮らしの高齢者などの増加が見込まれることから、これまでの「ふれあい収集」に加え、新たなサポートを検討する必要があります。また、在宅医療廃棄物や使用済み紙おむつの排出量増加に対応するため、医療機関、収集運搬許可業者の関係機関と連携・協力のもと、収集・処理方法の在り方について検討する必要があります。

プラスチックごみによる
海洋汚染

■市民への周知啓発

プラスチックごみ削減に向けて、各行政機関、市民、事業者などが一体となって取り組むことが重要です。そのために、本市ではレジ袋やワンウェイプラスチック製品などの使用抑制、ポイ捨て・不法投棄撲滅の徹底及び清掃活動の推進に係る市民への周知啓発を進める必要があります。

④ 生物多様性の状況

生きものが減少傾向

■生きものを大切にする

生きものの絶滅や減少を防ぐため、生きものに配慮した開発や河川、水路などの整備を行ったり、希少動植物が本市で生息できるよう回復に努めたり、地域の伝統的な作物を維持することが必要です。

生息・生育地の環境が劣化

■生息環境の維持と回復を図る

生物多様性を保全する農業の振興を図り、耕作放棄地の発生予防や再生に努めることが重要です。また、生きものに配慮した河川、水路、調節池などの管理や樹林地管理を推進、支援するとともに、公園緑地などの緑の質的向上、水系の水質改善を図ることも重要です。

新たな生きものの生息・生育地として積極的にビオトープを整備し、適切に維持するための管理を行うことも重要です。

生息・生育地が分断・消失

■生きものが暮らす環境を守る

法令を遵守して農地保全に努めることや、個人所有の樹林地や樹木の管理負担を軽減し保全に努める必要があります。

また、生物多様性に正負の影響を与える方策の確認と実施を進めることも重要です。

■グリーンインフラの整備と活用を図る

生きものの生息・生育地を確保し、その他の多面的な機能を合わせ持つグリーンインフラを整備し、まちづくりに活用することが重要です。合わせて、分断された緑被地をつなぐ生態系ネットワークを整備していくことも必要です。

生物多様性の普及

■生物多様性の主流化を図る

生物多様性保全の意義が市民によく理解される必要があるため、普及啓発活動を進めることが重要です。合わせて、学校や地域での環境学習の推進や生物多様性を体験できる活動を進めることが求められます。

⑤ 生活環境状況

光化学オキシダント濃度が環境基準を超過

■継続した環境項目測定と事業所の監視・指導

これまで公害の未然防止、生活環境の保全を図るため、大気や公用水域の環境測定を実施してきましたが、今後も引き続き測定を継続し、状況に応じて測定項目や測定地点の充実に努める必要があります。

また、立ち入り調査などにより規制基準を超える工場などの改善指導も引き続き継続して行う必要があります。

生活排水による河川汚濁の発生

■生活排水対策強化による河川の浄化推進

公共下水道が整備されていない地域では生活排水により河川水質が環境基準を上回っている地点があるため、引き続き公共下水道や合併処理浄化槽の整備などの生活排水対策の推進が必要です。

⑥ 環境学習や環境活動の取組状況

市民・事業者との協働

■より多くの市民が参加できる仕組みの検討

市の環境イベントなどに、より多くの市民や事業者が参加できる仕組みをつくり、より多くの市民や事業者が市の環境施策に協力し、自らのライフスタイルや事業活動を環境にやさしい方向に転換することが必要です。

エシカル消費への転換

■環境に配慮した消費行動の推進

市民の消費行動が変化することでお金の流れを変え、新たな市場が創られる可能性もあります。そこで、市民の消費行動をエシカルな消費に向かうよう普及啓発することが必要です。

前計画の進捗状況の課題と今後の方向性

未実施施策が存在

■庁内連携と社会ニーズや実施状況を踏まえた柔軟な対応

実施されなかった施策の中には、各担当課における施策の優先度、対象施策の実施タイミングの齟齬、社会状況を踏まえた変化などで実施されなかった経緯があります。

そのため、計画への重要度を関係課に認識されるよう庁内連携を強化し、情報を共有するとともに、社会ニーズや実施状況を踏まえ、柔軟に素早く対応できる体制づくりが必要です。

「参加・協働」の市民満足度が低い

■より多くの市民が参加できる仕組みの検討（再掲）

4 環境管理計画の基本的事項

(1) 環境管理計画の目的

本計画は、「越谷市環境条例」第8条に基づき策定され、条例に掲げる理念を具現化するために環境の保全及び創造を図るために目標や施策の基本的な方向性を示し、これらを総合的、体系的かつ計画的に推進することを目的とします。

越谷市環境条例

(環境管理計画)

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造を図るための基本計画である越谷市環境管理計画（以下「環境管理計画」という。）に基づき、各種の施策等を講ずるものとする。
- 2 環境管理計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する総合的な施策の大綱
 - (3) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境管理計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いたうえで、越谷市環境審議会（以下「環境審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境管理計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境管理計画の変更について準用する。

(2) 環境管理計画の位置付け

本計画は、市政経営の基本である「越谷市総合振興計画」における環境分野のマスタープランとして位置付けられ、環境分野に関連する各種計画及び施策を立案する上で基本となる計画です。

本市の最上位計画である「第5次越谷市総合振興計画」の方向性を踏まえ整合性を取りながら、廃棄物や緑などに関する分野別計画との整合を図り連携することで、全庁をあげた推進を図ります。

また、本計画の温室効果ガスの削減に係る内容は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成28年法律第50号）第21条第3項に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）として、気候変動適応策に係る内容は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条に基づく地域気候変動適応計画として、生物多様性に係る内容は「埼玉県東南部地域生物多様性ガイドライン」に基づくアクションプランとして位置付けます。

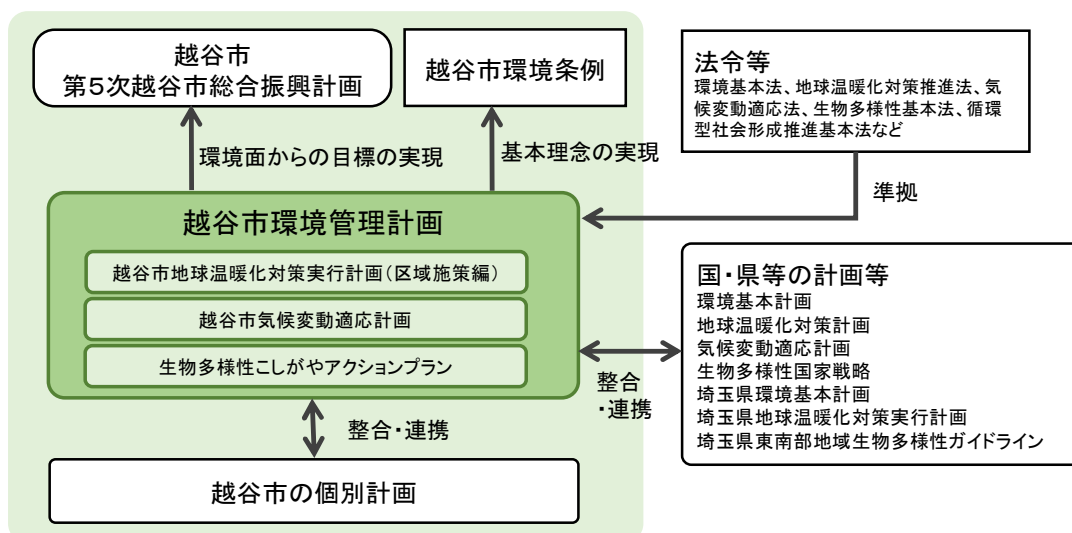


図 環境管理計画の位置付け

(3) 計画の対象範囲

本計画の対象となる環境の範囲は、以下の通りです。

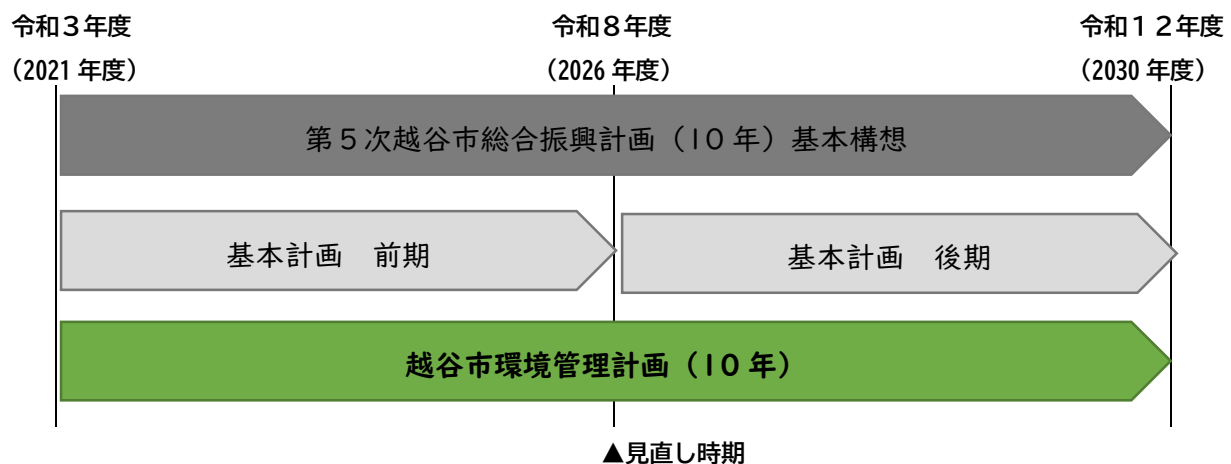
環境分野	具体例	関連する個別計画
気候変動緩和※ (脱炭素)	地球温暖化、エネルギー、交通など	越谷市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 越谷市一般廃棄物処理基本計画 越谷市緑の基本計画 越谷市地域公共交通計画
気候変動適応※	気候変動影響、ヒートアイランド現象、防災など	越谷市地域防災計画 越谷市中小企業振興計画
資源循環	廃棄物処理、資源リサイクル、地産地消、美化活動など	越谷市一般廃棄物処理基本計画 越谷市都市農業推進基本計画
生物多様性・ 自然共生	緑(樹木など)、河川、河畔林、屋敷林、生態系、生物多様性、生息空間、公園、緑地、環境保全型農業など	越谷市緑の基本計画 越谷市都市農業推進基本計画 越谷市教育振興基本計画
生活環境	大気質、水質、水循環、地下水、騒音、振動、悪臭、土壌、地盤、景観、文化財など	越谷市一般廃棄物処理基本計画 越谷市都市計画マスタープラン 越谷市景観計画 越谷市教育振興基本計画
環境学習・ 環境活動	子どもへの環境教育など	越谷市教育振興基本計画

※用語集(139頁参照)

(4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とします。

なお、環境を取り巻く状況や社会情勢などの変化を踏まえ、5年後となる令和8年度(2026年度)に見直しを行います。



第2章
越谷市の望ましい
環境像と基本理念

第2章 越谷市の望ましい環境像と基本理念

Ⅰ 望ましい環境像

「越谷市環境条例」(平成12年3月31日条例第17号)の前文に示す通り、本市では「真に豊かな環境を保全し、創造」していくことが望まれています。

また、本市の環境施策は、「第5次越谷市総合振興計画」で掲げられた将来像「水と緑と太陽に恵まれた みんなが活躍する安全・安心・共生都市」の実現に向け、他のさまざまな分野と相互に連携を図りながら、総合的に施策・事業を展開していくことが求められます。

本市は、「水郷こしがや」と呼ばれてきたように、豊かな水や土壌などの自然の恵みを受け、広々とした農地や屋敷林などを含めた都市と自然とが調和した地域を形成していました。

しかし、急激な都市化の進行や生活様式の変化などにより、こうした調和が崩れ、自然生態系の多様性が低下し、さらには地球全体で進行する温暖化やその影響による気候変動も相まって、「豊かな環境」や「持続性」の維持は、今後容易なものではなくなってきています。

現在の越谷市民だけでなく未来の越谷市民にとっても「豊かな環境」が享受でき、住み続けたい「安全・安心・共生都市」を目指すためには、本市に属する市民や事業者などすべての人が責任を持って考え、行動することが必要です。そこで、本市の望ましい環境像を『みんなで創ろう 越谷の豊かな環境と未来』と設定しました。

第5次越谷市総合振興計画に掲げる将来像

水と緑と太陽に恵まれた みんなが活躍する安全・安心・共生都市



本計画における望ましい環境像

みんなで創ろう 越谷の豊かな環境と未来

越谷市環境条例（前文）

越谷市民は、「水郷こしがや」と呼ばれるように、かつては湿地や沼が広がり、その豊かな水や土壌などの自然の恵みを受けて広々とした農地や屋敷林などを含めた環境のもとで、生活を営んできた。

これまで、先人の知恵により、環境と人間が健全で調和のとれた関係を保ってきたことにより、固有の文化を創出してきた。

しかし、急激な都市化や科学技術の発達と資源やエネルギーを大量に消費する社会は、こうした調和を崩し、自然の生態系を破壊し、さらにすべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を確保するうえにおいて必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、祖先より受け継がれた貴重な環境を子孫に伝え残すべき責務を有している。

私たちは、今日の生活様式やそれを支える社会システムが、大気、水、土壌及び様々な生物の微妙な均衡と循環のもとに成り立っていることを認識し、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築していかなければならない。

ここに、全市民の英知と努力により真に豊かな環境を保全し、創造していかなければならないことを決意し、その実現のためにこの条例を制定する。

2 基本理念

本計画では、今後わたしたちがどのように「豊かな環境と未来」を創造していくのかを明確化するため、以下の3つを「基本理念」として定めます。

基本理念1 環境面から社会・経済課題の同時解決

基本理念2 行政・市民・事業者の協働

基本理念3 地域資源の持続的な活用

基本理念1 環境面から社会・経済課題の同時解決

本計画では、SDGsの17ゴールのうち、特に環境行政に関連性の高い13ゴールを主な対象分野として施策を展開し、上記の望ましい環境像の実現を目指します。

各ゴールはゴール間の関連性があり、良い波及影響（コベネフィット）をもたらす場合もあれば、逆に悪い波及影響（トレードオフ）をもたらす場合もあります。このような関連性に留意し、最大の効果が得られるよう、施策展開を図っていきます。

また、13ゴールの達成や関連するゴールへの影響を通じて、社会や経済面の課題解決にも貢献し、「第5次越谷市総合振興計画」に掲げる将来像の実現につなげていきます。

表 本計画と関連性の高いSDGsのゴール

環境分野	2 気候変動の緩和	3 持続可能な消費と生産	4 質の高い雇用と人権	6 安全な水と衛生	7 持続可能なエネルギー	8 働きがいと経済成長	9 産業と雇用	11 持続可能な都市とコミュニティ	12 つくる責任と消費	13 気候変動対策と持続可能な開発	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを保ちよう	17 パートナリーシップで目標を達成しよう
気候変動緩和（脱炭素）			●		●		●	●	●	●	●	●	
気候変動適応	●		●	●		●		●		●		●	
資源循環	●		●			●			●		●		
生物多様性・自然共生	●		●	●				●			●	●	
生活環境		●		●				●	●	●	●		
環境学習・環境活動	●		●			●			●	●		●	●

※ 本計画の実施策とSDGsターゲットは、巻末資料1で整理してあります。

※ 本計画で対象分野とする13ゴールは、主目的とするゴールを示しています。副次的効果に関連するゴールは対象分野に含めておりません。

表 本市における社会・経済面の主な課題

分野	主な課題
市民、人権、行政運営など	- 今後高齢者人口の割合が増加する中、多様な人が交流しながら、市民がまちづくりのあらゆる場面で参加できる機会・仕組みづくりと市民・地域との協働。 - AIなどの最新技術を活用した効率的な行政運営。
保健、医療、子育て、福祉など	- だれもが住み慣れた地域で、自分らしく暮らすための地域の支え合い。 - 地方創生の取組と連動した子育てしやすい環境づくりに向けた取組。 - 市民一人ひとりの健康意識の醸成と、地域の医療・保健ニーズへの対応や感染症などへの迅速な対応。

分野	主な課題
都市計画、都市施設、住宅など	・市街地の人口密度の低下への懸念。 ・これまで整備してきた公共施設や都市基盤の適正な維持管理。 ・災害に強く、利便性の高い、都市と自然が調和したまちづくり。
危機管理、消防など	・水辺環境との共生による災害に強いまちづくり。 ・自助・互助・共助・公助による安全・安心のまちづくり。 ・世界規模で起こりうる危機への備えと迅速な対応。
産業・雇用、観光など	・就業者が減少している第1次産業や第2次産業（特に、農業やものづくりにおける伝統産業の分野）の後継者不足などへの懸念。 ・特色ある地域資源をまちの個性として確立し都市のブランドとして発信。 ・高齢者や女性、障がい者、外国人などの就業を積極的に促進し、誰もが働きやすく、持続的な地域産業の活性化につながる雇用の創出。
教育、生涯学習・文化、スポーツ・レクリエーションなど	・情報化社会や国際社会に柔軟に対応できる「生きる力」。 ・人生100年時代を迎え、だれもが生きがいを持って、生涯にわたって豊かに生活することができる社会環境づくり。 ・児童生徒の自己肯定感の低下や、多様なニーズに応じた支援、教職員の負担の増加。 ・地域文化の担い手の育成や社会参加の機会の創出。 ・普段スポーツ・レクリエーション活動をしていない方へのきっかけづくり。

出典「第5次越谷市総合振興計画基本構想」（令和3年(2021年)3月、越谷市）の記載情報から整理

基本理念2 行政・市民・事業者の協働

本市では、平成21年(2009年)9月に「越谷市自治基本条例」を施行し、住みよい自治のまちの実現のため、市民参加と協働によるまちづくりを推進しています。前計画においても、計画の推進体制に市民（地域コミュニティ、市民活動団体を含む）や事業者などが位置付けられ、各主体が一体となった推進を図ってきました。

環境分野においては課題が複雑化・多様化し、行政主導の取組だけでは課題解決や目標達成が困難な状態です。そのため、市民や事業者も日常生活や事業活動と環境との関わりについて認識し、市と一体となって環境政策を推進していくことがより求められています。

そこで、本計画では、関係主体である市民（地域住民、通勤・通学者、自治会、NPO など）と事業者（市内立地事業者、大学など）も推進主体と位置付けます。

これらの環境政策への多様な関係者の参加・協働は、市域への愛着やシビックプライドを向上させることに繋がり、それにより他分野の取組促進や魅力的な地域づくりに貢献する好循環も期待できます。

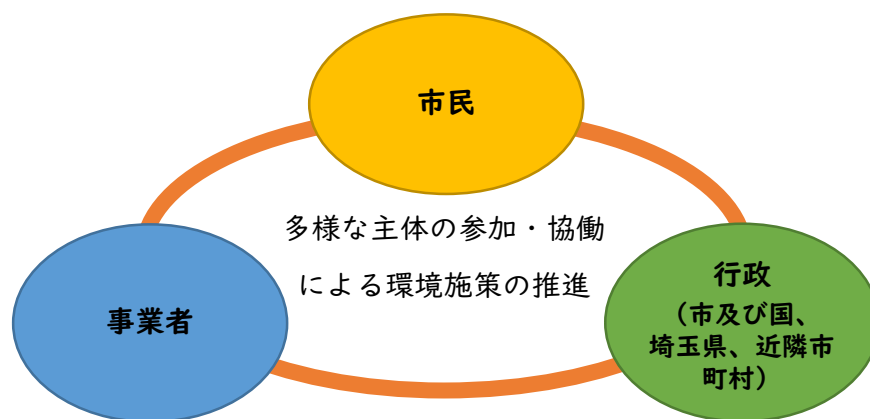


図 多様な主体と参加・協働のイメージ図

コラム：越谷市自治基本条例

市では、平成21年(2009年)9月に「越谷市自治基本条例」を施行し、住みよい自治のまちの実現のため、市民参加と協働によるまちづくりを推進しています。その中で、「市民」を以下の通り定義づけています。本計画では、⑤を「事業者」として位置付けました。

- | | |
|----------------|----------------------|
| ① 市内に住所を持っている人 | ⑤ 市内に事務所を有する法人その他の団体 |
| ② 市内に居住する人 | ⑥ 市内で活動する法人その他の団体 |
| ③ 市内で就業する人 | ⑦ 市内で活動する人 |
| ④ 市内で就学する人 | |

基本理念3 地域資源の持続的な活用

平成30年(2018年)4月に閣議決定した国の「第五次環境基本計画」では、「持続可能な開発目標」(SDGs)の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する「地域循環共生圏」を提唱しました。

この「地域循環共生圏」は、各地域が美しい自然景観などの地域資源を最大限かつ持続的に活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

本市には、次頁表に整理する通り自然景観だけでなく都市基盤や消費力など社会・経済面の地域資源も多様に存在します。本計画では、それらの本市が保有する地域資源を持続的に活用しながら、自立的な循環を促す「越谷版地域循環共生圏」の実現を目指します。この「越谷版地域循環共生圏」を実現することで、望ましい環境像「みんなで創ろう 越谷の豊かな環境と未来」の実現や、本市のSDGsの達成に貢献することが期待できます。

特に本市は、都市部の中では緑が比較的豊かな地域であるため、その地域資源を活用したグリーンインフラの整備・改善及び活用を進めていきます。この取組により環境面(生物多様性の保全など)だけでなく防災・減災、地域振興などグリーンインフラが持つ多面的機能を活用します。

また、本市はこれまでも5市1町で一部事務組合を組織し、広域的に一般廃棄物の処理を行っている他、生物多様性ガイドラインを策定しています。今後も、5市1町やその他自治体と連携し、森林保全や再生可能エネルギー供給に関する連携などに取り組みます。

地域循環共生圏の機能

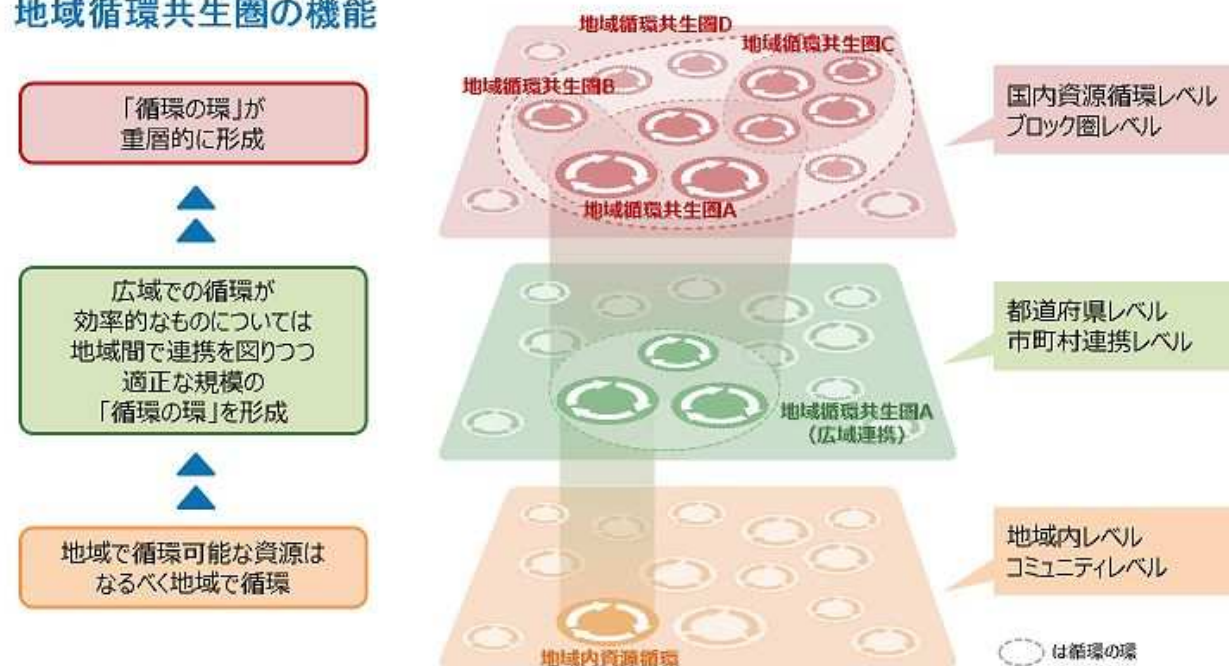


図 重層的・適切な規模での地域循環共生圏構築のイメージ図
出典) 環境省

表 本市の主な地域資源

	主な地域資源
環境	・ 市内には西に綾瀬川、中央に元荒川、東に大落古利根川がそれぞれ東南に流れているほか、新方川、中川や葛西用水をはじめとする多くの河川や用水が流れており、これらが本市の自然基盤を形成し、市の特徴となっている。 ・ 県内の中では風が弱く、温暖な地域である。 ・ 都市部でありながら、適度に自然（特に河川、用水、調節池を中心とした水辺、その他、農地や社寺林、鴨場など）が残る。特に久伊豆神社には、自然植生に近いスダジイ林が残存するなど、環境保全の面からも貴重な存在となっている。 ・ 多数の環境事業を展開しており、全体的な環境の市民満足度が高い。特に、生活環境や緑・水辺などの潤い環境に満足する市民が多い。 ・ 太陽エネルギーのポテンシャルが高く、太陽光発電などの利用が進んでいる。
社会	・ 現時点において人口が増加しており、他地域に比べて高齢化率が低い。 ・ 平成27年(2015年)4月に中核市に移行し、県南東部地域の中核都市として、保健所事業を始めとする行政サービスを提供している。 ・ 34万人もの人口を抱え、「市民力(自ら考え、行動する力)」を結集すると膨大なエネルギーになり得る。 ・ 都市基盤が充実し、特に鉄道駅周辺の地域を中心に生活利便性が高い市街地の形成を進めてきた。 ・ 市域面積の半分以上が市街化区域であり、都市部と農村部がバランス良く存在する。 ・ 都心から近く、かつ鉄道の結節点として機能するなど交通網が発達しているため、都心部との交流が盛んである。 ・ 5市1町の広域連携の体制が整っており、さまざまな事業が展開・検討されている。

経済	・ 国内最大のショッピングモール(イオンレイクタウン)が立地し、市内の産業も卸売業・小売業が中心であり、一大消費地となっている。 ・ 昼間人口の増加の伸びが大きく、日中の経済活動が活発である。 ・ 事業者や大学との連携が盛んである。 ✓ 地域連携協定:イオン株式会社(令和元年(2019年)) ✓ 包括連携協定:文教大学(平成24年(2012年))、株式会社JT東 関東(平成27年(2015年))、埼玉県立大学(平成28年(2016年))、越谷市内郵便局(平成29年(2017年))、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(令和2年(2020年))、埼玉東部ヤクルト販売株式会社(令和2年(2020年))、株式会社セブン-イレブン・ジャパン(令和2年(2020年))
----	--

第3章 具体的目標と環境施策

第3章 具体的目標と環境施策

Ⅰ 環境施策の展開方向

望ましい環境像「みんなで創ろう 越谷の豊かな環境と未来」を実現するため、本計画は5つの社会（「脱炭素社会」、「気候変動適応社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」及び「安全・安心社会」）と、横断的につなぎ推進する「人づくり、参加・協働」分野で構成し、施策を展開していきます。

5つの社会はそれぞれ個別に展開するのではなく、横断的分野である「人づくり、参加・協働」を軸に、5つの社会が連動して動くことで、大きな変化（パラダイムシフト）を生み出すことを目指します。なお基本目標の掲載順は、世界的な環境課題の動向を踏まえ決定しました。

環境施策の展開方向【基本目標】

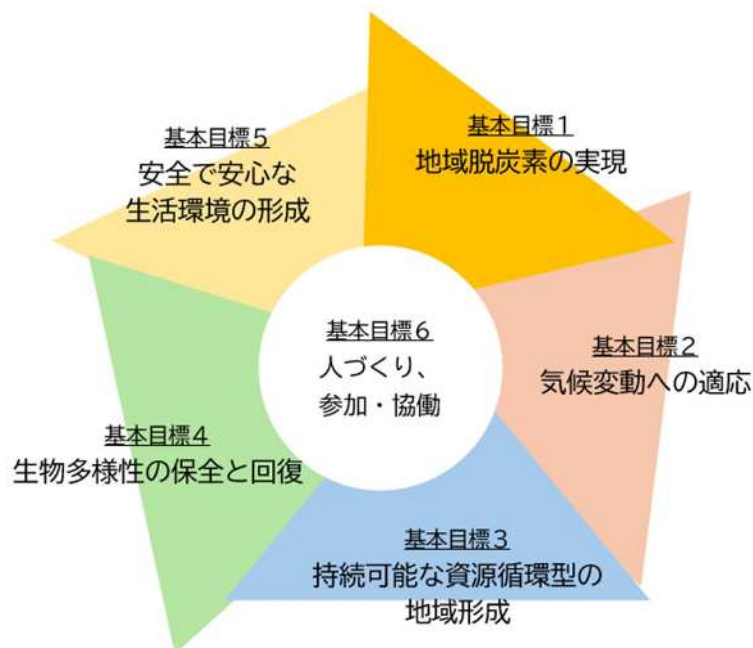
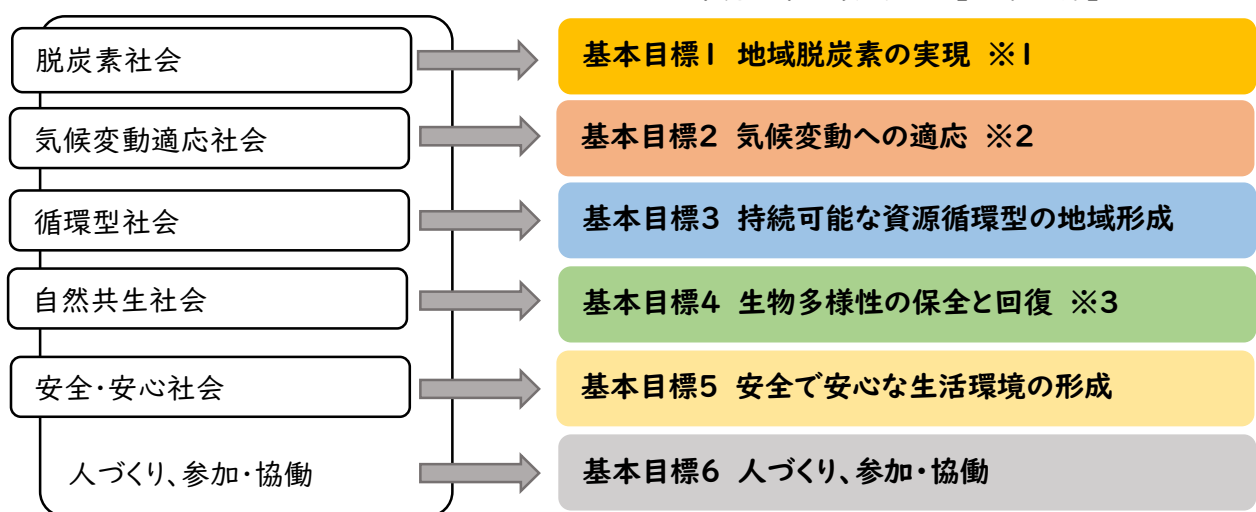


図 6つの基本目標と環境施策の連動イメージ図

※1 基本目標1は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成28年法律第50号）第21条第3項に基づく「越谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置付けます。

※2 基本目標2は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第7条第2項に基づく「越谷市気候変動適応計画」として位置付けます。

※3 基本目標4は、「埼玉県東南部地域生物多様性ガイドライン」に基づく「生物多様性こしがやアクションプラン」として位置付けます。

2 計画の施策体系

基本目標ごとの具体的目標、取組の方向性、施策分類を以下の通り示します。

【基本目標】

【具体的目標】

基本目標1 地域脱炭素の 実現

温室効果ガスの大幅削減を実現します。そのため、行政は他の関係者と協働し、緊急時のエネルギー確保の仕組みや、エネルギー効率を高めた都市基盤の整備を進めます。市民や事業者は温室効果ガスを排出しない生活や事業活動を心がけ、行動します。

【取組の方向性】

【施策分類】

1-1 エネルギーの効率的な利用

- ①環境に配慮した行動の推進
- ②建築物や機器・設備の省エネルギー化

1-2 再生可能エネルギーの導入拡大

- ③太陽光エネルギーの導入拡大
- ④エネルギーレジリエンスの強化
- ⑤再生可能エネルギー電力の利用促進
- ⑥その他のエネルギーの利用促進

1-3 二酸化炭素吸収源の拡大

- ⑦カーボンオフセット等の取組促進
- ⑧都市緑化の推進

1-4 都市基盤と交通ネットワークの形成

- ⑨徒歩・自転車利用の促進
- ⑩公共交通機関の環境整備

1-5 市民・事業者との協働による資源循環の推進

- ⑪分別の徹底によるごみ減量・資源化の促進

基本目標2 気候変動への 適応

気候変動の影響に対し、命や財産を守ります。そのため、行政は他の関係者と協働し、気候変動によるリスクや影響を最小限にするための先手を打った対策を進めます。市民や事業者は、気候変動による影響への正しい理解を深め、適切に行動します。

2-1 気候変動適応の理解促進

- ①市民・事業者への適応の理解促進
- ②庁内連携の構築

2-2 気候変動に対する適応力の向上

- ③暑熱対策の推進
- ④水害対策の推進
- ⑤渇水対策の推進
- ⑥自然生態系対策の推進
- ⑦農業対策の推進
- ⑧気候変動適応策の活用

**基本目標3
持続可能な資源循環型の地域形成**

資源が適切に循環する社会を構築します。そのため、行政は他の関係者と協働し、ごみの適正処理の推進や地域内での資源循環を進めます。市民や事業者は、資源を大切に生活や事業活動を心がけ、行動します。

3-1 市民・事業者との協働による資源循環の推進

- ①分別の徹底によるごみ減量・資源化の促進【再掲】
- ②地域一体となった資源化の促進

3-2 排出事業者等による主体的なごみ減量・資源化の促進

- ③事業系ごみの減量・資源化の促進
- ④事業者への指導・支援

3-3 新たにごみ収集・処理システムの構築

- ⑤収集・処理システムの検討と環境整備

3-4 産業廃棄物対策の推進

- ⑥産業廃棄物対策の推進

3-5 農産物や食品等の地域内循環の推進

- ⑦農産物の地産地消の推進
- ⑧食品やバイオマス資源の活用

**基本目標4
生物多様性の保全と回復**

多くの動植物が生息する環境を保全し、生物多様性を回復します。そのため、行政は他の関係者と連携し、農地・屋敷林などの緑や河川などの動植物の生息・生育地を保全し、生物多様性の回復を進めます。市民や事業者は、地域の自然への関心を高め、重要性を認識します。

4-1 生きものの減少防止と回復

- ①生きものの減少防止
- ②生きものの回復と維持

4-2 生息環境の維持と回復

- ③生物多様性を育む農地の維持と回復
- ④生きものに配慮した施設整備・管理
- ⑤緑の保全・管理と整備
- ⑥侵略的外来生物対策の実施
- ⑦水質の改善
- ⑧薬剤の使用抑制

4-3 グリーンインフラの整備と活用

- ⑨グリーンインフラの整備・改善
- ⑩生態系ネットワークの形成

4-4 生物多様性の普及の推進

- ⑪生物多様性の普及と支援
- ⑫環境学習の推進

基本目標5 安全で安心な 生活環境の形 成

私たちを取り巻く生活環境を適切に保全します。そのため、行政は他の関係者と協働し、測定・監視・指導などを行い、安全で安心な生活環境の形成を進めます。市民や事業者は、暮らしや産業活動によって生活環境を汚染しないよう心がけ、行動します。

5-1 生活環境の保全

- ①大気環境の保全
- ②水質汚濁の防止
- ③騒音・振動
- ④化学物質等
- ⑤悪臭・土壌等

5-2 都市景観の形成と歴史ある景観の保全

- ⑥都市景観の形成
- ⑦水辺や歴史に関わる景観の保全
- ⑧協働によるきれいなまちづくりの推進

5-3 災害に柔軟に対応できるまちづくりの推進

- ⑨エネルギーレジリエンスの強化【再掲】
- ⑩災害廃棄物等処理体制の強化
- ⑪グリーンインフラの活用

基本目標6 人づくり、参 加・協働

市内の全ての関係者の参加と協働を促し、一丸となって取り組みます。そのため、行政は他の関係者が行政事業に積極的に参加・協働できる場・仕組み作りを進めます。市民や事業者は環境やSDGsに対する正しい理解を深め、行政事業に積極的に参加・協働します。

6-1 環境・SDGs 教育の推進

- ①学校教育における推進
- ②市民生活や事業活動における推進

6-2 環境・SDGs 活動の推進

- ③イベント・講演会等の実施
- ④連携・パートナーシップの推進

6-3 環境・SDGs に配慮した消費行動の喚起

- ⑤市民のエシカル消費の推進
- ⑥SDGs 金融の拡大支援

3 基本目標ごとの施策展開

基本目標Ⅰ 地域脱炭素の実現

本項は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成28年法律第50号）第21条第3項に基づく「越谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置付けます。

（Ⅰ）具体的目標

温室効果ガスの大幅削減を実現します。そのため、行政は他の関係者と協働し、緊急時のエネルギー確保の仕組みや、エネルギー効率を高めた都市基盤の整備を進めます。市民や事業者は温室効果ガスを排出しない生活や事業活動を心がけ、行動します。

■環境指標

	現状値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
市域からの 温室効果ガス排出量	平成25年度 (2013年度)比 19.8%減	平成25年度 (2013年度)比 46%以上減

※ 本市では、国や埼玉県目標と足並みを合わせるため、目標指標は「市域からの温室効果ガス排出量」とし、その目標値は国や埼玉県と同値としました。また、国の「地球温暖化対策計画」に準じて、温室効果ガス排出量の基準年度は平成25年度（2013年度）とします。

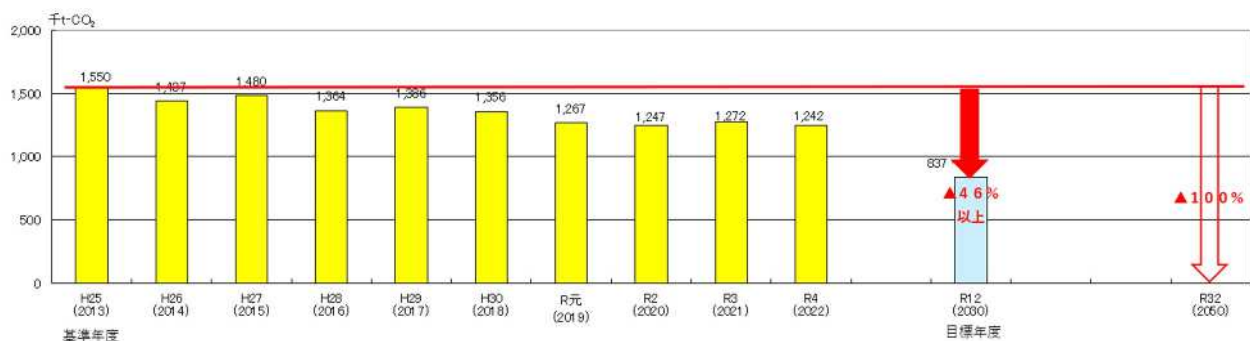


図 温室効果ガス総排出量の推移と目標設定

市域からの温室効果ガス排出量(千t-CO₂)

■対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律には、7種類の温室効果ガスが定められています。本市から排出される温室効果ガス排出量の算定対象とする温室効果ガスは、区域に占める排出量の割合や実態を踏まえた算定方法の有無により、二酸化炭素（CO₂）とメタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）の3種類とします。

表 算定対象とする温室効果ガスの種類と主な排出活動

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素（CO ₂ ）	エネルギー起源 CO ₂	化石燃料などの燃焼に伴い発生するもの。他人から供給された電気や熱の使用。
	非エネルギー起源 CO ₂	工業プロセス、一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却処分に伴い発生するもの。
メタン（CH ₄ ）		一般廃棄物の焼却処分、下水処理、稲作に伴い発生するもの。
一酸化二窒素（N ₂ O）		一般廃棄物の焼却処分、下水処理に伴い発生するもの。

■算定対象部門

温室効果ガスのうちエネルギー起源 CO₂ は、部門別に推計を行っています。各部門の内容を下表に示します。

表 エネルギー起源 CO₂ 排出量の各部門の内容

部門名	各部門の内容
産業部門	農林水産業、鉱業、建設業及び製造業を含む部門の産業活動に伴うエネルギー消費からの排出量。
家庭部門	個人世帯での活動に伴うエネルギー消費からの排出量。ここでは自家用乗用車などの運輸部門に関するものは含んでいません。
業務その他部門	産業部門及び運輸部門に属さない企業・法人（主に商業やサービス産業などの第三次産業）の事業活動に伴うエネルギー消費からの排出量。
運輸部門	運輸（自動車、鉄道）に使用されたエネルギー消費からの排出量。

■取組指標

取組指標	現況値 令和6年度 (2024 年度)	目標値 令和12年度 (2030 年度)
脱炭素社会の認知度	36.5%	42%
長期優良住宅の認定申請件数(総振※1)	5,155 件	6,840件
市の事業・支援による太陽光発電設備の 発電容量(総振)	9,974kW	13,350kW
市の事業・支援による蓄電池の蓄電容量 (EV 含む)	5,484kWh	12,800kWh
持続性の高い緑地面積※2	1,398ha	1,445ha
越谷げんき de MaaS※3 登録者数(総 振)	—	35,000 人
リサイクル率(総振)	17.5%	25%

現況値の「-」は、新しい取組であるため、現況値が存在しないことを示します。

※1：第5次越谷市総合振興計画後期基本計画に掲げる「まちの達成指標」を示します。

※2：都市公園、公共施設緑地などの施設緑地と生産緑地地区、農用地などを合わせたものの面積とします。

※3：MaaSとは、公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、検索・予約・決済を一括で行うサービスのことを指します。

■関連計画

- 越谷市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
- 越谷市一般廃棄物処理基本計画
- 越谷市緑の基本計画
- 越谷市地域公共交通計画

■取組が貢献する SDGs の該当ゴール



(2) 施策展開

具体的目標の達成に向けて、エネルギー消費を抑えること、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換を進めること、公共交通や自転車・徒歩を中心としたまちづくりを進めること、二酸化炭素の吸収源となる森林の保全や緑化を進めること、ごみの処理から発生する温室効果ガス排出量を削減するためにごみの発生抑制を進めることが必要となることから、次の5つの取組の方向性に基づき、施策を展開します。

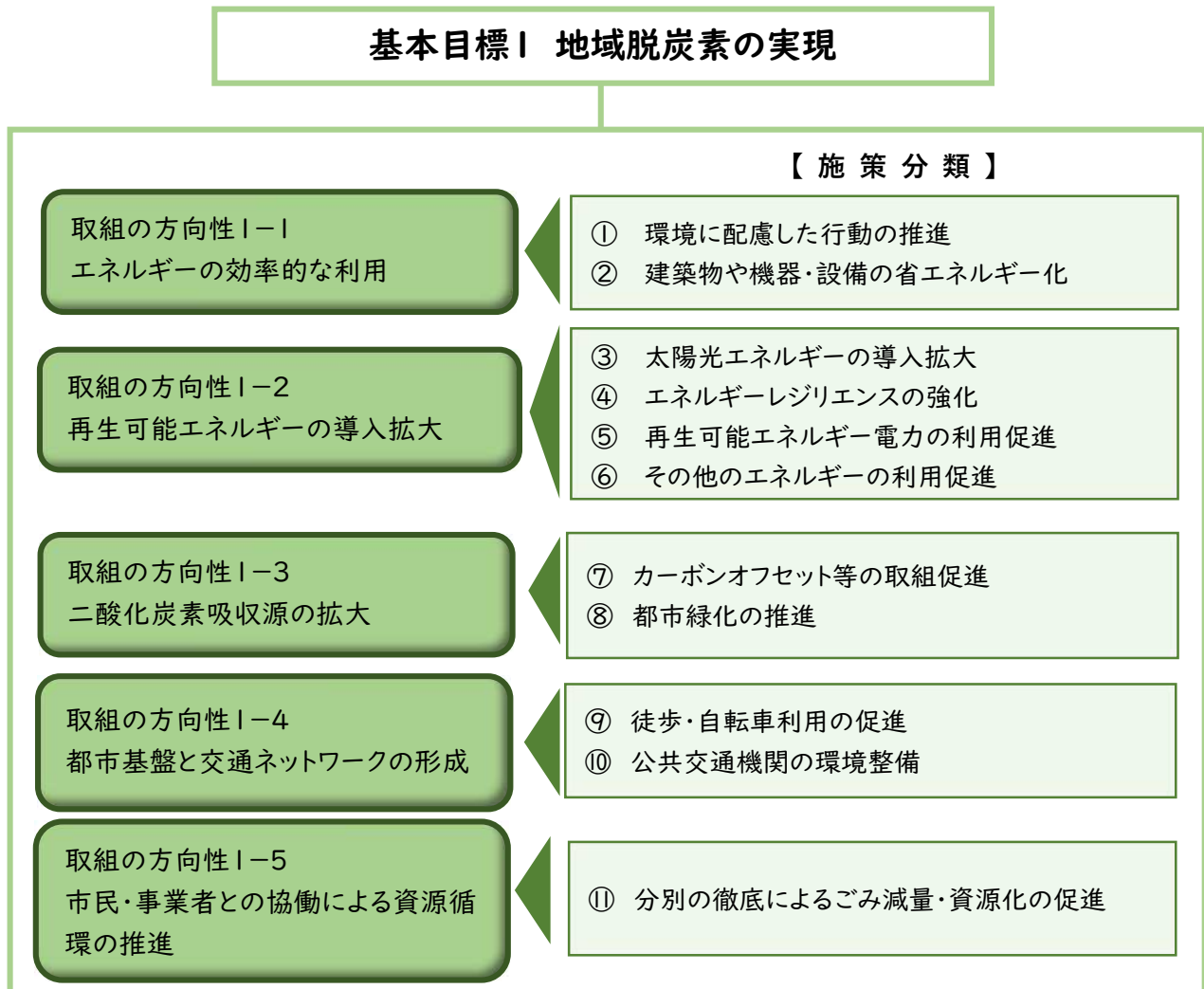


図 施策展開の体系図

取組の方向性ⅠーⅠ エネルギーの効率的な利用

市民・事業者・行政のすべての主体が環境に配慮した行動をとり、エネルギー消費の削減を図ります。

① 環境に配慮した行動の推進

市民や事業者が環境に配慮した行動が行えるよう、市は市民や事業者に対し、地球温暖化の理解を促進します。具体的には、市は地球温暖化に対する学校や地域での地球温暖化に関する情報や知識が得られる学習会などの開催とともに、事業者向け環境認証制度の普及啓発を行います。また、国が実施する、脱炭素につながる行動変容を促す国民運動「デコ活」に市民や事業者が取り組めるよう、関連した情報の普及や機会の提供を行います。

取組項目	実施施策	担当課
地球温暖化の理解促進	学校・地域での地球温暖化に関する学習会の実施	環境政策課
	事業所向け環境認証制度の普及啓発	環境政策課
「デコ活」の推進	環境負荷の少ない製品・サービスの選択（グリーン購入等）の実施・普及	環境政策課
	環境に配慮したライフスタイルの選択・省エネルギー行動の普及	環境政策課

コラム：デコ活

「デコ活」とは、「2050年カーボンニュートラル」に向け令和4年(2022年)10月に発足した、脱炭素につながる行動変容・ライフスタイルの転換を行うことを推進する国民運動です。

デコ活は二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を組み合わせた造語で、デコ活を推進する行動として、省エネの推進、ごみの分別、食品の食べきり、公共交通や自転車を活用した移動の推進など、環境にやさしい計13種類のアクションが位置付けられています。本市も同取組に賛同し、令和5年(2023年)12月1日に「デコ活宣言」を行いました。



出典) 環境省

② 建築物や機器・設備の省エネルギー化

建築物や機器・設備の省エネルギーを促進するため、市は市民や事業者に対し普及啓発を行います。これまで市が実施してきた長期優良住宅の普及に加え、近年導入が進んできたネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の普及啓発や、省エネルギー設備・機器などの情報提供を行い、市民や事業者による省エネルギー型建築物や機器・設備の転換を促進します。また、市の率先行動として、公共施設への省エネルギー設備の導入を促進するほか、市域の建築物の省エネルギーが進むよう、既存建築物のリフォームの支援なども行います。

取組項目	実施施策	担当課
建築物・設備等の省エネルギー化の普及啓発	長期優良住宅の普及促進	建築住宅課
	省エネルギー機器の導入・利用の啓発	環境政策課

取組項目	実施施策	担当課
行政における導入と支援等	公共施設への環境負荷の少ない省エネルギー設備の導入促進	環境政策課・全庁
	省エネルギーリフォームの支援	経済振興課

コラム：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）

ZEHとは、「外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」です。国は令和12年度(2030年度)以降新築される住宅について、ZEH水準の省エネルギー性能の確保を目指しています。また、ZEHとして認められると、国等から補助金を受けることも出来ます。

ZEHはエネルギー消費量が削減でき、居住している間の光熱費を抑えることができ、高断熱化によって住宅内の温度差が小さくなるためヒートショックのリスクを低減するなど安全で快適な暮らしが可能となります。



出典）経済産業省資源エネルギー庁

取組の方向性1-2 再生可能エネルギーの導入拡大

市民・事業者・行政のすべての主体が、太陽光発電設備の設置や再生可能エネルギー電力の利用を促進し、蓄電池の設置により災害時におけるエネルギーレジリエンスが強化できるよう、再生可能エネルギーなどの導入拡大を進めます。

③ 太陽光エネルギーの導入拡大

市域においてポテンシャルを有する太陽光エネルギーを電気に転換し、市域内で活用していきます。そのため、市では住宅用太陽光発電への補助に加え、市内での太陽光エネルギーの活用がより一層進むよう、事業者への補助を実施します。また、市の率先行動として、公共施設への太陽光発電設備の導入を進めます。

取組項目	実施施策	担当課
住宅等への導入拡大	家庭への太陽光発電設備設置の推進	環境政策課
	事業者への太陽光発電設備設置の推進	環境政策課
公共施設への導入拡大	公共施設への太陽光発電設備の設置	環境政策課・全庁

④ エネルギーレジリエンスの強化

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故では、これまでの大規模集中型のエネルギーシステムによる電力の供給体制の柔軟性の欠如が浮き彫りとなる一方、これを補完する分散型エネルギーシステムの有効性が認識されました。また、令和元年

(2019年)に上陸した台風15号の被害により長期間の停電が発生した地域があり、日常生活や経済活動に大きな影響を与えました。こうした被害を想定し、市では住宅や公共施設への蓄電池の設置、公用車の電気自動車への転換、事業者との連携などにより、災害時におけるエネルギー確保に努めます。

市は、蓄電池設備を導入する市民や事業者に対して補助金を交付しています。今後もこれら制度の活用を通じ、市内に蓄電池の設置を進めます。

取組項目	実施施策	担当課
蓄電池の導入 拡大	家庭への蓄電池設置の推進	環境政策課
	事業者への蓄電池設置の推進	環境政策課
	公共施設への蓄電池設置の促進	営繕課・全庁
	公用車への電動車(EV、PHEV)導入推進	環境政策課・全庁
	電動車(EV、PHEV)普及支援(充電スポット設置、導入補助実施)	環境政策課
災害時における再生可能エネルギーの活用	太陽電池式照明灯などの設置	危機管理室
	電動車(EV、PHEV)等と公共施設・太陽光発電設備との連携の検討	環境政策課・全庁
事業者との連携強化	災害時の再生可能エネルギー電力の提供に向けた取組促進	環境政策課・ 危機管理室

⑤ 再生可能エネルギー電力の利用促進

平成28年(2016年)4月に電力の小売全面自由化により、市民や事業者が使用する電力会社を選べるようになりました。小売電気事業者の中には、再生可能エネルギーの割合が高い電力を販売する事業者も存在します。市民や事業者が再生可能エネルギーの割合の高い電力メニューへ切り替えることにより、市域で利用する電力の温室効果ガス排出量を削減することができます。市は、市民や事業者による再生可能エネルギー電力への転換を促進するため、エネルギーに関する理解を深めるほか、市の率先行動として、公共施設への再生可能エネルギー電力の導入を進めます。

取組項目	実施施策	担当課
再生可能エネルギー電力の利用拡大	公共施設への再生可能エネルギー電力の調達	環境政策課
	他地域と連携した再生可能エネルギーの供給の検討	環境政策課

⑥ その他のエネルギーの利用促進

その他の環境負荷の小さいエネルギー源を有効活用していくため、市では、東埼玉資源環境組合第一工場の余熱利用を継続していきます。

取組項目	実施施策	担当課
その他のエネルギーの利用推進	東埼玉資源環境組合第一工場の余熱等の活用	農業振興課・ スポーツ振興課・ 地域共生推進課

取組の方向性 1-3 二酸化炭素吸収源の拡大

市民・事業者・行政のすべての主体が、国内の森林保全につながる行動や市域の緑化につながる行動をとり、二酸化炭素吸収源の拡大を図ります。

⑦ カーボンオフセット等の取組促進

森林面積が国土の約3分の2を占める日本では、二酸化炭素を吸収する森林の保全は有効な温暖化対策となります。森林は、二酸化炭素の吸収源としての機能のほか、土砂流出・山地崩壊防止、水源かん養など、さまざまな機能を有していますが、戦後に植林された人工林を中心に多くは適切な管理がされず、放置・荒廃が進む恐れがあります。

国内の森林を保全するため、市は国産材利用の推進や、森林保全を目指した木育や森林環境教育を推進していきます。同時に、市に適用可能なカーボンオフセットの取組を実施します。

取組項目	実施施策	担当課
二酸化炭素吸収源となる森林の保全	木材利用の推進	営繕課・環境政策課・全庁
	森林保全を目指した木育・森林環境教育の推進	環境政策課
	カーボンオフセットの取組の実施	環境政策課

コラム：本市の森林保全の考え方について

■森林環境譲与税の活用

我が国の森林を支える仕組みとして、森林環境譲与税が創設され、令和元年(2019年)から運用が開始されました。本市でも森林環境譲与税の活用について、令和元年(2019年)10月に基本的な考え方を定めました。令和7年(2025年)9月に実態を踏まえた方針の見直しを行い、令和8年(2026年)から以下の方針に基づき運用を行うこととしています。

(森林環境譲与税の使途に関する基本的な考え方) ※一部抜粋

本市では、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の趣旨に則り、市域内に森林がない地域性を勘案して「国産木材の利用促進」、「森林保全に向けた普及啓発」及び「他自治体と連携した森林整備」を森林環境譲与税の使途の基本的な考え方とする。また、譲与された森林環境譲与税は、「森林環境譲与税基金」に積み立てを行うなど有効的に活用する。

(1) 国産木材利用の促進

①公共施設等における木造化・木質化、木造部拡張の推進

公共施設等を整備する際には、木材の利用について検討し、木造化や内装木質化に努める。

②埼玉県産(国産)木材物品の調達

公共施設内の什器や備品等については、木材を利用し製作された物の導入に努める。

(2) 森林保全に向けた普及啓発

森林整備及び木材利用の重要性や、森林の多面的機能について、各種イベントや出張講座等で普及啓発を実施する。

(3) 他自治体と連携した森林整備

他自治体と連携した森林整備を実施するとともに、森林を活用した自然体験を伴う交流事業を推進する。

⑧ 都市緑化の推進

森林だけでなく都市部の緑地も二酸化炭素の吸収源となります。持続性の高い緑地として公園や公共施設の整備や維持管理、身近な緑地の保全などに取り組みます。また、公共施設の緑化推進にあたっては、埼玉県「生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準」を参考に在来種を選ぶなど生物多様性に配慮します。

取組項目	実施施策	担当課
持続性の高い緑地面積の確保	都市基幹公園の整備・維持管理	公園緑地課
	住区基幹公園の整備・維持管理	公園緑地課
	公共施設の緑化促進	営繕課
	まちの整備に関する条例に基づく緑化及び公園等の整備・指導	公園緑地課
	環境保全区域の啓発	環境政策課

取組の方向性Ⅰ－４ 都市基盤と交通ネットワークの形成

都市基盤と交通ネットワークの形成のため、徒歩・自転車利用の促進及び公共交通機関の環境整備を行います。

⑨ 徒歩・自転車利用の促進

本市の起伏の少ない平坦な地形を活かし、市は市民や事業者の徒歩や自転車の利用を促進します。また、自転車走行空間の整備や駐輪場の確保、自転車の走行・駐輪マナーの向上により、子どもから高齢者まで誰もが利用できる身近な移動手段として定着させます。

取組項目	実施施策	担当課
自転車走行環境等の整備	駅前周辺の放置自転車対策の実施、駐輪場整備促進	くらし安心課
	自転車利用マナーの向上	くらし安心課
	自転車通行帯の整備	道路建設課
	自転車利用の促進	都市計画課

⑩ 公共交通機関の環境整備

公共交通の維持・充実や交通結節点の機能強化、公共交通の利用促進などにより、利便性が高く持続可能な交通ネットワークの形成に取り組みます。具体的には、鉄道とバス、タクシーとのアクセスの円滑化、サイクルアンドバスライド駐輪場の活用、越谷市 MaaS の開発と市民の利用登録に向けた周知などにより、市民の通勤、通学や買い物などさまざまな機会での公共交通の利用を促進します。

取組項目	実施施策	担当課
公共交通の維持・充実	公共交通の維持・充実	都市計画課



こしがや公共交通ガイドマップ

本市では、公共交通を確保・維持するために、みんなで公共交通を利用し、乗って、守り、育てることを目的に、市内で運行している鉄道、路線バス、タクシーなどについて、総合的にご案内する「こしがや公共交通ガイドマップ」を作成・配布しています。

取組の方向性Ⅰ－５ 市民・事業者との協働による資源循環の推進

ごみの処理から発生する温室効果ガス排出量を削減するために、ごみの発生抑制を進めます。

① 分別の徹底によるごみ減量・資源化の促進

温室効果ガスは、ごみの処理（焼却処理や埋立）からも排出されます。そのため、ごみの減量や資源化を進めることで、温室効果ガスの発生を抑制することができます。ごみの減量や資源化を推進するためには、排出者である市民・事業者それぞれが、自らの責任を意識し行動することが重要です。

そこで、市は減量・リサイクルに関する普及啓発、先進的な取組事例の情報発信、ごみ分別アプリの活用、ごみの出し方の周知をすることなどにより、市民の意識を高め、これまで以上にごみの減量と分別の徹底を図ります。さらに、マイクロプラスチックの海洋への蓄積が世界的な課題となっていることを受け、プラスチックごみの発生抑制やプラスチック・スマートの推進を図ります。

また、食品ロスを削減するために、市民には消費者としての適正量購入などの取組と、消費期限、賞味期限などの正しい認識を、事業者には量り売りや小分け売り、食品ロス削減キャンペーン実施などの取組を進めていきます。

取組項目	実施施策	担当課
ごみと資源の分別の徹底	ごみ減量・リサイクルの啓発	資源循環推進課
	ごみ分別アプリ等の活用	資源循環推進課
生ごみの減量	生ごみ削減の3キリ運動の推進	資源循環推進課
プラスチックごみの発生抑制	プラスチック・スマートの推進	資源循環推進課
行政による減量・リサイクルの推進	排出・収集方法の検討	資源循環推進課
	4Rの推進に関する普及啓発の継続	資源循環推進課
食品ロスの削減	家庭における食品ロスの削減	資源循環推進課
	食品ロスの削減に関する普及啓発の強化	資源循環推進課
	フードドライブ等による未利用食品の有効活用（回収拠点の拡充、災害救助物資の有効活用など）	資源循環推進課

基本目標 2 気候変動への適応

本項は、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第7条第2項に基づく「越谷市気候変動適応計画」として位置付けます。

（1）具体的目標

気候変動の影響に対し、命や財産を守ります。そのため、行政は他の関係者と協働し、気候変動によるリスクや影響を最小限にするための先手を打った対策を進めます。市民や事業者は、気候変動による影響への正しい理解を深め、適切に行動します。

■環境指標 取組指標を総合的に評価します。

■取組指標

取組指標	現況値 令和6年度 (2024 年度)	目標値 令和12年度 (2030 年度)
気候変動適応に関する出前講座等の回数	2回	3回
気候変動適応センターの設置	0件	1件
猛暑日日数当たりの熱中症搬送数	6.3人/日	6.2人/日
雨水貯留施設の整備※ ¹ （総振）	0か所	1か所
市の事業による雨水利用施設整備	33か所	35か所
気候変動適応に関する事業者への情報発信	4回	8回

※1：浸水被害の軽減を図るため、せんげん台駅東口に雨水貯留施設の整備を目標とします。

■関連計画

- 越谷市地域防災計画
- 越谷市中小企業振興計画

■取組が貢献する SDGs の該当ゴール



■本市における温暖化の影響

本市で既に顕在化している、または将来生じることが予想されている温暖化の影響を以下に示します。

○熱中症、暑熱による生活への影響

- ・ 近年、気温の上昇により猛暑日が増加しています。それに伴い熱中症搬送者数も増加傾向にあります(15 頁の図参照)。
- ・ 今後、熱中症搬送者数はさらに増加(県内では、令和12年(2030 年)に平成19年(2007 年)の 1.7 倍、令和82年(2100 年)に 3 倍)し、超過死亡(ある疾患による総死亡が気温の上昇によって増加した指数)者も増加すると言われています。

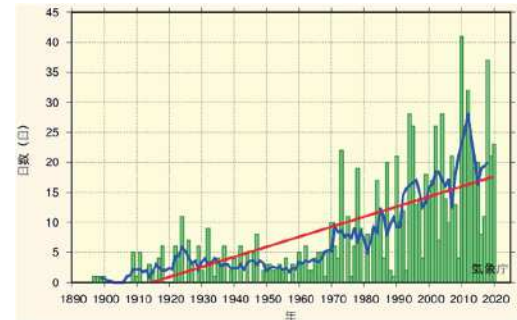


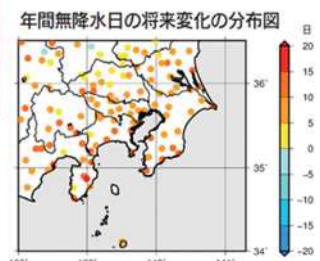
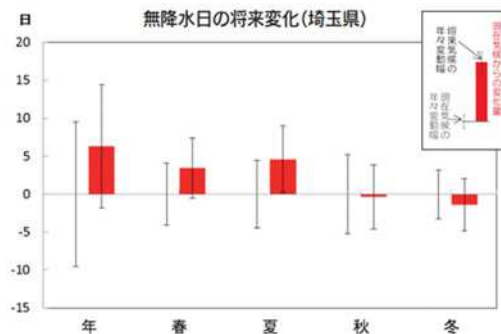
図 猛暑日数の推移(熊谷地方気象台)
出典)「埼玉県の気候変動」(令和4年(2021 年)4 月、熊谷地方気象台・東京管区気象台)

○浸水被害の発生

- ・ 近年、ゲリラ豪雨などの局地的な集中豪雨が増加し、台風が大型化しています(16 頁参照)。
- ・ 今後、頻発・激甚化すると予想される台風などの影響により、河川流量が増加し、治水施設では防ぎきれない災害が発生するものと考えられます。

○渇水の発生

- ・ 近年、降水日数が減少しており、それに伴う取水制限が発生しています。
- ・ 今後は、雨の量や降り方の変化、これまで雪だったものが雨に変わることによって河川流況が変化するとされています。本市が含まれる流域圏では、今後も渇水が発生又は増加することが予想されます。



図(上)埼玉県の無降水日数の将来気候における変化

図(左)最近 30 年間での渇水による上水道の減断水が発生した状況

出典)「埼玉県の 21 世紀末の気候」(平成30 年(2018 年)5 月、熊谷地方気象台)

「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート～日本の気候変動とその影響～」(平成30 年(2018 年)12 月、環境省 文部科学省 農林水産省 国土交通省 気象庁)

○自然生態系への影響

- ・ 在来種の分布域やライフサイクルなどの変化、南方系(クマゼミ、ツマグロヒョウモン、ナガサキアゲハなど)の生物の侵入・定着が見られます。

- ・ 国の研究結果によると、今後、東シナ海の風況変化により渡鳥の飛来経路へ影響が出るのではないかとされており、本市で見られる渡鳥の種類や数に変化が出る可能性があります。

出典)「越谷市生きもの調査 2017-2020」(越谷市)

「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート～日本の気候変動とその影響～」(平成30年(2018年)12月、環境省 文部科学省 農林水産省 国土交通省 気象庁)

○農業への影響

- ・ 近年の気温上昇により、収穫時期の早期化、夏季の高温による生育障害頻度の増加、着果・着色不良、高温回避のための遮光による光合成の低下などの影響が見られます。
- ・ 気温の上昇に伴い光化学オキシダント濃度が上昇し、それにより葉物野菜の白色化の被害が発生している地域があります。また、大雪や強風などによる施設の倒壊や、水稻や果樹など多くの作物に被害をもたらすミナミアオカメムシの分布域が拡大しており、本市でも今後これらの影響が発生する可能性が考えられます。
- ・ これらの影響は将来恒常化し、品質の低下や収量の減少が予想されています。



図 ミナミアオカメムシ(左)とミナミアオカメムシの分布状況(右)

出典)「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 2018」(平成30年(2018年)2月、環境省 文部科学省 農林水産省 国土交通省 気象庁)

「緊急レポート 地球温暖化の埼玉県への影響」(平成30年(2018年)、埼玉県環境科学国際センター)

■本市における気候変動による影響評価と気候変動対策適応の方向性

気候変動の影響は、地域の自然環境や社会状況などにより、その影響範囲や程度が地域によってさまざまです。有効な適応策を打ち出すためには、本市でどのような影響が起こっていて、将来どのような影響を受ける可能性があるか、科学的知見を用いて影響を評価していくことが必要です。

そこで、国及び埼玉県の影響評価結果に加え、本市の社会状況や既存及び将来の影響の有無から、分野ごとの温暖化の影響を評価しました。その結果、本市で気候変動の影響が大きいと想定される5つの分野を特定し、本計画ではこれら分野に対し特に優先的に取り組みます。

- 健康及び国民生活・都市生活分野(暑熱、暑熱による生活への影響)
- 自然災害分野(水害)
- 水資源分野(渇水)
- 自然生態系分野
- 農業分野

気候変動対策の適応は新しい分野です。今後も、最新の研究結果や観測情報を収集しこれらの情報を基に、各時点における必要性、費用対効果や着手時期を見極めながら順応的に進めていきます。

表 本市における気候変動による影響評価結果

分野	大項目	中項目	小項目	国			越谷市			担当課の評価
				重大性	緊急性	確信度	埼玉県	活動の有無	現在の影響	将来の影響
農業、森林、林業、水産業	農業	水稲	水稲	●	●	●	●	○	○	○
			園芸作物	-	▲	▲	-	○	○	+
		病害虫・雑草・動物感染症	病害虫・雑草	●	●	●	-	○	○	○
			農業生産基盤	●	●	▲	○	○	○	○
		果樹	果樹	●	●	●	○	△	○	-
			土地利用型作物	●	▲	▲	○	△	○	-
		畜産	畜産	●	▲	▲	-	△	○	△
			食品・飼料の安全確保	-	-	-	-	-	-	-
		森林・林業		-	-	-	-	×	-	-
		水産業		-	-	-	-	△	-	-
	その他の農業、森林・林業、水産業	農林水産業従事者の熱中症	死亡リスク	●	●	●	-	△	○	○
			熱中症	●	●	●	-	△	○	○
		鳥獣害	野生鳥獣による影響	●	●	-	-	×	×	×
			分布・個体群の変動	●	●	●	-	×	×	×
		世界食料需給予測		-	-	-	-	-	-	-
水環境・水資源	水環境	水環境	湖沼・ダム湖	●	▲	▲	○	-	-	-
			河川	◇	◇	◇	-	○	○	○
			沿岸域及び閉鎖性海域	◇	▲	□	-	×	-	-
			水資源	●	●	▲	○	○	○	○
			水供給(地表水)	◇	▲	□	-	○	○	○
	水資源	水資源	水供給(地下水)	◇	▲	□	-	○	○	○
			水需要	◇	▲	▲	-	○	○	○
		陸域生態系	高山帯・亜高山帯	●	●	▲	-	×	×	×
			自然林・二次林	●	▲	●	-	×	×	×
			里地・里山生態系	◇	▲	□	-	○	-	○
			人工林	●	▲	▲	-	×	×	×
			野生鳥獣による影響	●	●	-	-	○	×	-
		淡水生態系	物質収支	●	▲	▲	-	-	-	-
			湖沼	●	▲	□	-	-	-	-
			河川	●	▲	□	-	-	-	-
		沿岸生態系	湿原	●	▲	□	-	×	×	×
			海洋生態系	-	-	-	-	×	-	-
自然生態系	生物季節	生物季節	生物季節	◇	●	●	-	○	○	○
			分布・個体群の変動	●	●	●	-	○	○	○
			在来種	●	●	▲	-	○	△	△
			外来種	●	●	▲	-	○	△	△
			外来種	●	●	▲	-	○	△	△
	国民生活・都市生活	インフラ・ライフライン等	水道・交通等	●	●	□	-	○	-	○
			水道・交通等	◇	●	●	-	○	○	○
			文化・歴史などを感じ暮らし	-	●	□	-	△	-	○
			伝統行事・地場産業	-	●	□	-	△	-	○
			暑熱による生活への影響	●	●	●	○	○	○	○
	産業・経済活動	産業・経済活動	製造業	◇	□	□	-	△	○	-
			エネルギー需給	◇	□	□	-	○	○	-
			商業	-	-	□	-	○	○	-
			建設業	-	-	-	-	△	○	-
			医療	-	-	-	-	△	○	-
自然災害・沿岸域	水害	水害	洪水	●	●	●	●	○	○	○
			内水	●	●	▲	-	○	○	+
			高潮・高波	●	●	●	-	×	-	-
			高潮・高波等	-	-	-	-	×	-	-
			土砂災害	●	●	▲	-	×	×	×
	健康	暑熱	暑熱	●	●	●	●	○	○	○
			暑熱	●	●	●	●	○	○	○
			熱中症	●	●	●	●	○	○	○
			熱中症	●	●	●	●	○	○	○
			熱中症	●	●	●	●	○	○	○
		感染症	感染症	●	▲	▲	-	○	○	○
			節足動物媒介感染症	-	-	□	-	○	×	×
			水系・食品媒介感染症	-	-	-	-	○	×	×
			その他の感染症	-	-	-	-	-	-	-
			温暖化と大気汚染の複合影響	-	▲	▲	-	○	○	-
産業・経済活動	産業・経済活動	産業・経済活動	脆弱集団への影響	-	●	□	-	△	-	-
			臨床症状に至らない健康影響	-	□	□	-	-	-	-
			製造業	◇	□	□	-	△	○	-
			エネルギー需給	◇	□	□	-	○	○	-
			商業	-	-	□	-	○	○	-
	金融・保険	金融・保険	金融・保険	●	▲	▲	-	△	○	○
			観光業	●	▲	●	-	△	○	○
			観光業	●	▲	●	-	△	○	○
			その他の影響(海外影響等)	-	-	□	-	-	-	-
			その他の影響(海外影響等)	-	-	□	-	-	-	-
	国民生活・都市生活	水道・交通等	水道・交通等	●	●	□	-	○	-	○
			水道・交通等	◇	●	●	-	○	○	○
			生物季節、伝統行事・地場産業	-	●	□	-	△	-	○
			暑熱による生活への影響	●	●	●	○	○	○	○
			暑熱による生活への影響	●	●	●	○	○	○	○

【凡例】

ー：現状では評価できない ×：影響がない（対象活動がない）

国 ●：特に大きい（若しくは高い） ▲中程度 ◇：「特に大きい」とは言えない

埼玉県 ●：「短期的な影響・被害の発生程度」が「発生の可能性あり」に該当し、かつ「長期的な影響の総合評価」が「大きい」

○：「短期的な影響・被害の発生程度」が「発生の可能性あり」に該当し、かつ「長期的な影響の総合評価」が「中程度」

越谷市 【対象活動の有無】 ○：対象活動が有る △：対象活動がほとんどない

【現在・将来の影響】 ○：影響あり △：影響ややあり

出典）「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について（意見具申）」（平成 27 年（2015 年）3 月、中央環境審議会）、「地球温暖化対策（適応策）の方向性」（令和 2 年（2020 年）3 月、埼玉県）、本市における影響評価は、市域に関する文献と担当課への聞き取りを基に環境政策課が作成し、越谷市環境審議会特別部会にて協議しました。

(2) 施策展開

具体的目標の達成に向けて、市民や事業者の気候変動適応への理解を促進することや、推進に係る庁内連携を構築すること、気候変動に対する適応力を向上させることが必要となることから、次の2つの取組の方向性に基づき、施策を展開します。

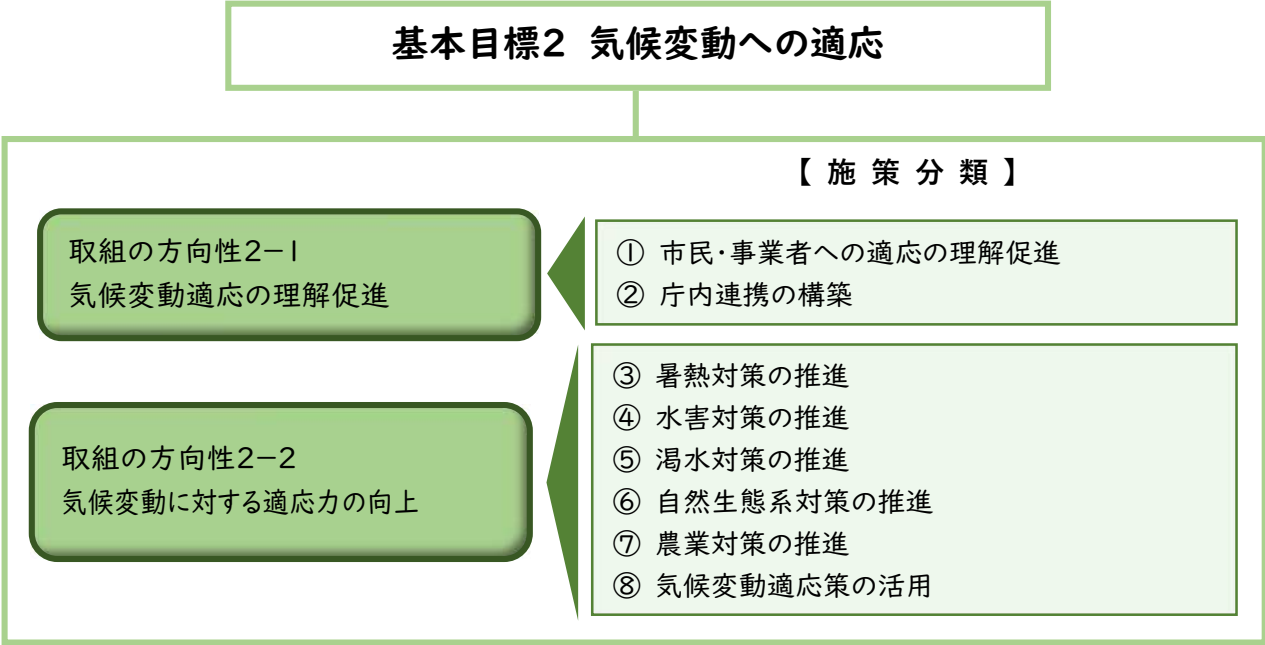


図 施策展開の体系図

取組の方向性 2-1 気候変動適応の理解促進

市民・事業者を対象に、気候変動適応の理解促進を図ります。また、庁内において連携体制の構築を進め、気候変動適応の推進を図ります。

① 市民・事業者への適応の理解促進

気候変動への「適応」は新しい概念であるため、市民や事業者にあまり認知されていない状況にあります。そこで、市民や事業者の認知や理解を促進するため、気候変動適応に関する普及啓発や情報発信を行います。具体的には市は、講演会や勉強会の開催、広報誌やホームページへの気候変動適応に関する情報の掲載、その他 SNS などのツールによる周知啓発を実施します。また、気候変動適応に関する情報を提供するにあたって、埼玉県や国などの情報を収集し、関係部署や市民、関係者と連携のもと、市域への気候変動に関する影響を把握します。

取組項目	実施施策	担当課
市民・事業者への適応の理解促進	講演・勉強会等による周知啓発	環境政策課
気候変動及び適応策の情報収集・調査	気候変動及び適応策の情報収集・発信	環境政策課

② 庁内連携の構築

気候変動適応の推進には、これまで以上に庁内のさまざまな課所との連携が必要になります。そのため、庁内各部署と情報共有を行うとともに、関連する課所との連携体制を構築します。また、極端な気象災害などのリスクに対しても、関連する課所と連携し対応していきます。

取組項目	実施施策	担当課
連携体制の構築	庁内各部署との情報共有	環境政策課
	庁内連携体制の構築	環境政策課・全庁
	極端な気象災害による石綿飛散や有害物質漏れ等のリスク対応に関する庁内連携体制の構築	環境政策課・関係各課所

取組の方向性 2-2 気候変動に対する適応力の向上

暑熱対策、水害対策、渇水対策、自然生態系対策、農業対策の推進、さらには気候変動適応策の活用を通して、気候変動に対する適応力の向上を図ります。

③ 暑熱対策の推進

気候変動による暑熱対策として、熱中症予防の普及啓発や情報発信などを実施します。また、ヒートアイランド対策として、歩道の保水性舗装整備、農地の多面的機能への理解促進のための情報発信などに取り組みます。

取組項目	実施施策	担当課
熱中症予防の普及啓発・情報発信	熱中症予防の普及啓発	健康づくり推進課・消防局救急課
	熱中症予防対策の実施	健康づくり推進課

取組項目	実施施策	担当課
ヒートアイランド対策の推進	地域特性等を踏まえた歩道の保水性舗装や遮熱性舗装等の整備	道路建設課
	農地の多面的機能への理解促進	農業振興課
	公共施設の緑化促進【再掲】	営繕課
	まちの整備に関する条例に基づく緑化及び公園等の整備・指導【再掲】	公園緑地課

④ 水害対策の推進

昨今のゲリラ豪雨などの局地的な集中豪雨の増加や台風の大型化の影響などによる水害対策として、市は地域特性を考慮した水害対策を推進します。具体的に市は、ハザードマップや総合防災ガイドブックの周知、農地の保水・遊水など多面的機能の理解促進に取り組みます。また、総合治水対策の推進や、公共下水道（雨水）の整備、グリーンインフラの活用などを促進していきます。

取組項目	実施施策	担当課
水害及び水害対策の普及啓発・情報発信	ハザードマップ・総合防災ガイドブックの周知	危機管理室・河川課
	総合治水対策（ソフト対策）の推進	河川課
水害対策の実施	公共下水道（雨水）の整備	下水道事業課
グリーンインフラを活用した水害対策の促進	農地の多面的機能への理解促進【再掲】	農業振興課
	水田の遊水機能活用の検討	農業振興課
	農地利用集積事業の促進	農業振興課

⑤ 渇水対策の推進

ゲリラ豪雨などの局地的な集中豪雨が発生する一方で、全国的に年間の降雨日数は減少しており、取水制限に至る渇水が生じています。今後も無降水日数の増加などにより渇水の増加が懸念されています。そのため、市は水道企業団と連携した渇水対策の実施、公共施設の新築・改修時における雨水貯留施設の設置により雨水の利活用を推進します。

取組項目	実施施策	担当課
水道企業団と連携した渇水対策の実施	水道企業団と連携した渇水対策の実施	環境政策課
雨水の利活用の促進	公共施設の新築・改修等における雨水利用施設の設置	営繕課・全庁

⑥ 自然生態系対策の推進

気候変動対策の影響を把握したうえで、適切な自然生態系対策を推進します。そのため、市は市域の自然生態系への影響を的確に把握するために埼玉県や国などの情報や関連する課や団体などと連携のもと市域の影響を把握するとともに、収集した情報を講演会や勉強会、広報誌やホームページを通して積極的に普及啓発・情報発信を行います。

取組項目	実施施策	担当課
気候変動による生態系への影響の普及啓発・情報発信	講演・勉強会等による周知啓発【再掲】	環境政策課
気候変動による生態系への影響の情報収集・調査	気候変動及び適応策の情報収集・発信【再掲】	環境政策課

⑦ 農業対策の推進

近年、高温による農産物の生育障害や品質低下、記録的な豪雨等による災害により農業の生産性や農業者の生活基盤への影響が生じています。そこで、市は、農業者へ国や埼玉県からの通知などに基づいた情報発信などを実施し、影響の縮小や回避に努めます。

取組項目	実施施策	担当課
農業者への気候変動適応に関する情報発信等	国・県からの通知等に基づいた農業者への情報発信	農業振興課

⑧ 気候変動適応策の活用

気候変動により産業・経済活動への影響が懸念される一方で、気候変動をビジネスチャンスと捉えた動きが始まっています。そこで市は、ビジネスチャンスとしての取組事例の収集などを行、市内事業者が気候変動を機会とした取組を展開できるよう情報提供を行います。

取組項目	実施施策	担当課
気候変動を機会と捉えた取組の検討	産業分野等における取組情報の収集・提供や助言	経済振興課

基本目標3 持続可能な資源循環型の地域形成

(1) 具体的目標

資源が適切に循環する社会を構築します。そのため、行政は他の関係者と協働し、ごみの適正処理の推進や地域内での資源循環を進めます。市民や事業者は、資源を大切にした生活や事業活動を心がけ、行動します。

■環境指標

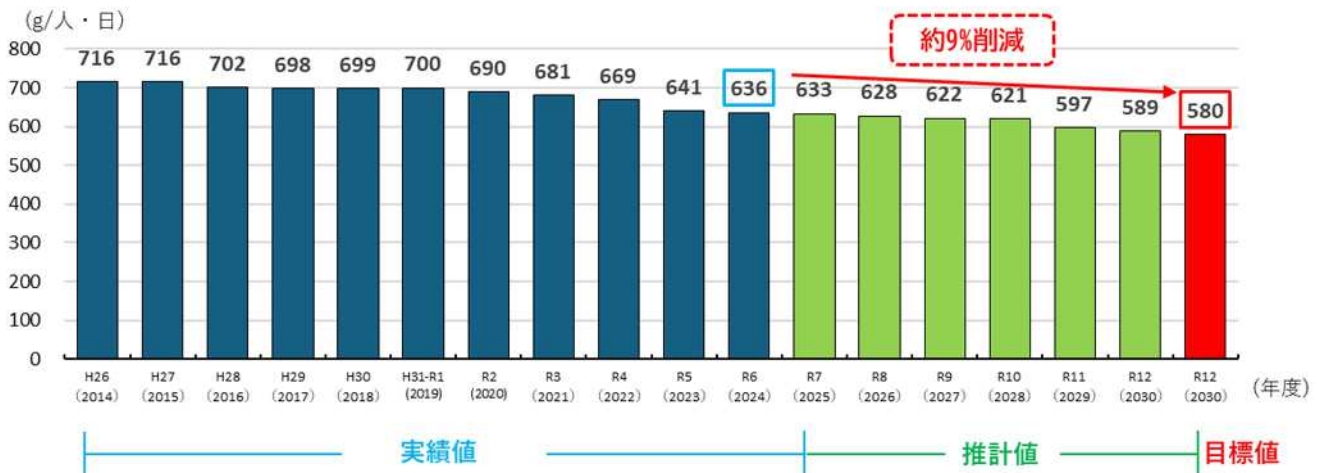
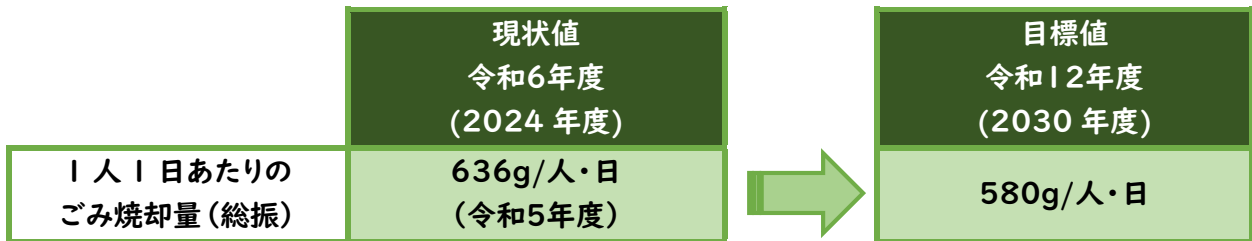


図 ごみ焼却量の推移と削減目標

■取組指標

取組指標	現況値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
リサイクル率(総振)【再掲】	17.5%	25%
家庭から排出される食品ロス量	7,267トン/年	5,800トン/年
集団資源回収実施団体登録件数	410団体	400団体
排出事業者及び収集運搬許可業者を対象とした説明会実施回数	1回	2回
ふれあい収集 ^{※1} の登録件数(総振)	666件	800件
市内日中パトロール ^{※2} 実施回数(総振)	160回	220回
地場農産物の学校給食使用品目数	10品目	10品目

- ※1：本市が実施しているごみ集積所にごみを出すことが困難な高齢者や障がいのある方のご自宅まで伺ってごみ収集をする取組です。合わせてお声をかけ、安否の確認も行っています。
- ※2：本市が実施している不法投棄未然防止を目的とした日中パトロールの取組です。

■関連計画

- 越谷市一般廃棄物処理基本計画
- 越谷市都市農業推進基本計画

■取組が貢献する SDGs の該当ゴール



(2) 施策展開

具体的目標の達成に向けて、市民・事業者との協働により資源循環を推進すること、排出事業者などによる主体的なごみ減量・資源化を促進すること、新たなごみ収集・処理システムを構築すること、産業廃棄物対策を推進すること、農産物や食品などの地域内循環を推進することが必要となることから、次の5つの取組の方向性に基づき、施策を展開します。

基本目標 3 持続可能な資源循環型の地域形成

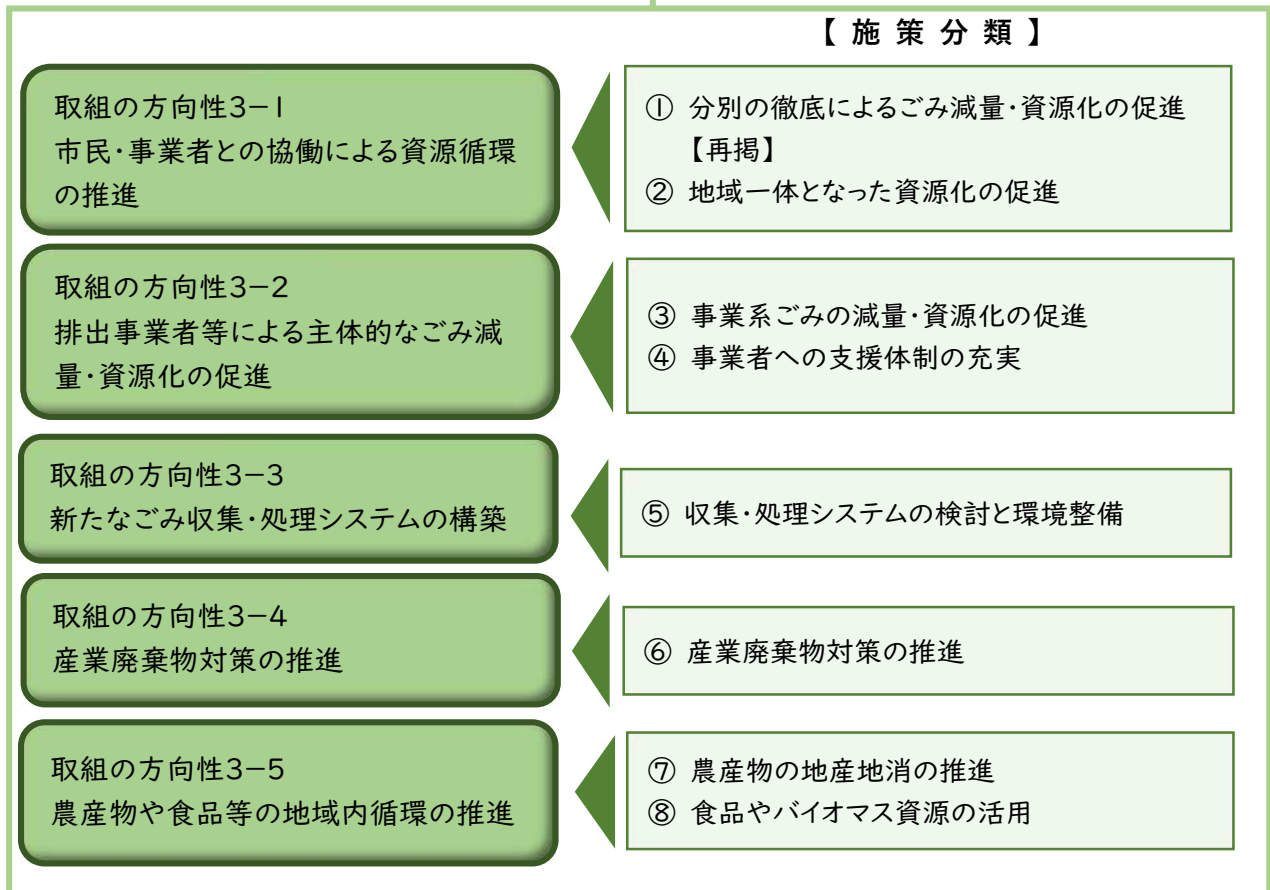


図 施策展開の体系図

取組の方向性3-1 市民・事業者との協働による資源循環の推進

分別の徹底によるごみ減量・資源化と地域が一体となった資源化の促進を図ります。

① 分別の徹底によるごみ減量・資源化の促進【再掲】

温室効果ガスは、ごみの処理（焼却処理や埋立）からも排出されます。そのため、ごみの減量や資源化を進めることで、温室効果ガスの発生を抑制することができます。ごみの減量や資源化を推進するためには、排出者である市民・事業者それぞれが、自らの責任を意識し行動することが重要です。

そこで、市は減量・リサイクルに関する普及啓発、先進的な取組事例の情報発信、ごみ分別アプリの活用、ごみの出し方の周知をすることなどにより、市民の意識を高め、これまで以上にごみの減量と分別の

徹底を図ります。さらに、マイクロプラスチックの海洋への蓄積が世界的な課題となっていることを受け、プラスチックごみの発生抑制やプラスチック・スマートの推進を図ります。

また、食品ロスを削減するために、市民には消費者としての適正量購入などの取組と、消費期限、賞味期限などの正しい認識を、事業者には量り売りや小分け売り、食品ロス削減キャンペーン実施などの取組を進めていきます。

取組項目	実施施策	担当課
ごみと資源の分別の徹底【再掲】	ごみ減量・リサイクルの啓発【再掲】	資源循環推進課
	ごみ分別アプリ等の活用【再掲】	資源循環推進課
生ごみの減量【再掲】	生ごみ削減の3キリ運動の推進【再掲】	資源循環推進課
プラスチックごみの発生抑制【再掲】	プラスチック・スマートの推進【再掲】	資源循環推進課
行政による減量・リサイクルの推進【再掲】	ごみ排出・収集方法の検討【再掲】	資源循環推進課
	4Rの推進に関する普及啓発の継続【再掲】	資源循環推進課
食品ロスの削減【再掲】	家庭における食品ロスの削減【再掲】	資源循環推進課
	食品ロスの削減に関する普及啓発の強化【再掲】	資源循環推進課
	フードドライブ等による未利用食品の有効活用（回収拠点の拡充、災害救助物資の有効活用など）【再掲】	資源循環推進課

② 地域一体となった資源化の促進

地域が一体となったごみの資源化を促進します。具体的には、地域における排出段階での資源品の分別徹底や排出禁止物などの適正処理の周知を強化し、分別ルールを徹底することで、ごみの資源化を促進します。

取組項目	実施施策	担当課
集団資源回収の見直し及び活性化	集団資源回収の制度についての見直し	資源循環推進課
	未実施地域での活動促進	資源循環推進課
分別ルールの徹底	資源物の分別徹底	資源循環推進課
	排出禁止物等の適正処理の周知	資源循環推進課・廃棄物指導課

取組の方向性 3-2 排出事業者等による主体的なごみ減量・資源化の促進

事業系ごみの減量・資源化の促進と事業者への指導・支援を進めます。

③ 事業系ごみの減量・資源化の促進

事業者によるごみ減量・リサイクル活動を推進します。具体的には、市は排出事業者や一般廃棄物収集運搬許可業者に対し、ごみの排出抑制や分別の徹底について意識啓発をより一層行い、指導を徹底していきます。

また、小売業などに対するごみの減量に資する過剰包装の自粛要請や、事業者環境負荷の少ない製品の使用に努めるよう拡大生産者責任の提唱などを検討します。

食品ロス削減対策としては、フードドライブ等による未利用食品等の有効活用を行うとともに、食品リサイクルの普及促進を図ります。

取組項目	実施施策	担当課
事業者によるごみ減量・リサイクル活動の促進	事業者によるごみ減量・リサイクル活動の促進	資源循環推進課・廃棄物指導課
	過剰包装の自粛の要請	資源循環推進課
	多量排出事業者に対する減量化計画等の制度検討	廃棄物指導課
	拡大生産者責任の提唱	資源循環推進課
食品ロス対策の推進【再掲】	フードドライブ等による未利用食品の有効活用（回収拠点の拡充、災害救助物資の有効活用など）【再掲】	資源循環推進課
	事業者による食品ロスの削減	資源循環推進課

④ 事業者への指導・支援

事業系ごみの積極的な減量やリサイクル推進に取り組みます。具体的には、市は排出量の多い卸売・小売業などに向けた減量・資源化マニュアルの周知・啓発や資源化業者と排出業者のコーディネートを行い、ごみの適正排出及び資源化を促進します。

取組項目	実施施策	担当課
ごみの適正処理に向けた指導の徹底	事業者、収集運搬許可業者への適正排出指導の徹底	廃棄物指導課
	業種に応じたごみ減量講習会などの開催	廃棄物指導課・資源循環推進課
事業者への支援体制の充実	減量・資源化マニュアルの周知・啓発	廃棄物指導課・資源循環推進課
	食品廃棄物の循環システムの構築	資源循環推進課

取組の方向性 3-3 新たなごみ収集・処理システムの構築

高齢者に対応したごみ収集や処理システムの整備を進めます。

⑤ 新たな収集・処理システムの構築

将来を見据え、高齢者に対応したごみ収集や処理システムの整備に取り組みます。

市は少子高齢化の進展など長期展望に基づく市民のライフスタイルの変化に対応するため、新たな分別区分の検討などプラスチック資源の回収・リサイクルに向けた調査・研究を進めます。

また、超高齢社会に対応したふれあい収集の継続及び将来を見据えた対策強化の検討や、使用済み紙おむつの回収ルート・再資源化の検討など使用済み紙おむつ対策の検討を進めます。

取組項目	実施施策	担当課
長期展望に基づく収集・処理システムの検討	プラスチック資源の回収・リサイクルに向けた調査・研究	資源循環推進課
超高齢社会に対応した環境整備	ふれあい収集の継続及び強化の検討	資源循環推進課
	使用済み紙おむつ対策の検討	資源循環推進課

取組の方向性 3－4 産業廃棄物対策の推進

産業廃棄物の排出削減と適正処理を進めます。

⑥ 産業廃棄物対策の推進

産業廃棄物の排出削減と適正処理を進めます。具体的には、市は事業者に対し、産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発を進めるとともに、事業所の監視・指導を行います。

取組項目	実施施策	担当課
産業廃棄物適正処理の普及啓発	産業廃棄物適正処理講習会の実施	廃棄物指導課
産業廃棄物適正処理に関する事業所の監視・指導	産業廃棄物処理業許可業者への立入検査による指導、監督	廃棄物指導課
	自動車リサイクル法登録・許可業者への立入検査による指導、監督	廃棄物指導課
	監視パトロールの強化	廃棄物指導課
	不適正処理事業者に対する改善指導	廃棄物指導課

取組の方向性 3－5 農産物や食品等の地域内循環の推進

農産物の地産地消と食品やバイオマス資源の活用を進めます。

⑦ 農産物の地産地消の推進

安全・安心・新鮮な地場農産物の消費を拡大することにより、環境負荷の低減と地域活性化を行います。具体的に、市は、地場農産物のPRを行うとともに、学校給食などでの地場農産物の活用を進めます。

取組項目	実施施策	担当課
地場農産物のPR・活用	農産物等の情報発信の実施	農業振興課
	学校給食等での地場農産物の活用	給食課・ 農業振興課

コラム：学校給食での地場農産物の活用例

主食のごはんは越谷産の米（彩のかがやき）を使用しています。パンや茹でうどんは埼玉県内で作られた小麦粉を使用している他、地元で採れた季節（旬）の野菜を取り入れ、地域の産物を活かした料理を伝える取組を行っています。

右の写真は、本市の特産品である「くわい」を使った炊き込みご飯の給食です。



⑧ 食品やバイオマス資源の活用

食品やバイオマス資源の資源としての活用を進めます。

市は食品ロスを削減するため、家庭で余っている食品を地域のイベントや学校、職場などに持ち寄り、それを必要としている福祉団体・施設などに寄付する活動「フードドライブ」を促進します。また、樹木の剪定枝や除草した草などのたい肥化としての利用や、もみ殻などの農業系廃棄物の活用方法の検討を行います。



リサイクルプラザに設置された
フードドライブのための食品回収ボックス

取組項目	実施施策	担当課
食品ロス削減の推進	フードドライブ等による未利用食品の有効活用（回収拠点の拡充、災害救助物資の有効活用など）【再掲】	資源循環推進課
バイオマス資源の地域内活用の推進	樹木剪定枝・草等のたい肥化利用	資源循環推進課・全庁
	もみ殻等の農業系廃棄物の活用方法の検討	農業振興課

基本目標4 生物多様性の保全と回復

本項は、「埼玉県東南部地域生物多様性ガイドライン」に基づく「生物多様性こしがやアクションプラン」として位置付けます。

(1) 具体的目標

多くの動植物が生息する環境を保全し、生物多様性を回復します。そのため、行政は他の関係者と連携し、農地・屋敷林などの緑や河川などの動植物の生息・生育地を保全し、生物多様性の回復を進めます。市民や事業者は、地域の自然への関心を高め、重要性を認識します。

■環境指標 取組指標の進捗を総合的に評価します。

■取組指標

取組指標	現況値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
希少植物種の保護実施箇所数(総振) ^{※1}	3箇所	6箇所
民有地内の良好な樹林地の調査件数(総振)	0件	40件
生物の生息・生育に配慮した区域の面積 ^{※2}	32.4ha	34ha
合併処理浄化槽普及率(総振)	44.5%	50%
排水基準適合率(総振)	100%	100%
農地利用集積事業の実施面積(総振)	64 ha	107 ha
生物多様性子ども調査実施学校数	29校	29校

※1：希少植物種とは、埼玉県レッドリストに登録されているコシガヤホシクサ、フジバカマ、キタミソウなどの植物種を指します。

※2：公共施設ビオトープ、環境保全区域、ふるさと米圃場、調節池ビオトープゾーン、平方自然観察林などの合計面積とします。

■関連計画

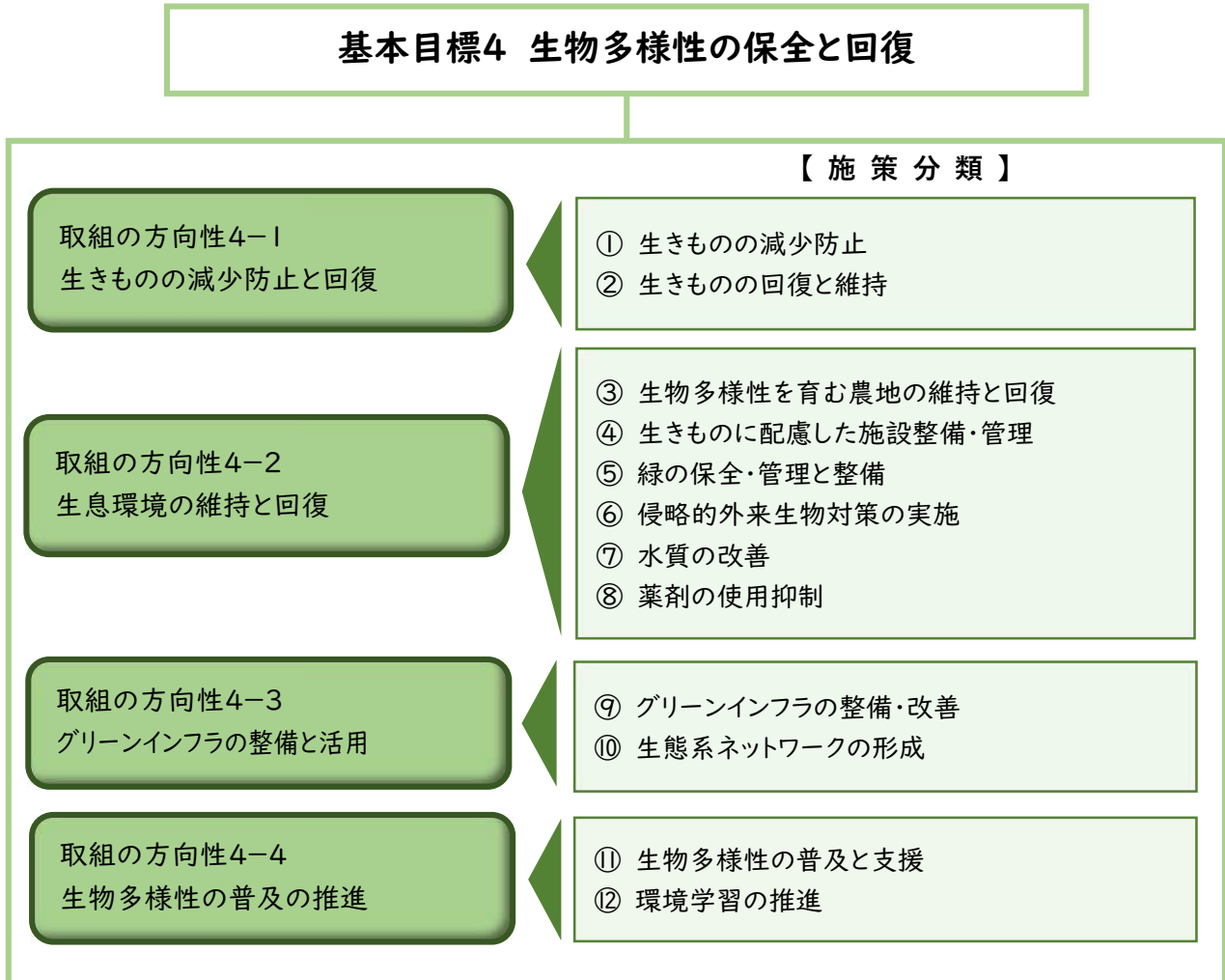
- 越谷市緑の基本計画
- 越谷市都市農業推進基本計画
- 越谷市教育振興基本計画

■取組が貢献するSDGsの該当ゴール



(2) 施策展開

具体的目標の達成に向けて、生きものの減少防止と回復を図ること、生息環境の維持と回復を図ること、グリーンインフラを整備し活用すること、生物多様性の普及を推進することが必要となることから、次の4つの取組の方向性に基づき、施策を展開します。



施策展開の体系図

取組の方向性4-1 生きものの減少防止と回復

地域の生きものの減少を防止するとともに、生きものの回復と維持を図ります。

① 生きものの減少防止

生物多様性は生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルがありますが、そのうちの「種の多様性」を維持するため、本市で生息している生きものの減少を防止することが必要です。そのため、環境保全区域の周知と区域内での環境学習などを実施します。また開発行為は自然環境の構造変化を伴うものもあるため、生きものの減少につながることもあります。そのため、生物多様性に配慮した開発や整備の推奨や検討を行います。

取組項目	実施施策	担当課
環境保全区域の周知と活用	環境保全区域の周知に向けた普及啓発と区域内での環境学習等の実施	環境政策課
開発による生きものの減少防止	開発にあたっての生物多様性への配慮の推奨	開発指導課

② 生きものの回復と維持

「種の多様性」を回復し維持するため、本市で減少が著しく、または地域絶滅した種の回復を図ります。また、生息数を減らしている生きものの中で、特に地域の自然環境の復元を象徴するような希少動植物をシンボルとして回復させる活動を進めます。

取組項目	実施施策	担当課
地域の生きものの回復	関係機関・関係者等と連携した希少動植物の生息・生育環境の保全	環境政策課
希少動植物の回復	コシガヤホシクサやフジバカマ等の栽培、補植、生育実験等の実施	環境政策課



農業技術センター内で栽培されている
コシガヤホシクサ

「越谷」の名を持つ貴重な植物であるコシガヤホシクサを本市で野生復帰させる取組を進めています。

取組の方向性4-2 生息環境の維持と回復

農地の維持と回復、生きものに配慮した施設整備・管理、緑の保全・管理と整備、侵略的外来生物対策、水質の改善や薬剤の使用抑制を通し、生きものの生息環境の維持と回復に取り組めます。

③ 生物多様性を育む農地の維持と回復

農地の多面的機能のひとつに「生きもののすみかになる機能」があり、生物多様性の保全と回復には農地の保全が重要になります。そこで、生物多様性を育む農地の維持と回復を図るため、農薬の使用を抑えた農産物の生産や、農地利用集積による優良農地の保全などの農業振興を進めます。さらに、生きものに配慮した基盤整備を検討するとともに、市民参加による用水路清掃等により農業地域の環境保全活動を推進します。

また、農地は、本市の課題である水害の防止、気候変動対策、市民の健康増進、食育や環境教育の促進などの多面的機能を持つグリーンインフラとして重要な自然資源です。そこで、農地を保全するため、「第3次越谷市都市農業推進基本計画」により都市農業の振興を図るほか、法令に基づく農地の保全に取り組めます。

取組項目	実施施策	担当課
生物多様性を育む農業振興	越谷ふるさと米の栽培・販売等への支援	農業振興課
	農業委員及び農地利用最適化推進委員による適正な管理指導による遊休農地や荒廃農地の発生抑制	農業委員会
	農地利用集積事業の促進【再掲】	農業振興課
生物多様性に配慮した基盤整備	生物多様性に配慮した基盤整備の検討	農業振興課
多様な主体による農業地域の環境保全活動	市民参加による用水路清掃等の支援	農業振興課
	農地の多面的機能への理解促進【再掲】	農業振興課
農地の保全の位置づけ	第3次越谷市都市農業推進基本計画の推進	農業振興課
法令等に基づく農地保全	農委だより、ホームページなどによる周知	農業委員会
	違反パトロールの実施及び是正指導	農業委員会
	農地法及び関連条例等に基づく審査の実施	農業委員会
	都市計画法に基づく許可等の内容審査	開発指導課
	申請時及び工事完了時における現地確認等の実施	農業委員会
	開発許可に伴う現場調査の適宜実施	開発指導課



図 農業(農地)の多面的機能の概念図

出典) 日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について(答申)」(平成13年(2001年)11月)

④ 生きものに配慮した施設整備・管理

本市には、多くの河川や用水が流れ、調節池が存在します。それぞれに管理者が適正な整備・管理を目指して取り組んでおり、地域と一体となって防災のための整備や利用と、自然環境の維持回復を両立

させていく必要があります。そのため、それぞれの管理者が生きものに配慮した整備・管理を行えるよう協議や調整、情報の共有などを行います。

取組項目	実施施策	担当課
生きものに配慮した河川整備・管理	生物多様性に配慮した河川整備の検討	河川課
	河川管理者との協議による生きものに配慮した河川管理の実施	環境政策課
生きものに配慮した調節池等の管理	生きものに配慮した調節池等のビオトープ管理の支援	環境政策課
	調節池等の生きもの調査の実施	環境政策課
生きものに配慮した水路の整備・管理	生物多様性に配慮した水路の整備・管理の検討	河川課・ 農業振興課

⑤ 緑の保全・管理と整備

樹林地や公共施設の緑地、ビオトープなどの緑は、多くの生きものにとってすみかや捕食、繁殖の場として重要です。交通至便な場所や周辺商業地に近い場所は開発期待が大きく、樹林地や樹木の維持管理の負担が大きいいため、緑地の保全にはしっかりとした対策が必要となります。そのため、樹林地・樹木の保全や適切な管理を推進するほか、関係団体等と連携し、自然共生サイトへの登録を検討します。

また、ビオトープの整備を検討するとともに、家庭・事業所への簡易ビオトープの設置促進に取り組めます。

取組項目	実施施策	担当課
樹林地・樹木の維持・管理	樹林地・樹木の保全	公園緑地課
	樹林地の保全管理に向けた調整	環境政策課
ビオトープの整備推進	平方公園拡張におけるビオトープ整備の検討	公園緑地課
	家庭・事業所への簡易ビオトープの設置促進	環境政策課

⑥ 侵略的外来生物対策の実施

侵略的外来生物の侵入や繁殖などが、在来の生きものの減少の原因になっています。市域へ侵略的外来生物を侵入・繁殖させないため、外来種被害予防三原則の「入れない、捨てない、拡げない」を守ることが大切です。本市でも、侵略的外来生物の抑制に取り組めます。具体的には、関係部署・市民・関係者と連携のもと市域での侵略的外来生物の影響把握を行うとともに、特定外来生物の駆除や、外来生物についての周知啓発を行います。

取組項目	実施施策	担当課
侵略的外来生物の抑制	市域での侵略的外来生物の影響把握（関係部署・市民・関係者からの情報収集、調査）	環境政策課
	アライグマ・クビアカツヤカミキリ等特定外来生物の駆除	環境政策課
	外来生物についての講演・勉強会開催や広報誌・ホームページによる周知啓発	環境政策課

コラム：外来種被害予防三原則とは

外来種への対策では、発生した被害の拡大を防ぐ「防除」だけでなく、そもそも被害を発生させないための「予防」も重要です。外来種被害の予防に向け、環境省では右図のような「外来種被害予防三原則」を提唱しています。市民・事業者・行政それぞれがこの原則を心にとめ、行動することが重要です。



出典）東京都

⑦ 水質の改善

水質悪化は、魚や水生昆虫類などの減少につながります。そのため、水洗化の促進や単独処理浄化槽・し尿汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進などの生活排水対策を実施します。また、農閑期の冬場は河川水量が減少し水質が悪化することで生きものが減少する傾向にあるため、浄化用水の導入を検討します。事業所の監視・指導や圃場からの農薬・泥土などの流出防止のための取組も行います。

取組項目	実施施策	担当課
生活排水対策の実施	水洗化の促進	下水道経営課
	単独処理浄化槽・し尿汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進	資源循環推進課
	浄化槽の適正な維持管理の啓発・指導	資源循環推進課
浄化用水の導入	冬季通水の検討	農業振興課
事業所の監視・指導	規制基準等の遵守指導のための事業所等への立入調査の実施	環境政策課
	規制基準等を遵守していない事業所等に対する改善指導	環境政策課
圃場からの農薬・泥土等の流出防止	農薬の適正な使用等についての周知	農業振興課
	水路整備や修繕に併せた畦畔や排水管の整備	農業振興課

⑧ 薬剤の使用抑制

薬剤が水路や河川に流出することで生きものの減少につながることもあるため、公園、住宅地などにおいて、薬剤によらない病虫害や雑草の管理を進めます。また、薬剤を使用する場合は、適正な使用量・方法で行うとともに、影響の最小化に努めます。

取組項目	実施施策	担当課
薬剤の適正使用による病虫害・雑草管理	薬剤の適正利用による特定外来生物の駆除	環境政策課
	病虫害防除及び雑草防除対策についての周知	農業振興課

取組の方向性4-3 グリーンインフラの整備と活用

本市の自然環境を活かしたグリーンインフラの整備・改善と、生態系ネットワークの形成を図ります。

⑨ グリーンインフラの整備・改善

自然の多機能を活用するグリーンインフラは、豊かな環境を備えた生活空間の整備、地域資源を活用した経済振興などの役割が期待されています。

本市においても自然環境を活用したグリーンインフラの整備・改善に向けた取組を進めるため、農地利用集積による優良農地の保全や農地の多面的機能への理解促進に取り組みます。

取組項目	実施施策	担当課
グリーンインフラの整備・改善	農地利用集積事業の促進【再掲】	農業振興課
	農地の多面的機能への理解促進【再掲】	農業振興課



図 農地を活用したグリーンインフラの取組事例(愛知県安城市)

出典)「グリーンインフラ事例集」(令和7年(2025年)3月、グリーンインフラ官民連携プラットフォーム企画・広報部会)

⑩ 生態系ネットワークの形成

生態的なまとまりや有機的な繋がりを意識した生態系ネットワークは、生きものの移動や分散に重要な役割を果たしています。そのため、市は市民や事業者にも、生態系ネットワークの普及啓発や活動の支援を行います。また、平方公園の拡張においてビオトープの整備を検討するとともに、生態系ネットワークの地図化による状況把握に取り組みます。

取組項目	実施施策	担当課
生態系ネットワークの形成	生態系ネットワークの普及啓発と活動の支援	環境政策課
	平方公園拡張におけるビオトープ整備の検討【再掲】	公園緑地課
	市内の生態系ネットワークの地図化	環境政策課

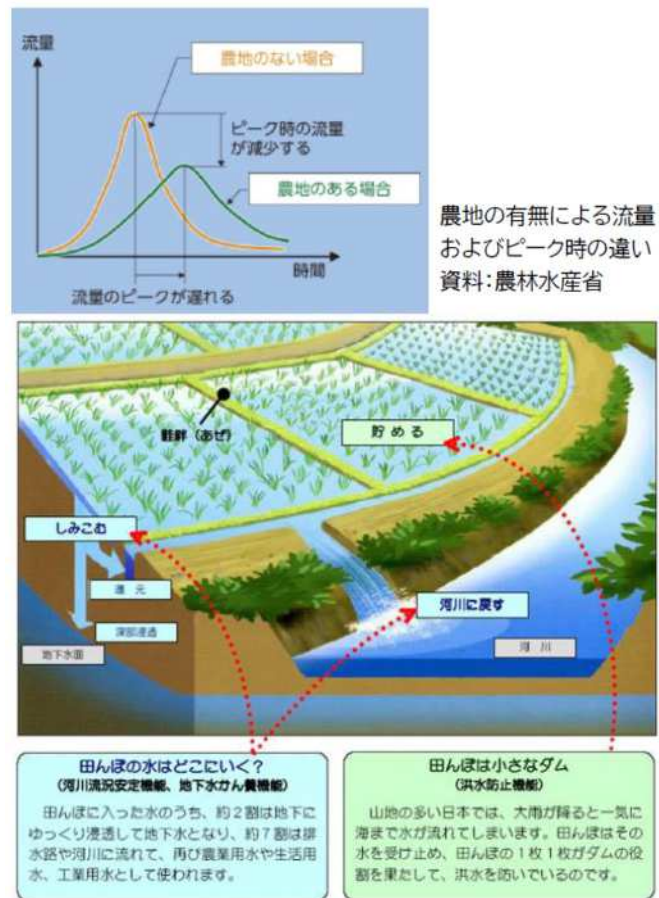
コラム：水田や生物多様性の経済価値は

本市の農地の約8割を占める水田には、保水・遊水機能という水害を軽減する働きがあります。仮に、本市内の水田の保水・遊水機能を貨幣価値に換算すると、年間で約6億2,810万円※1もの価値があると試算できます。

また、国際的には生態系保全に年間3兆6,000億円を投じれば、長期的には水産資源の増加や温暖化防止効果などで年400兆円※2の経済価値を生み出せるとの試算もあり、地域の生物多様性を保全していくことは地域の経済活動の基礎であり、上手く活用することで経済の活性化にも繋がります。

※1：第3次越谷市都市農業推進基本計画
主要参考文献「埼玉県東南部地域における農業・農村地域の多面的機能の評価－越谷市・草加市・三郷市・吉川市・八潮市・松伏町5市1町を事例に－」（大竹伸郎、平成24年(2012年)）

※2：「TEEB (2010) The Economics of Ecosystem and Biodiversity: Mainstreaming the Economics of Nature: A synthesis of the approach, conclusions and recommendations of TEEB (生態系と生物多様性の経済学：自然の経済学を社会の主流に：TEEBのアプローチ、結論と提言に関する最終報告書)」（国連環境計画 (UNEP)）



出典) 関東農政局

取組の方向性4-4 生物多様性の普及の推進

市民、事業者、地域コミュニティ組織などのさまざまな関係者に対し、生物多様性に関する理解醸成を図ります。

⑪ 生物多様性の普及と支援

生物多様性の保全と回復には、市民、事業者などさまざまな関係者に生物多様性の重要性や地域の状況を理解してもらう必要があります。そのため、市は講演会や広報誌・ホームページなどにより周知啓発を行います。また、環境に配慮した事業活動を実施するエコ事業所の育成・普及や、市民参加の生きもの調査等を通じた情報収集と情報提供を行います。

取組項目	実施施策	担当課
生物多様性の普及	講演会・勉強会の開催や広報誌・ホームページによる周知啓発	環境政策課
エコ事業所の育成・普及	こしがやSDGsパートナー制度の運用	環境政策課

情報の収集と提供	市民参加による生きもの調査等の実施	環境政策課
----------	-------------------	-------

⑫ 環境学習の推進

生物多様性の重要性や地域の状況を理解してもらうため、生物多様性に関する環境学習を推進します。具体的に市は、学校ビオトープを活用した学習や生きもの調査、小学校で活用する環境教育資料の作成・情報発信及び学習活動用図鑑の発行などに取り組みます。

取組項目	実施施策	担当課
環境学習の推進	生物多様性子ども調査及び身近な自然・学校ビオトープを活用した学習の実施	学校教育部指導課
	在来種の保全に向けた活動の実施	環境政策課
	教員向け研修会の実施	学校教育部指導課
	小学校で活用する環境教育資料の作成・情報発信及び学習活動用図鑑の発行	学校教育部指導課
	生物多様性の学習のための学校ビオトープの整備・管理等	学校教育部指導課

基本目標5 安全で安心な生活環境の形成

(1) 具体的目標

私たちを取り巻く生活環境を適切に保全します。そのため、行政は他の関係者と協働し、測定・監視・指導などを行い、安全で安心な生活環境の形成を進めます。市民や事業者は、暮らしや産業活動によって生活環境を汚染しないよう心がけ、行動します。

■環境指標 取組指標の進捗を総合的に評価します。

■取組指標

取組指標	現況値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
排水基準適合率(総振)【再掲】	100%	100%
合併処理浄化槽普及率(総振)【再掲】	44.5%	50%
人口1000人あたりの騒音による苦情件数(SDGs ローカル指標※1)	0.32人	0.15人
空間放射線量の目標達成率	100%	100%
人口1000人あたりの悪臭による苦情件数(SDGs ローカル指標)	0.07人	0.06人
景観アドバイザー制度の活用件数(総振)	累計62件	累計90件
自治会清掃回収件数	323件	400件
市の事業・支援による蓄電池の蓄電容量(EV含む)【再掲】	5,484kWh	12,800kWh
多面的機能支払制度活用団体数	8件	10件

※1：地方創生SDGsローカル指標のことで、自治体におけるSDGsの取組の進捗状況を計測する際に使用することを目的として、国の「自治体SDGs推進評価・調査検討会」が提案しているもの。

■関連計画

- 越谷市一般廃棄物処理基本計画
- 越谷市都市計画マスタープラン
- 越谷市景観計画
- 越谷市教育振興基本計画

■取組が貢献するSDGsの該当ゴール



(2) 施策展開

具体的目標の達成に向けて、生活環境を保全すること、都市景観の形成と歴史ある景観を保全すること、災害に柔軟に対応できるまちづくりを推進することが必要となることから、次の3つの取組の方向性にに基づき、施策を展開します。

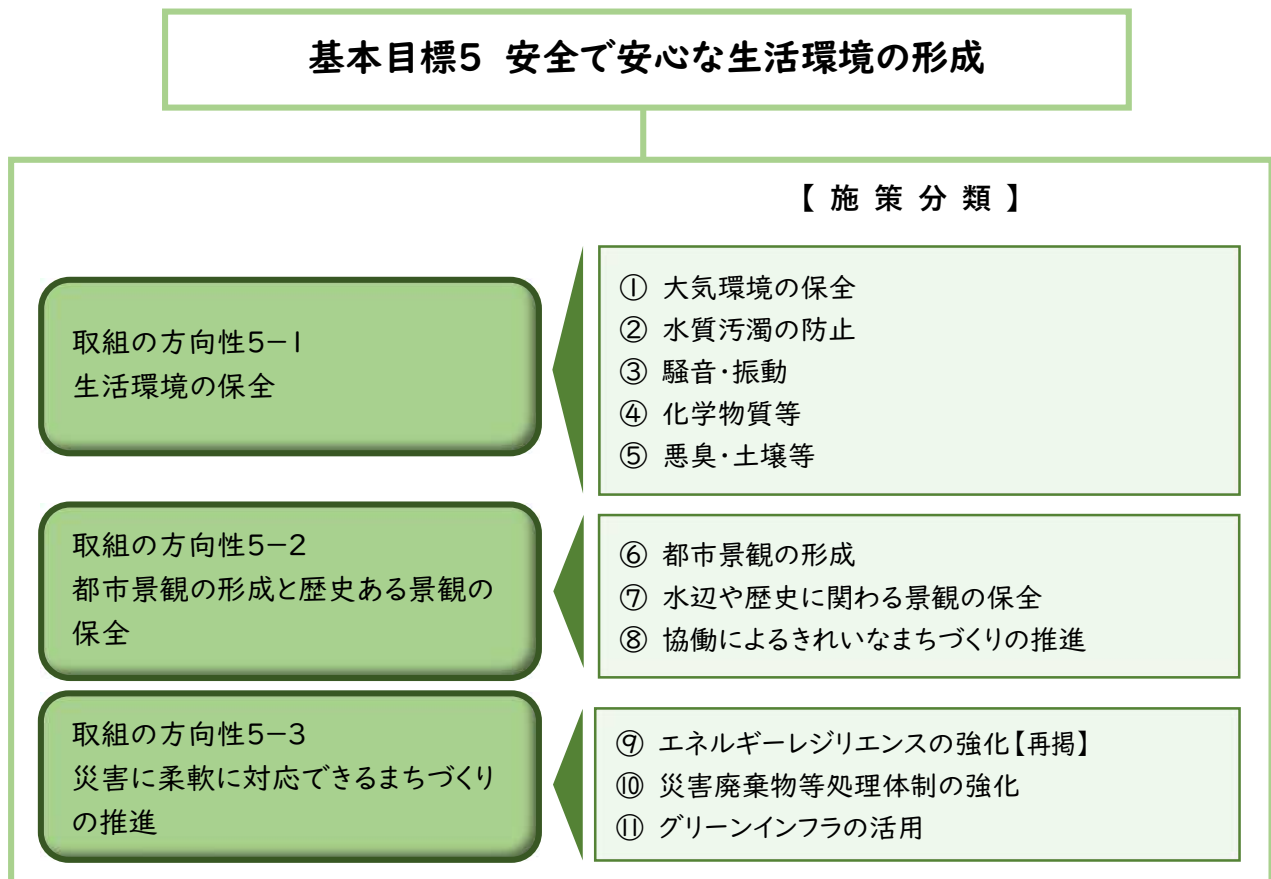


図 施策展開の体系図

取組の方向性5-1 生活環境の保全

大気、水質、騒音・振動、化学物質、悪臭・土壌などのさまざまな観点から、生活環境の保全に取り組めます。

① 大気環境の保全

市の大気環境の保全のために、大気汚染常時監視測定や情報提供を行うとともに、規制基準を遵守していない事業所などに対して立入調査や改善指導を行います。また、公共交通の利用促進、電動車やハイブリッド車、燃料電池車などのエコカーの普及促進、都市計画道路のネットワーク化などの交通対策を実施します。

取組項目	実施施策	担当課
環境基準項目の測定・情報提供	大気汚染常時監視測定の実施	環境政策課

事業所の監視・指導	規制基準等の遵守指導のための事業所等への立入調査の実施	環境政策課
	規制基準等を遵守していない事業所等に対する改善指導	環境政策課
交通対策の実施	公共交通の利用促進	都市計画課
	電動車（EV、PHEV）やハイブリッド車、燃料電池車などの普及促進	環境政策課
	都市計画道路のネットワーク化	道路建設課

② 水質汚濁の防止

市の水質汚濁の防止のために、河川などの公共用水域の環境測定を行うとともに、規制基準を遵守していない事業所などに対して立入調査や改善指導を行います。また、生活排水対策として、水洗化の促進、合併処理浄化槽への転換促進、浄化槽の適正な維持管理の啓発・指導などを実施します。

取組項目	実施施策	担当課
環境基準項目の測定・情報提供	河川等の公共用水域の環境測定の実施	環境政策課
事業所の監視・指導【再掲】	規制基準等の遵守指導のための事業所等への立入調査の実施【再掲】	環境政策課
	規制基準等を遵守していない事業所等に対する改善指導【再掲】	環境政策課
生活排水対策の実施【再掲】	水洗化の促進【再掲】	下水道経営課
	単独処理浄化槽・し尿汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進【再掲】	資源循環推進課
	浄化槽の適正な維持管理の啓発・指導【再掲】	資源循環推進課

③ 騒音・振動

市の騒音・振動の防止のために、道路交通騒音測定を行うとともに、事業計画段階での規制による未然防止や規制基準などを遵守していない事業所などに対して指導を行います。

取組項目	実施施策	担当課
環境基準項目の測定・情報提供	道路交通騒音測定の実施	環境政策課
事業所の監視・指導	事業計画段階での規制基準等の遵守や周辺に配慮した事業活動の要請による騒音・振動の未然防止	環境政策課
	規制基準等を遵守していない事業所等に対する改善指導	環境政策課

④ 化学物質等

市の化学物質などの適正管理のために、ダイオキシン類の測定や化学物質の排出量・取扱量などの公表、放射線量測定などを実施します。また、屋外焼却、不適正焼却炉によるごみ焼却防止の指導などを行います。

取組項目	実施施策	担当課
環境基準項目 の測定・情報 提供	環境中（大気、河川、土壌等）のダイオキシン類の測定の実施	環境政策課
	事業者からの報告値の集計による、越谷市における化学物質 の排出量・取扱量等の公表	環境政策課
	近隣市町と連携した放射線量測定等の継続	環境政策課
不適正焼却の 指導	屋外焼却、不適正焼却炉によるごみ焼却防止の指導	環境政策課・ 廃棄物指導課

⑤ 悪臭・土壌等

市の悪臭の防止や土壌の保全のために、悪臭・土壌などに関する法令や規制基準などに基づく事業者への指導、要請などを行います。

取組項目	実施施策	担当課
事業所の監 視・指導	（土壌）法令に基づく措置のための適正な手続きの指導	環境政策課
	（悪臭）事業計画の段階で規制基準等の遵守や周辺に配慮 した事業活動の要請による悪臭苦情の未然防止	環境政策課
	（悪臭）規制基準等を遵守していない事業所に対する改善指 導	環境政策課

取組の方向性 5－2 都市景観の形成と歴史ある景観の保全

越谷の都市と自然の共存した都市景観を形成しつつ、水辺や歴史に関わる景観を保全し、市・事業者・市民の協働によるきれいなまちづくりを推進します。

⑥ 都市景観の形成

越谷の都市と自然の共存した都市景観の形成のために、建築物の形態・色彩・緑化などの誘導や景観に配慮した公共公益施設の整備、屋外広告物の規制などを行います。

取組項目	実施施策	担当課
景観への配慮	景観に配慮した建築物等の形態・色彩・緑化等の誘導	都市計画課
	景観に配慮した公共公益施設の整備	都市計画課
	屋外広告物の規制、違反広告物の撤去活動の実施	都市計画課

⑦ 水辺や歴史に関わる景観の保全

本市には、先人から脈々と受け継いできた文化や歴史的な資源、越谷ならではの景観や街並みが存在します。これらの越谷らしい水辺の景観や歴史的資源の調査・保全・活用などを行っていきます。

取組項目	実施施策	担当課
水辺の景観の 保全・活用	越谷らしい景観の保全・活用	都市計画課
歴史的資源の 保全・活用	文化財の調査・保存・活用	生涯学習課
	特色ある伝統文化の振興	生涯学習課



図 越ヶ谷久伊豆神社 出典) 越谷市

⑧ 協働によるきれいなまちづくりの推進

きれいなまちづくりを推進するため、監視カメラを活用した監視体制の構築や、行為者に対する指導などにより不法投棄の防止に努めます。また、市民や事業者とともにまちのクリーン活動の実施、公園や緑道の維持管理などを通じた美化活動を推進します。

取組項目	実施施策	担当課
不法投棄の防止	不法投棄の防止	資源循環推進課・廃棄物指導課
	監視カメラを活用した監視体制の構築	廃棄物指導課
	行為者に対する指導	廃棄物指導課
市民参加による美化活動の推進	児童・生徒が学校、家庭、地域における実際の生活の中で主体的に参加できるクリーン活動の促進	学校教育部指導課
	ごみ集積所の維持管理活動の推進	資源循環推進課
	地域清掃活動の推進	資源循環推進課
	市民参加による河川清掃活動の支援	環境政策課・河川課
	越谷市まちをきれいにする条例の啓発	資源循環推進課
	維持活動団体など市民との協働による適切な公園や緑道の維持管理	公園緑地課

取組の方向性 5-3 災害に柔軟に対応できるまちづくりの推進

災害に対して強くしなやかな市民生活の実現を図るため、エネルギーレジリエンスの強化、災害廃棄物など処理体制の強化、グリーンインフラの活用を図ります。

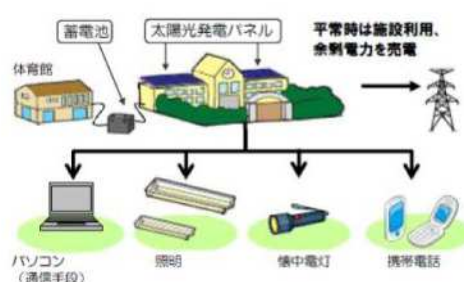
⑨ エネルギーレジリエンスの強化【再掲】

国では、平成26年(2014年)に大規模自然災害などに備えた国土の全域にわたる強靱な国造りの推進を目的とした国土強靱化基本計画を策定しました。本市でも、災害に対して強くしなやかな市民生活の実現を図るため、蓄電池の導入拡大や災害時における再生可能エネルギーの活用、事業者との連携によりエネルギーレジリエンスを強化します。

取組項目	実施施策	担当課
蓄電池の導入拡大【再掲】	家庭への蓄電池設置の推進【再掲】	環境政策課
	事業者への蓄電池設置の推進【再掲】	環境政策課
	公共施設への蓄電池設置の促進【再掲】	営繕課・全庁
	公用車への電動車（EV、PHEV）導入推進【再掲】	環境政策課・全庁
	電動車（EV、PHEV）普及のための支援検討（充電スポット設置、導入補助実施）【再掲】	環境政策課
災害時における再生可能エネルギーの活用【再掲】	太陽電池式照明灯などの設置【再掲】	危機管理室
	電動車（EV、PHEV）等と公共施設・太陽光発電設備との連携の検討【再掲】	環境政策課・全庁
事業者との連携強化【再掲】	災害時の再生可能エネルギー電力の提供に向けた取組促進【再掲】	環境政策課・危機管理室



地域の自立分散型電源（ごみ発電、メガソーラー）



自立分散型電源を備えた避難所（市立学校164校）



EV・PHVで使う or 電源で使う



外部給電装置（HEH55）

電気自動車から学校に設置した蓄電池へ**継ぎ足し充電**を可能とする機器を設置（H27）

図 災害時におけるEV・PHEVの電源活用の事例(さいたま市 E-KIZUNA Project)

出典) さいたま市

⑩ 災害廃棄物等処理体制の強化

災害が発生した場合における災害廃棄物処理体制の強化として、災害廃棄物処理計画や業務マニュアルの見直し、災害時のごみの排出方法などの周知、災害廃棄物収集運搬などの事業者及び他自治体との連携強化を図ります。

取組項目	実施施策	担当課
	災害廃棄物処理計画や業務マニュアルの見直し	資源循環推進課
	災害廃棄物処理への備え	資源循環推進課

災害廃棄物 等処理体制の 強化	災害時のごみの排出方法等の広報	資源循環推進課
	災害廃棄物収集運搬等に係る事業者との協力体制の構築	資源循環推進課
	他自治体との相互支援体制の強化	資源循環推進課

⑪ グリーンインフラの活用

本市の農地などの遊水機能を活用した水害対策を実施するため、農地の多面的機能への理解を促進するとともに、水田の遊水機能の活用を検討します。

取組項目	実施施策	担当課
農地等の遊水 機能を活用し た水害対策の 実施【再掲】	農地の多面的機能への理解促進【再掲】	農業振興課
	水田の遊水機能活用の検討【再掲】	農業振興課

基本目標6 人づくり、参加・協働

(1) 具体的目標

市内の全ての関係者の参加と協働を促し、一丸となって取り組みます。そのため、行政は、他の関係者が行政事業に積極的に参加・協働できる場・仕組み作りを進めます。市民や事業者は環境やSDGsに対する正しい理解を深め、行政事業に積極的に参加・協働します。

■環境指標



■取組指標

取組指標	現況値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
環境・SDGs 学習の実施校数	44校	44校
環境・SDGs に関する取組件数(総振)	29件	32件
環境・SDGs イベント参加者数	4,783人	10,000人
こしがやSDGsパートナーへの登録者数	202人	350人
こしがやSDGsパートナー交流会への参加者数	94人	350人
環境に配慮された商品を選んで購入している割合 ^{※2}	33.7%	39%

※1：市政世論調査で、環境や環境の取組への関心度が高いと回答した市民の割合

※2：市政世論調査で、環境に配慮された商品を選んで購入すると回答した市民の割合

■関連計画

- 越谷市教育振興基本計画
- 越谷市一般廃棄物処理基本計画
- 越谷市都市農業推進基本計画
- 越谷市中小企業振興計画

■取組が貢献するSDGsの該当ゴール



(2) 施策展開

具体的目標の達成に向けて、環境・SDGs 教育を推進すること、環境・SDGs 活動を推進すること、環境・SDGs に配慮した消費行動を喚起することが必要となることから、次の3つの取組の方向性に基づき、施策を展開します。

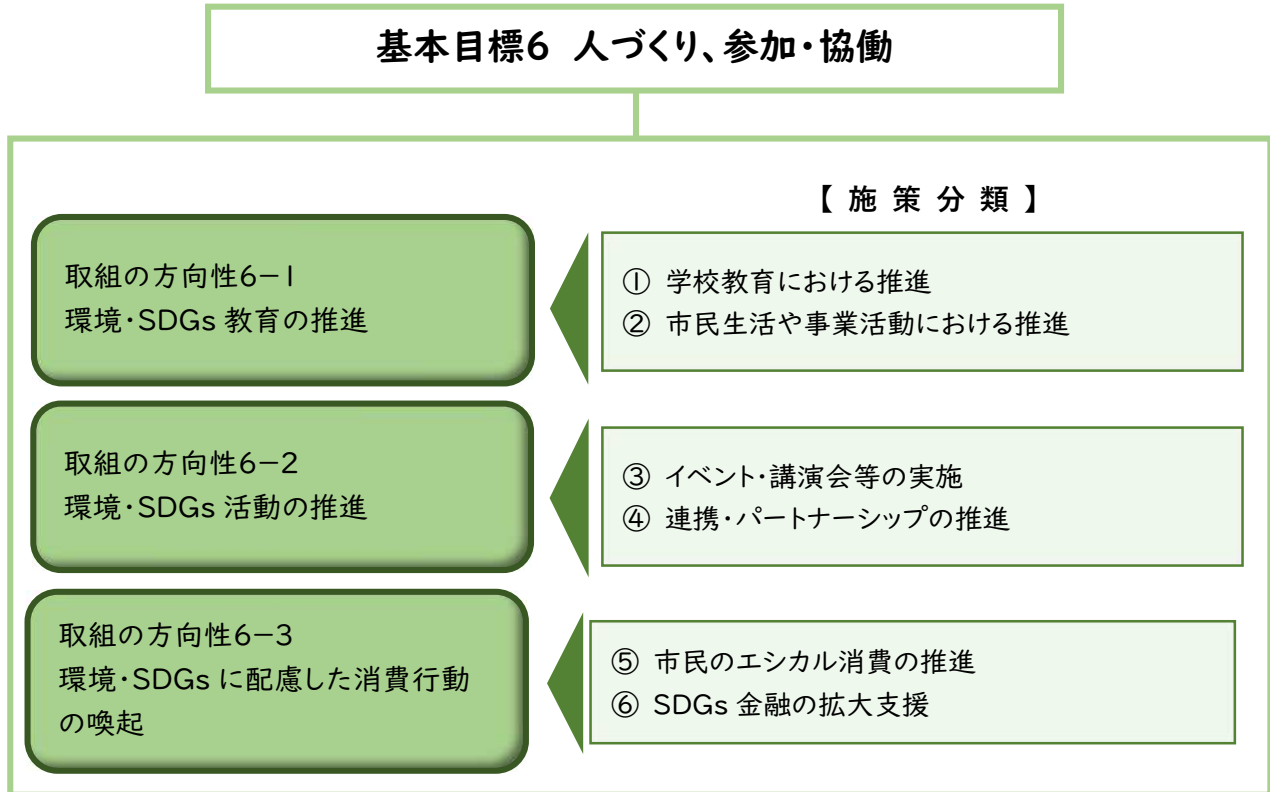


図 施策展開の体系図

取組の方向性6-1 環境・SDGs 教育の推進

学校教育のほか、市民生活や事業活動における環境・SDGs 教育を推進します。

① 学校教育における推進

学校教育における環境・SDGs 教育の推進のため、環境教育資料「しらこぼと」など環境教育資料の充実・作成、教員向け研修会の実施を通して環境・SDGs 教育の学習プログラム・教材の充実に図ります。また、科学体験やビオトープの活用などを通じた環境保全・生物多様性に関する体験学習、リサイクルプラザの施設見学会や出前授業での食品ロス削減に対する意識啓発などを支援し、学校での環境・SDGs 教育を推進します。

取組項目	実施施策	担当課
学習プログラム・教材の作成	環境教育資料「しらこぼと」の充実と効果的な情報発信	学校教育部指導課
	学校・地域での地球温暖化に関する学習会の実施【再掲】	環境政策課
	環境教育推進プラン作成による計画的な環境教育の推進	学校教育部指導課
	小学校で活用する環境教育資料の作成・情報発信及び学習活動用図鑑の発行【再掲】	学校教育部指導課
	教員向け研修会の実施【再掲】	学校教育部指導課

取組項目	実施施策	担当課
学校での環境・SDGs 教育の推進	リサイクル活動、クリーン活動等について主体的に考え、実践する児童、生徒の育成	学校教育部指導課
	学校への出前授業や環境教育支援	環境政策課
	ビオトープを活用した小学校向け指標生物調査プログラムの実施	学校教育部指導課
	環境保全、生物多様性に関する体験学習の実施	学校教育部指導課
	公共施設等を活用した体験活動等の実施	学校教育部指導課

② 市民生活や事業活動における推進

市民生活や事業活動における環境・SDGs 学習の推進のために、環境白書や広報誌、市のホームページを通じた情報発信や環境イベントなどの開催を通して普及啓発・情報提供を行い、市民や事業者の環境意識の向上に努めます。また、市職員向けの研修実施や、環境サポーターの育成などにより環境・SDGs 活動を推進する人材の育成を行います。

取組項目	実施施策	担当課
環境・SDGs 活動推進に向けた普及啓発・情報提供	環境白書や広報誌・ホームページ等を活用した啓発・情報発信	環境政策課
	リサイクルプラザ等を活用した環境イベント等の開催	資源循環推進課
	農地の多面的機能への理解促進【再掲】	農業振興課
人材育成	新しい状況に対応していくための行政職員向けの研修の実施	環境政策課
	生物・環境に係る科学体験事業の実施	青少年課
	環境サポーターの育成	環境政策課
	環境への意識を持つ市民の参加機会の創出	環境政策課

取組の方向性 6-2 環境・SDGs 活動の推進

イベント・講演会などの実施や、連携・パートナーシップの推進を通して、環境・SDGs 活動の推進を図ります。

③ イベント・講演会等の実施

本計画や SDGs の目標の達成には、市民や事業者、関係機関など一人ひとりがそれぞれの役割を果たすとともに、連携を深めて取り組むことが必要になります。市民・事業者が本計画や SDGs の目標や目標達成の重要性を理解し認識してもらうため、市は地域の関係機関と連携し環境保全や地球温暖化に関するイベント・講演会の開催や環境・SDGs 活動の発表機会の提供などを行います。

取組項目	実施施策	担当課
イベント・講演会等の実施	在来種の保全に向けた活動の実施【再掲】	環境政策課
	学校・地域での地球温暖化に関する学習会の実施【再掲】	環境政策課
	森林保全を目指した木育・森林環境教育の推進【再掲】	環境政策課

取組項目	実施施策	担当課
	講演・勉強会等による周知啓発【再掲】	環境政策課
	地域と連携した環境保全活動の推進	学校教育部指導課
	環境・SDGs 活動の発表機会の提供	環境政策課



SDGs パートナー交流会



小中学校出前授業



大相模調節池水生生物調査

④ 連携・パートナーシップの推進

SDGs の目標達成に向けては、行政だけでなく、市民や事業者による SDGs の取組が展開されることが必要です。そのため、市は、SDGs の達成等に貢献することを宣言した企業・団体等を登録する「こしがや SDGs パートナー制度」を実施するとともに、市民や事業者の交流機会の創出に取り組みます。

また、市内の中小事業者による環境マネジメントが進むよう、環境認証制度の普及啓発を行うほか、市民・事業者・行政による連携体制を検討します。

取組項目	実施施策	担当課
SDGs パートナー制度の実施	こしがやSDGsパートナー制度の運用【再掲】	環境政策課
	環境・SDGs活動における市民・事業者の交流機会の創出	環境政策課
	市民・事業者による環境・SDGs 活動の取組事例の情報提供	環境政策課
事業者による環境マネジメントの取組支援	事業所向け環境認証制度の普及啓発【再掲】	環境政策課
市民・事業者・行政による連携体制の検討	市民・事業者・行政の連携促進	環境政策課

取組の方向性 6-3 環境・SDGs に配慮した消費行動の喚起

市民一人ひとりの環境・SDGs に配慮した消費行動を喚起するとともに、SDGs 金融の普及を図ります。

⑤ 市民のエシカル消費の推進

環境・SDGs の推進には、市民一人ひとりが「エシカル消費」という考え方に基づいて、環境や社会に配慮して生産された製品やサービスを購入する消費行動を取るなどの行動変容が必要です。そのため、市は具体的には、リーフレットの配布や出張講座等による市民のエシカル消費の普及啓発とともに、脱

炭素につながる行動変容を促す国民運動「デコ活」の推進に取り組むほか、プラスチック・スマート、食品ロスの削減、地産地消などの活動を推進します。

取組項目	実施施策	担当課
エシカル消費の普及啓発	リーフレット配布、出張講座等による普及啓発	環境政策課・ くらし安心課
「デコ活」の推進【再掲】	環境負荷の少ない製品・サービスの選択（グリーン購入等）の実施・普及【再掲】	環境政策課
	環境に配慮したライフスタイルの選択・省エネルギー行動の普及【再掲】	環境政策課
プラスチックごみの発生抑制【再掲】	プラスチック・スマートの推進【再掲】	資源循環推進課
食品ロスの削減【再掲】	食品ロスの削減に関する普及啓発の強化【再掲】	資源循環推進課
	消費者による適正量購入等の推進【再掲】	資源循環推進課
	フードドライブ等による未利用食品の有効活用（回収拠点の拡充、災害救助物資の有効活用など）【再掲】	資源循環推進課
地産地消の推進	農産物等の情報発信の実施【再掲】	農業振興課
	学校給食等での地場農産物の活用【再掲】	給食課・ 農業振興課

⑥ SDGs 金融の拡大支援

地域の資金を SDGs への貢献を重視する地域事業者に還流させることができれば、地域における SDGs 達成に向けた取組を加速させ、より一層の地方創生に繋げることが期待できます。そこで、SDGs 金融の拡大支援として、市による SDGs 金融商品の活用などを検討します。

取組項目	実施施策	担当課
SDGs 金融の普及	市による SDGs 金融商品の活用	環境政策課・ 関係課所

第4章
関係者の役割と
各主体の
環境配慮指針

第4章 関係者の役割と各主体の環境配慮指針

I 関係者の役割

本計画の推進主体は、「行政（市及び国、埼玉県、近隣市町村）」、「市民（地域住民、通勤・通学者、自治会、NPO など）」と「事業者（市内立地事業者、大学など）」です。

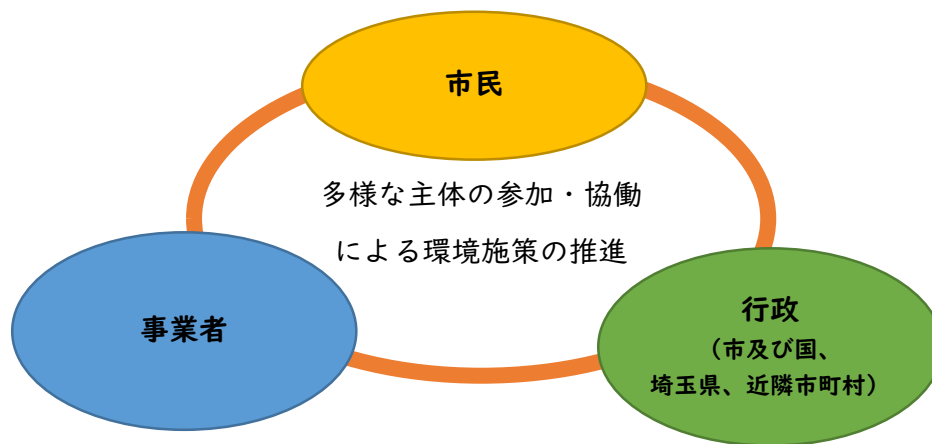


図 多様な主体と参加・協働のイメージ図【再掲】

各主体の主な役割は以下の通りです。

	主な役割
行政	・ 本計画の推進、見直し、進行管理 ・ 本計画の推進、見直し、進行管理に関連する情報の市民、事業者への提供 ・ 各主体が実施する環境配慮行動に必要な情報提供 ・ 連携・協働のための情報・機会の提供、ネットワーク化 ・ 地域の体制づくりへの支援、取組が継続する仕組みづくり ・ 近隣市町村との広域連携の推進・調整 ・ 国、県、研究機関などとの連携・協働
市民	・ 本計画の理解 ・ 本計画の進行、見直し、進行管理への協力 ・ 生活に伴う環境負荷の状況把握 ・ 清掃活動や市が主催するイベントなどへの地域活動の積極的参加 ・ 自ら考え、行動し、自分のライフスタイルを変更（計画の目標達成に貢献するサービスや商品を利用する） ・ 活動や取組の輪の拡大
事業者	・ 本計画の理解 ・ 本計画の進行、見直し、進行管理への協力 ・ 事業活動に伴う環境負荷の状況把握と適切な管理 ・ 地域への積極的な貢献と、市民や従業員への取組状況の発信 ・ 計画の目標達成に貢献するサービスや商品の提供 ・ 専門性を活かした環境施策への貢献、ビジネスにつなげた持続的な活動の展開 ・ サプライチェーンへの同様の取組の促進

2 各主体の環境配慮指針（こしがやクールアクション 2030）

計画の推進主体である市民及び事業者の環境配慮指針を、本計画では「こしがやクールアクション 2030」と呼称し、環境にやさしい「賢い（クール）＋行動（アクション）」の実践を促進します。具体的な行動例を以下に示します。行政は、各主体の取組が進むよう、必要な情報の提供を行います。

環境配慮指針の取組内容は、以下の3つの段階に分けて整理しています。

段階	内容
Step 1 理解する	地域の現状や地域課題、環境問題などを知って理解する。
Step 2 「自分ゴト」 化する	課題と自身の生活や仕事との関係性や結びつき、自身の行動を変えることの影響を正しく理解し、気づく。
Step 3 行動へつなぐ	自分たちが身近なところでできることを考え、行動する。



出典)「先生・ファシリテーターのための 持続可能な開発目標 -SDGs-アクティビティ集」(公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、令和元年(2019年)2月1日)より一部加工

(1) 市民の環境配慮指針

基本目標Ⅰ 地域脱炭素の実現

Step 1 理解する

- 便利で快適な生活をするために、エネルギーを使っていること、そのエネルギーの使用量の増加が地球温暖化に繋がっていることを知っています。
- 再生可能エネルギーとは何か、どんな種類があるか知っています。また、石油や石炭から作られたエネルギーを使うより、再生可能エネルギーを使う方が温室効果ガスの排出量が少ないことを知っています。
- 太陽光発電設備を自宅に備える以外にも、電力契約のプランを見直すことで再生可能エネルギーを利用することができることを知っています。
- 省エネルギーの取組や再生可能エネルギーへの転換以外に、ごみの排出量を少なくすることも温室効果ガス排出量の削減につながることを知っています。
- 市域で国産材を使用することが国内の森林を適正に管理することにつながり、それが温室効果ガスの一つである二酸化炭素の吸収量を増やすことにつながることを知っています。
- 市域の公園の樹木や自宅の庭の草花も二酸化炭素を吸収していることを知っています。

Step 2 「自分ゴト」 化する

- 自分の家で使っている電気やガスの量を把握しています。
- 自分の家で使っている電気やガスがどのようなエネルギーから作られているか把握しています。
- 家にある冷蔵庫などの家電製品を何年前に購入したか把握しています。
- 市域にある再生可能エネルギーにどのような種類があるか把握しています。

- 最寄りの鉄道駅やバス停の場所や、どこに向かう電車やバスが何時から何時まで、どのくらいの間隔で走行しているか把握しています。
- 最寄りの鉄道駅やバス停に駐輪場があるか把握しています。

Step 3
行動へ
つなぐ

- 国民運動「デコ活」に賛同し、環境にやさしいライフスタイルを実践します。
- 家電製品を購入する際は、省エネ性能が高い機器を選びます。
- 自動車を購入する際は、電動車を選択します。
- 荷物の受け取りは、日時・時間指定や、コンビニ受け取りや宅配ロッカーなどを利用し、再配達をしないよう工夫します。
- 住宅を購入したり賃貸物件を利用したりする際には、住宅の環境性能（高断熱・高气密）の良い物件を選びます。
- 太陽光発電や太陽熱利用設備を自宅に備えます。また、太陽光発電設備の設置を検討する際は、併せて蓄電池の設置も検討します。
- 電気やガスの契約を見直し、再生可能エネルギーを多く使った電力プランを選択します。
- 近距離は自転車や徒歩で、中長距離は公共交通機関を利用します。
- ライフスタイルに応じて、使いたい時だけ利用できるサービス（カーシェアリング）を利用します。
- 庭に植物を植えたり緑のカーテンを育てるなど都市緑化を進めま

基本目標 2 気候変動への適応

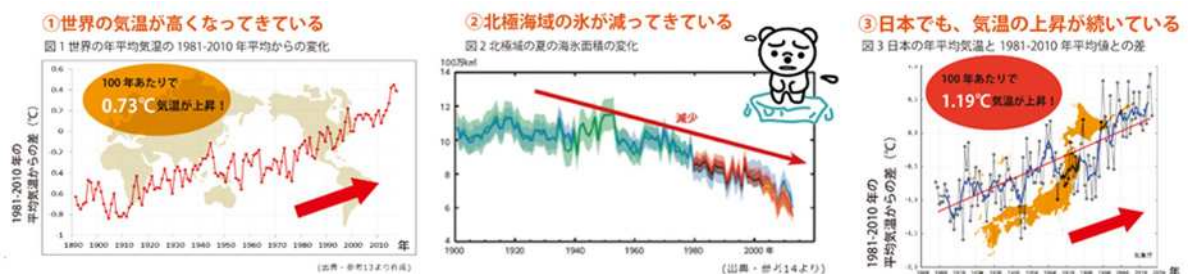
Step 1
理解する

- 「気候変動影響への適応」や「適応策」という言葉を聞いたことがあり、その言葉の意味を知っています。
- 温室効果ガスを出すのをやめても気候変動はすぐには止まらないことを知っています。今後も気候変動の影響が続く、若しくは悪化する可能性があることを知っています。
- 気候変動に対し、温室効果ガスの排出量を減らす努力に加えて、既に起こりつつある気候変動の影響へ「適応」していくことも重要だと知っています。

■ 「気候変動」、「適応（てきおう）」とは？

■ 気候変動って何？

自然要因または人為的要因で、気候に一瞬では無い変化が生じることです。



これまで、世界でも日本でもさまざまな気候変動がみられています。

世界でも日本でも全体の気温が高くなってきています。つまり、夏も冬も暑くなってきています。また、氷におおわれている北極海の氷が、とけてきています。ほかにも、海面水温の上昇や、雨の降り方の変化なども起きています。

■ 「適応」の言葉を聞いたことがありますか？

「適応」とは、言い換えると「変化する環境の中で（変化を活かして）安全に生活するために対策をすること」です。

例えば、あなたが夏の暑い日中に、外出するときを想像してみてください。日差しはまぶしく、気温は35℃を越えています。何の準備もなく出かけると、暑さで熱中症になるかもしれません。どうしますか？

きっと、帽子や日傘を使ったり、冷えたタオルを首に巻いたり、さらに水分の準備などをするでしょう。これは暑さによる熱中症対策をした。つまり、熱中症への「適応」をしたとも言えます。



出典) 気候変動適応情報プラットフォーム

Step 2

「自分ゴト」 化する

- 気候変動の影響が、私たちのくらしのさまざまなところに既に現れていることを知っています（大雨や大雨による洪水、渇水、猛暑や猛暑による熱中症など）。
- 私たち一人ひとりが「適応」について理解を深め、行動していくことが、私たちの生命や財産を守るだけでなく、日本の未来の世代や世界中の人たちにとっても重要なことであることを知っています。
- 実は、身の回りでも既に取り組まれている「適応策」があることを知っています。行政や企業が行えるものの以外に個人が行える「適応策」もあることを知っています。

Step 3

行動へ つなぐ

- 大雨や台風の際には天気予報を確認し、ハザードマップで避難経路を確認します。
- 雨水の保水ができるよう住宅の庭の緑化を進めます。
- 熱中症予防を心掛け、外では帽子を被ったり日傘を差したりします。
- 「熱中症警戒アラート」が発表された日は屋外での運動を中止し、不要不急の外出をできるだけ避けます。
- 水分をこまめに取り、部屋の中ではエアコンを上手に使います。
- 病気を運ぶ虫などが庭などでわからないよう、水たまりや植木鉢の水受け皿に気を付けます。
- 渇水や災害などで水道が使えない生活を考えて実践してみるとともに、普段からの節水を心がけます。

■危険な暑さを事前に知らせる「熱中症警戒アラート」

■熱中症警戒アラートとは？

熱中症警戒アラートとは、「気温」「湿度」「輻射熱」を取り入れた指標「WBGT」を用いて、危険な暑さが予想される場合に、「暑さ」への気づきをうながし熱中症への警戒を呼びかけるアラートです。

■WBGT（暑さ指数）とは？

熱中症のリスクに影響を与える要素である「湿度」、「日射・輻射など周辺の熱環境」、「気温」の3つの要素をもとに算出された指標で、高いほど熱中症のリスクは高くなります。

WBGTの予測値が県内のどこかで33以上になる場合に、前日17時頃及び当日5時に気象庁と環境省より発表され、両省庁のウェブサイトや、テレビ、ラジオ、天気予報サイト、防災無線などで伝えられます。

アラートが発表された日は屋外での運動や活動を中止・延期し、不要不急の外出をできるだけ避けることがポイントです。また、熱中症になりやすい高齢者、子ども、障がい者の方々に積極的に声をかけ暑さを避けましょう。



出典）政府広報オンライン

基本目標3 持続可能な資源循環型の地域形成

Step 1
理解する

- 地球上の限りある資源を利用して私達は豊かな生活をしていることや、便利さだけを追求した生活が環境破壊へとつながることを知っています。
- 地域内で生産・製造された農産物や商品を地域内で消費する地産地消が環境にやさしい(農産物や商品を運ぶ距離が短くなることでエネルギーの消費削減につながる)だけでなく地域経済にも寄与することを知っています。

■私たちの生活は地球何個分？

■エコロジカル・フットプリントとは

エコロジカル・フットプリント（以下、「エコフット」という）とは、限りある自然資源の略取によって生じる環境負荷を数値化した環境指標のことで、人類が環境にかけている負荷を、土地面積に置き換えることで「見える化」しています。

人が利用する食物や林産物の生産に必要な、耕作地や牧草地、森林、海洋の面積、そして排出した CO₂（二酸化炭素）を吸収する上で必要な森林の面積などを計測し、明らかにすることで、「人が使っている資源を生み出すために、必要な土地」の規模を明らかにする試みです。

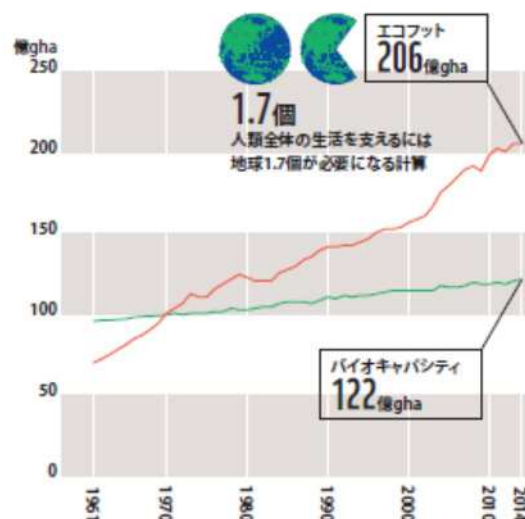


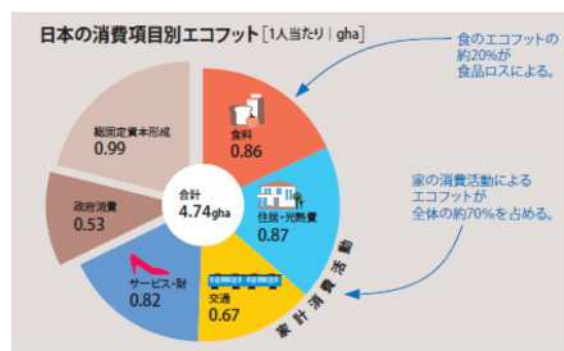
図 エコフットとバイオキャパシティの推移

■私たちの生活は地球何個分？

世界規模で行った計算では、現状の人類の消費は「地球 1.7 個分」に相当することが分かりました。この数値は、世界の国々ごとに異なっています。

日本のように、石油や石炭などの化石燃料に支えられた産業や経済が発達した国は数値が高く、開発途上国のような国々は低くなります。もし、世界の人全て、今の日本と同じような生活をした場合は、「地球 2.8 個分」の自然資源が必要になると考えられています。

日本のエコフットには、家の消費・政府支出（インフラ投資）・固定資本（工場などの投資）が含まれますが、家の消費は全体の 70% を占めることから、私たちの生活がカギであることが分かります。つまり、私たちの生活スタイルを見直す（例えば食品ロス）だけで、すぐにエコフットを小さくすることができるのです。



出典)「環境と向き合うまちづくり」(令和元年(2019年)5月、WWF ジャパン)
原典) グローバル・フットプリント・ネットワーク、NFA2018

Step 2
「自分ゴト」
化する

- 私たちの生活から出るごみの量をおおよそ把握しています。
- ごみの量のうち、食品ロスや廃プラスチックの占める割合を知っています。
- 市域のごみの分別方法を知っています。
- 市域で発生するごみがどこでどのように処理されているか知っています。
- 市域で生産されている農産物や商品にどのような種類があり、どこで購入できるか知っています。

Step 3
行動へ
つなが

- ごみ減量・資源化のための分別を実施します。
- ごみ分別アプリをダウンロードし、分別方法の検索や、ごみの収集日を把握します。
- 資源物の分別を徹底し、リサイクルを推進します。
- 自治会などの集団資源回収に参加します。
- リサイクル製品やエコマーク付き商品、リターナブル製品を積極的に購入します。
- 家庭用生ごみ処理機器を活用し、生ごみの量を減らします。
- ごみになる物が増えないよう買い物を工夫するとともに、買い物に行く際にはマイバッグを持参します。
- 過剰な包装をした商品を選びません。
- ワンウェイプラスチック製品をなるべく使用しません。
- 物を大切に使い、できるだけ長く使用します。
- 不用品のフリーマーケットなどのリユース活動に参加します。
- 食材を無駄にしない料理法を学び、エコ・クッキングを実践します。
- 安全・安心・新鮮な地場農産物や市域で製造された商品を選んで購入し、地産地消を実践します。

■環境省「プラスチック・スマート」キャンペーン



Plastics
Smart

ポイ捨てなどにより、回収されずに河川などを通じて海に流れ込む「海洋プラスチックごみ」が日々発生しています。

世界全体で日々大量に発生する「海洋プラスチックごみ」は長期にわたり海に残存し、このままでは令和 32 年(2050 年)ま

でに魚の重量を上回ることが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。

こうした問題の解決に向けては、個人・企業・団体・行政などのあらゆる主体が、それぞれの立場でできる取組を行い、プラスチックと賢く付き合っていくことが重要です。

環境省では、そうした取組を応援し、さらに広げていくため「プラスチック・スマート」キャンペーンを実施しています。

本市では、令和元年(2019 年)8 月に「越谷市役所プラスチック・スマート宣言」を発表し、行政による率先行動としてプラスチックごみの一層の削減に取り組んでいます。

出典) 環境省

基本目標4 生物多様性の保全と回復

Step 1
理解する

- 身近な緑や生きものが自分の生活とどのような関係性があるか知っています。
- 生物多様性の用語やその意味を知っています。
- 生物多様性を保全することの意義や重要性を知っています。
- 生物多様性が豊かなことで、私たちの生活や経済活動、災害を軽減する効果、健康などさまざまな利益が生まれることを知っています。
- 農地や緑地の多面的機能や重要性について知っています。
- 樹木の大切さを知っています。

■生物多様性って何？

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。

地球上の生きものは 40 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしています。

生態系の多様性

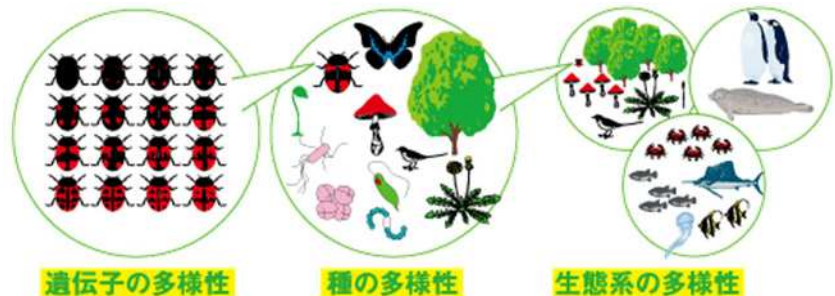
森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があります。

種の多様性

動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものがいます。

遺伝子の多様性

同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があります。



出典) 国立科学博物館

Step 2
「自分ゴト」
化する

- 市域に、どんな動植物が生息・生育しているか知っています。
- 身近な動植物の生態や特徴を知っています。
- 身近な動植物について知るために、市や市民団体などが実施する生きもの調査や学習会に参加します。
- 私たちの生活の仕方や活動の大きさによっては、生きものたちの絶滅スピードを加速化させる可能性があることを知っています。

Step 3
行動へ
つなぐ

- 国連生物多様性の10年日本委員会(事務局:環境省)が推進する「MY 行動宣言」に賛同し、自分でできることを選んで、今日から行動します。
- 自然について学ぶイベントなどに参加します。
- 地域固有の生態系を保全するため、植生の保全に努めます。
- 本市に関係深い希少生物(コシガヤホシクサ、キタミソウ、シラコバトなど)の保護・保全に協力します。
- 樹林地などへのごみの不法投棄防止に努めます。
- 樹林地などの身近な緑地空間の維持管理に協力します。
- ケヤキやクヌギ、ハンノキなど風土特性をもつ樹木の保全に努めます。
- 樹木を良好な状態で維持し、市域への植樹にも協力します。
- 外来生物を含むペットを飼う場合は、在来生物や生態系への影響を防止するために、外に逃がしたり放したりせず、責任をもって最後まで飼います。
- 地域本来の生物多様性を向上させるため、在来種を積極的に植栽します。
- 生垣の設置や、庭やベランダ、敷地などの緑化に努めます。
- ガーデニングや家庭菜園などにおける除草剤・殺虫剤などの使用を控えます。
- 環境保全型農業により作られた「越谷ふるさと米」を積極的に選んで食べます。
- 地域の農地を守るため、地元産の農作物を積極的に購入します。
- 用水路清掃や農地保全活動に参加します。

越谷ふるさと米

農薬の使用を控えると共に、除草剤を使わず畦の緑を保つことで、さまざまな生きものが暮らせる豊かな田園環境をめざす、自然にやさしいこだわりのお米です。



■MY 行動宣言

生物多様性の恵みを受け続けられるように、次の5つの中からできることを選んで、あなたの「MY 行動宣言」として宣言し、今日から生物多様性を守るために行動しましょう。

Act 1 : 地元でとれたものを食べ、旬のものを味わいます。

Act 2 : 自然の中へ出かけ、動物園・植物園などを訪ね、自然や生きものにふれます。

Act 3 : 自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、写真や絵、文章などで伝えます。

Act 4 : 生きものや自然、人や文化との「つながり」を守るため、地域や全国の活動に参加します。

Act 5 : エコラベルなどが付いた環境に優しい商品を選んで買います。



出典) 環境省

基本目標5 安全で安心な生活環境の形成

Step 1
理解する

- 自分の便利で快適な生活が地域の空気や水質などの環境を汚染している可能性があることを知っています。
- 生活の仕方や機器の選択によって利便性や快適性を損なわず環境汚染もない暮らしが実現できることを知っています。
- 健康被害を生じさせる光化学スモッグは、工場のばい煙だけでなく私たちが使用している車の排ガスに含まれる物質によって生じていることを知っています。
- 下水道や合併処理浄化槽を通さないで河川に流れ込む生活排水が、河川などの汚濁の原因のひとつになっていることを知っています。
- 単独処理浄化槽は、トイレの排水しか処理せず台所や風呂場などからの排水はそのまま川に流れていること知っています。
- 浄化槽で適切に水が処理できるよう、定期的な法定検査・保守点検・清掃が必要であることを知っています。
- 化学物質は便利で現代の生活には欠かせませんが、使い方や捨て方を誤ると危険で、健康被害の恐れもあることを知っています。
- 災害時には膨大な量の災害廃棄物が発生し、撤去や一時的な保管のために相当な規模と箇所の仮置場の整備が必要で、保管が長期化すると火災の発生や衛生状態の悪化を来すことがあることを知っています。
- 市民や事業者などと連携・協働して良好な景観の形成に取り組む「越谷市景観計画」があることを知っています。

■水の循環

地球上の水は、蒸発した後に雨や雪になって地上に降り、川や海などに流れ込みながら、また蒸発するといったように、ぐるぐると旅をしています。

私たちは一部の水を飲み水や工業用水、農業用水に利用しているため、私たちが水を汚してしまうと、自分たちが使う水も汚れてしまい、他の地域に住む人や生きものにも影響が出てしまいます。

出典)「みどりの小道 環境日記」Green Cross

Step 2
「自分ゴト」
化する

- 市域の空気や水質などの生活環境の状態について、市のホームページや環境白書などを見て知っています。
- 生活環境をよりよくするために、自分の生活でどのような工夫ができるか考えたことがあります。
- エアコンの室外機や給湯機器、テレビやラジオ、車のエンジン、ペットの鳴き声などの生活音が騒音になる場合があることを知っています。
- 自宅が浄化槽区域にある場合、設置されている浄化槽の種類（合併処理浄化槽か単独処理浄化槽か）を知っています。
- 本市では、さまざまな景観について「こしがや景観資源」などによる保全・活用を図っていることを知っています。

- 本市では、「越谷市まちをきれいにする条例」を施行し、空き缶などのポイ捨てや、飼い犬のふんの放置などの禁止について定めていることを知っています。
- 市域ではさまざまな主体が美化活動を実施していることを知っています。

■こしがや景観資源とは

市では、越谷らしい景観として、皆様に親しまれている景観の要素や眺めなどの資源を募集しています。応募された景観資源の候補は、選定を経て「こしがや景観資源」として登録し、広く周知を図るとともに、良好な景観の形成のために活用していきます。

<景観資源の分類>

①地域で身近な景観を構成している要素

河川・用水・池／樹木・草花／公園／神社・寺院／建造物／生活・活動

②地域で身近な眺め（眺望）

③地域で身近な眺めが得られる場所（視点場）



Step 3 行動へ つなぐ

- 大気汚染や悪臭、ダイオキシン類発生の原因となる野焼きや簡易焼却炉の使用をしません。
- 車の買い替えの際に、低燃費車や電動車（EV、PHEV）など、環境に配慮した自動車の購入を検討します。
- エコドライブを実践します。
- できるだけ公共交通機関を利用し、自転車や徒歩での移動を行います。
- ノーカーデーを実践します。
- 公共下水道が整備されている区域では、速やかに下水道への接続を行い、整備されていない区域で単独処理浄化槽を使用している場合は、合併処理浄化槽に切り替え、適正に維持管理します。
- 石けんや洗剤の使用量はできるだけ少なくします。
- 流しのストレーナーに目の細かい網などを取り付け固形物が流れないように、米のとぎ汁は植木の水やりなどに使い、排水管に流しません。
- 住宅地の付近では、車の空ぶかしや急加速などをせずゆっくり走らせ、車を適正に整備して、車の運転で発生する騒音の防止を図ります。
- ペットの鳴き声、カラオケ、エアコンの室外機の音などが近所の迷惑にならないように注意します。特に夜間の音には気を付けます。
- 除草剤や農薬、化学肥料を使用する場合は、適正に使用します。
- 自宅の周囲や通学路など、身近な雑草の除草を心がけ、河川や用水路などの清掃活動に参加します。
- 不法投棄を見つけたら、速やかに市や警察に通報します。
- 天然記念物、有形・無形文化財などの保護の取組に協力します。

基本目標6 人づくり、参加・協働

Step 1
理解する

- SDGs やエシカル消費という言葉を知っていてその言葉の意味を理解しています。
- 環境や SDGs の理解を深め実践していくためには、学校や地域のあらゆる場面や世代で学習機会を持つことが重要であることを知っています。
- 地域の環境や地球レベルの環境を回復したり維持したりするためには、一人ひとりの行動を変える必要があることを知っています。

Step 2
「自分ゴト」
化する

- 地域での環境学習や環境活動の機会があるか確認する方法を知っています（市のホームページ、広報などで確認できます）。
- 地域でどのような団体が環境や SDGs に関する活動をしているか知っています（越谷市市民活動支援センターのホームページで知ることができます）。

越谷市市民活動支援センターの
ホームページ

令和2年(2020年)8月7日現在、179
団体が本センターに登録を行い、市域
でさまざまな活動を実施しています。

Step 3
行動へ
つなぐ

- 市や市民団体などが主催する環境講演会やセミナーなどのイベントに参加します。
- 市民参加の環境保全活動に積極的に参加します。
- 商品を購入したり、サービスを利用したりする際は、エシカルな視点で選択します。
- 貯金の預け先は SDGs や ESG に関する取組を実施している金融機関を選びます。
- 環境や SDGs に取り組む NPO や NGO の団体に寄付や募金を行います。
- 自らの環境にやさしい取組を家族や友達に紹介し、取組の輪を広げます。SNSなどで情報発信します。

■あなたの消費が世界の未来を変える！

近ごろ「エシカル消費」という言葉をよく耳にしませんか？

「消費」という行動は、食べることや使うこと、買い物など、私たちの毎日の生活そのもの。「エシカル消費」はより良い社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動のことです。このキーワードを越谷市民 34 万人が意識しながら日々を過ごしてみると、社会や経済に与える影響はとても大きく地域や世界の未来が変わる一助となります。

表 エシカル消費の理念と具体例

	理念	例
人・社会	・社会の悪（児童労働や労働搾取など）を助長しない ・社会の善（助けを必要とする人々を支援するなど）を促進する	● フェアトレード製品 ● 障がい者の作った製品 ● 寄付付き製品 ● 社会的責任投資（フェアファイナンス） ● エシカル金融（SDGs 金融とも言います）
環境	・自然環境を損なわない ・自然環境が良くなる	● グリーン購入 ● 自然エネルギー利用 ● エコマーク付き製品 ● オーガニック製品 ● 車のレンタル・シェア ● エコホテル ● 省エネ、低炭素製品 ● 動物福祉製品 ● 国産材使用 ● 持続可能な森林認証 ● 持続可能な漁業認証 ● 持続可能な鉱山から採掘された鉱物使用
地域	・地域社会、地域経済を損なわない ・地域社会、地域経済を応援する	● 地産地消（自然エネルギーなども含まれる） ● 地元商店街での買い物 ● 応援消費 ● 伝統工芸

出典）消費者庁、一般社団法人エシカル協会の資料から作成

■関連する認証ラベル・マーク



【エコマーク】

「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル



【FSC®認証】

適切に管理された森林の木材とその木材から作られた製品であることを証明する認証ラベル



【MSC 認証】

持続可能で、環境に配慮した漁業で獲られた水産物であることを証明する認証ラベル



【国際フェアトレード認証】

開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す国際フェアトレードの認証ラベル



【オーガニック・テキスタイル世界基準】

オーガニックのコットン、ウール、麻、絹などの原料から環境的・社会的に配慮した方法で作られた繊維製品につけられる認証ラベル

(2) 事業者の環境配慮指針

基本目標Ⅰ 地域脱炭素の実現

Step 1 理解する

- 事業活動や経済活動に伴いエネルギーを使っていること、そのエネルギーの使用量の増加が地球温暖化に繋がっていることを知っています。
- 原料の選択やサービスの方法を変えることで温室効果ガスの排出量が削減できることを知っています。
- 設備・機器を含め、建物全体で省エネを図ることで、温室効果ガス排出量の削減につながることを知っています。
- 再生可能エネルギーとは何か、どんな種類があるか知っています。
- 石油や石炭から作られたエネルギーを使うより、再生可能エネルギーを使う方が温室効果ガスの排出量が少ないことを知っています。

Step 2 「自分ゴト」 化する

- 事業所で使用する電気やガス、ガソリンなどのエネルギー使用量を把握しています。
- 事業所で使っている電気やガスがどのようなエネルギーから作られているか把握しています。
- 事業所にある設備・機器が何年前に購入したものを把握しています。
- 事業所建物の環境性能（断熱性能、気密性）を把握しています。
- 従業員の通勤手段を把握しています。
- 所有する社用車の種類を把握しています。

■ESG 投資の拡大

事業者の環境情報把握や情報開示は企業価値を高めることに繋がります。

ESG 投資は、従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資のことを指します。特に、年金基金など大きな資産を超長期で運用する機関投資家を中心に、企業経営の持続可能性を評価するという概念が普及し、気候変動などを念頭においた長期的なリスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会を評価する指標として、国連持続可能な開発目標（SDGs）と合わせて注目されています。

企業によって自社の ESG 情報（CSR への取組について）を開示することは投資を呼び込むための有効な手段になっており、企業にとって ESG 情報開示は「守り」から「攻め」へ変化していきいます。さらに近年では ESG 情報を開示していない企業への投資を控える動きにもなっており、特に国際展開を行う企業にとっては必須の対応となりつつあります。

Step 3 行動へ つなぐ

- 国民運動「デコ活」に賛同し、環境にやさしい事業活動を実践します。
- 省エネルギーや温暖化対策に関する目標を定め、毎年進捗管理を行います。
- 専門家の助言などを踏まえ、事業の形態や事業所の状況に応じたエネルギーマネジメントシステムの導入を検討します。
- 設備・機器を購入する際は省エネ型のものを選択します。
- 自動車を購入する際は、次世代自動車を選択します。
- 設備・機器、自動車は定期的な点検・整備を行い、エネルギー効率が落ちていないことを確認しています。
- 事業所建物の断熱性・気密性など環境性能を高めるよう努めます。
- 太陽光発電や太陽熱利用設備を事業所に備えます。
- 事業の形態や事業所の状況に応じて、環境負荷の低減や非常時対応などの観点から、蓄電池や燃料電池車の導入に努めます。
- 電気やガスの契約を見直し、再生可能エネルギーを多く使ったメニューを選択します。
- 近距離は自転車や徒歩で、中長距離は公共交通機関を利用した通勤を推奨します。

■省エネ診断「埼玉県省エネナビゲーター事業」

埼玉県では、県内中小企業の省エネ・省CO₂対策を支援するため、無料で省エネナビゲーター（省エネ診断員）を派遣する「埼玉県省エネナビゲーター事業」を実施しています。

対象は、年間のエネルギー使用量（原油換算値）がおおむね 15kL 以上 1,500kL 未満の県内事業所です。現地での診断の結果は、省エネナビゲーターが診断レポートとしてとりまとめ、フィードバックしています。

令和元年度(2019 年度)には 48 件の省エネ診断を実施し、それに基づいて運用改善や設備更新をした結果、1,406 トン-CO₂の温室効果ガスの削減につながり、さらには 1 件あたり 145 万円の光熱費の削減につながっています。

<申込み・問合せ先> 温暖化対策課計画制度・排出量取引制度担当

電 話：048-830-3021 Fax：048-830-4777

E-mail：a3030-04@pref.saitama.lg.jp

表 過去 5 年間の診断による CO₂削減可能量の推移

年度	診断件数	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)				1件当たり 削減電力料金
		運用改善	設備更新	合計	1件当たり	
平成27年度	91	326	293	619	7	34万円
平成28年度	72	446	144	590	8	41万円
平成29年度	68	348	359	707	10	53万円
平成30年度	38	213	669	882	23	117万円
令和元年度	48	227	1,179	1,406	29	145万円
合計	317	1,332	1,465	2,798		

出典) 埼玉県

基本目標 2 気候変動への適応

Step 1
理解する

- 「気候変動影響への適応」や「適応策」という言葉を知っています。
- 温室効果ガスを出すのをやめても気候変動はすぐには止まらないことを知っています。
- 今後も気候変動の影響が続く、若しくは悪化する可能性があることを知っています。
- 気候変動に対し、温室効果ガスの排出量を減らす努力に加えて、既に起こりつつある気候変動の影響へ「適応」していくことも重要だと知っています。
- 気候変動影響は企業の持続可能性を左右する恐れがあることを知っています。

■事業活動における気候変動の影響

気候変動は、従業員の労働環境の変化や原材料の収量・品質の低下、設備の維持管理にかかるコスト増、市場ニーズの変化などの形で、企業の事業活動にさまざまな影響をもたらしています。その影響には、自然災害などによる施設の損傷や従業員の被災、通勤の阻害などの突発的な影響のみならず、気候パターンの変化による水資源や農作物、水産物、自然生態系の利用可能性の低下などの長期的な影響も含まれ、その範囲はサプライチェーン全体に及びます。これらの気候変動影響は、生産能力の低下や運用コストの増加などさまざまな形で企業の事業活動に影響を及ぼします。

表 事業活動への気候変動影響の例

経営資源及び事業活動	気候変動影響の例
建物・設備	・ 異常気象、気象災害による施設の損傷頻度や修復費用の増加 ・ 海面上昇や高潮などによる移転の必要性の増加
従業員など	・ 熱中症や感染症による健康リスクの増加や、熱中症防止対策に伴うコストの増加 ・ 気象災害による従業員の被災や通勤の阻害
製造・活動	・ 気象災害などによる製造設備の損傷や事業活動の中断 ・ 気象条件変化（降水量、気温、湿度など）による製品品質、水利用への影響
供給・物流	・ サプライヤーの被災などサプライチェーン断絶による事業活動の中断 ・ 原材料の収量や品質の低下、原材料などのコスト増
市場・顧客	・ 顧客ニーズや消費者動向の変化（例：高温体制へのニーズなど） ・ 取引や融資の上限の変化（例：気象災害の増加に関わらず安定供給が求められる）

■平成30年(2018年)7月豪雨被害による民間企業の被災事例

- 製造業：豪雨の影響で工業用水の供給が停止したため、一時的に生産設備の間欠操業や操業停止を行うなど、操業レベルを落とした生産活動を行いました。また、自家発電設備の一部に重大な不具合が発生し、その原状回復費用、外部電力の追加調達費用などとして多額の損失が発生しました。
- 小売：長期間の断水のため、レストランチェーンの多数の店舗が営業できない状態が続いたため、業績への影響が生じました。
- レジャー：豪雨や酷暑などで来場者が大幅に減少したため、経営が悪化し、民事再生法の適用を申請しました。

出典「民間企業の気候変動適応ガイド-気候リスクに備え、勝ち残るために-」（令和元年(2019年)3月、環境省）

Step 2 「自分ごと」 化する

- 気候変動影響による自社やサプライチェーンのリスクとチャンスを把握し、整理しています。

(気候変動による影響の整理手順)

1. これまでに経験した気候変動影響などを整理します。
2. 将来の気候変動及び各分野への影響に関する情報を入手します。
3. 将来的に想定される具体的影響をリストアップします（下表参照）。
4. 対応策の実態を整理します。

表 製造業における将来の気候変動影響の整理（例）

整理番号	事業所など	担当部門	影響要因	想定される影響	対応の実態
①	A 工場	総務	台風	従業員が出社できない	無し
②	A 工場	製造	豪雨	電源施設が冠水し工場機能停止	土嚢の準備
③	B 支店	販売	豪雨	幹線道路が冠水し物流が停止	無し
④	C 工場	総務	洪水	毎年の洪水対策費用が増加	警戒レベルの変更
⑤	D 営業所	管理	暑熱	高温のため作業能率が低下	無し
⑥	本社	営業	気温	季節商品の売上の減少	長期気象予報の活用
⑦	本社	商品開発	市場変化	気温変化による消費者行動の変化	無し

出典)「民間企業の気候変動適応ガイドー気候リスクに備え、勝ち残るためにー」(令和元年(2019年)3月、環境省)

Step 3 行動へ つなぐ

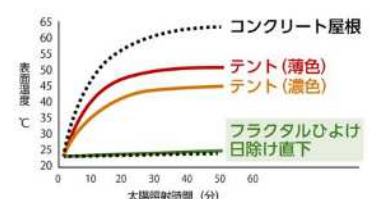
- 洪水や気象災害などの気候変動影響や長期的な気候の変化を想定したBCP（事業継続計画）を策定しています。
- BCPに基づく備え・準備を行っています。
- 影響を最小化・回避する若しくはチャンスに変える経営を行っています。
- 気候変動影響、リスクやそれらに関する経営方針や取組内容などを公表し、ステークホルダー（従業員、取引先、顧客、地域住民など）からの信頼を獲得する努力を行っています。

■「適応」をチャンスに（適応ビジネスの事例）

自然の冷却効果を活用した「フラクタルひよけ」（株式会社 NBC メッシュテック）

気候変動影響として、日本では、真夏日や猛暑日の年間日数が増加しています。また都市域では、都市化によるヒートアイランド現象もあいまって、さらなる気温上昇による熱中症の発生増加が懸念されています。このため建物の屋内外の暑熱環境を改善する技術や製品が求められています。

「フラクタルひよけ」は、木漏れ日構造の研究から開発された適度な隙間のある日よけです。木かげのような自然な風通しをつくりだし、電気などのエネルギーを使用せずに、快適な空間を提供することができます。今後、気候変動により夏場の気温がさらに上昇することが想定されていますが、フラクタルひよけの使用は、電気や熱を使わない自然の原理により、屋外に快適な空間を確保するために役立ちます。



出典) 気候変動適応情報プラットフォーム

基本目標3 持続可能な資源循環型の地域形成

Step 1

理解する

- 事業活動や経済活動に伴って排出されるごみの量を知っています。
- 原料の選択や製造方法、サービスの方法を変えることで廃棄物の排出量が削減できたり、資源利用の効率性を高めたりできることを知っています。
- 産業廃棄物の種類や適正処理の必要性を知っています。
- 資源循環や地産地消の重要性を知っています。

Step 2

「自分ゴト」
化する

- 私たちの事業活動から排出されるごみの量や種類を把握しています。
- ごみの量のうち、食品ロスや廃プラスチックの占める割合を知っています。
- 私たちの事業活動のリサイクル率を把握しています。
- 私たちの事業活動から排出される廃棄物がどこでどのように処理されているか知っています。

Step 3

行動へ
つなぐ

- 使い捨て製品の見直しや、リユース・リサイクルしやすく環境負荷の少ない製品の製造・販売を推進するとともに、自社製品の回収・適正処理に努めます。
- 過剰包装製品やごみとなる容器の製造・販売の抑制に努めます。
- ごみの発生抑制、資源物の分別徹底などを計画的に進め、ごみ減量・資源化を推進します。
- 業務用物品の購入にあたっては、環境に優しい製品を選択し「グリーン購入」に努めます。
- ワンウェイプラスチック製品をなるべく使用しません。
- 物を大切に使い、できるだけ長く使用します。
- トレーなどの包装容器の店頭回収など、資源化に努めます。
- 資源循環に資する取組を実施し、その取組を市民や従業員にPRします。
- 安全・安心・新鮮な地場農産物や地域内で製造された製品・材料などを積極的に利用し、地産地消を実践します。
- 食品ロス削減やフードドライブへ協力します。

基本目標4 生物多様性の保全と回復

Step 1
理解する

- 身近な緑や生きものの生息・生育と人間による事業活動や経済活動との関係性を知っています。
- 生物多様性の用語やその意味を知っています。
- 生物多様性を保全することの意義や重要性を知っています。
- 生物多様性の保全に積極的に取り組むことは、リスクを回避・軽減するとともに、消費・投資を呼び込むチャンスになることを知っています。
- 生物多様性を保全し回復するために、樹木や緑地、農地の維持と管理が大切であることを知っています。

生物多様性の恵みの例

- お米、野菜、木材、魚、水などをもたらしてくれる
- 山、川、海などの地域の景観やその土地固有の文化を生み出す
- 自然の仕組みから技術革新のヒントを得る

生物多様性の現状を示す例

- 人間活動の影響により、生物種の絶滅速度はここ数百年で約1,000倍に加速
- 世界の森林面積は、この25年間で日本の国土面積の約3.4倍に相当する1.29億haも減少
- 「生物多様性」の認知度が低い

生物多様性の恵みを受え続けるためには、皆が連携した取組が必要

国民、事業者、地方公共団体、国といった多様な主体が連携し、生物多様性の保全に関する取組を進めていくことが必要です。

特に事業者は、事業活動を通じて国内外の生物多様性との関わりが深く、また、製品やサービスを通じて消費者である市民と生物多様性との関わりに関与していることから、社会の一員として重要な役割を担っています。



図 いのちと暮らしを支える生物多様性

出典「事業者のための生物多様性民間参画ガイドライン第2版」（環境省、平成29年(2017年)12月)

Step 2 「自分ゴト」 化する

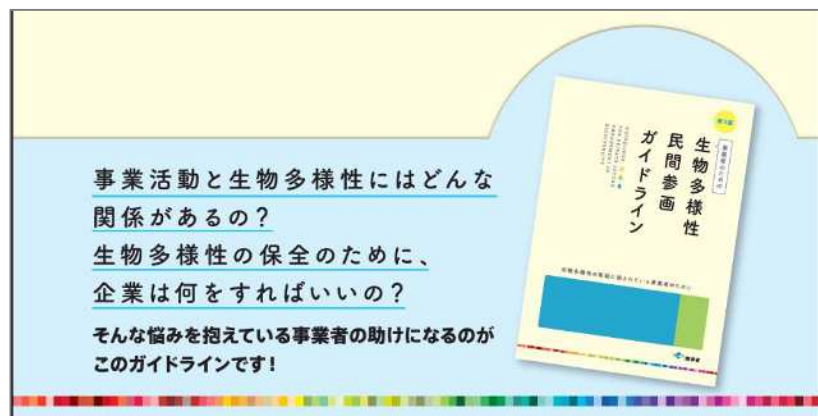
- 自社の事業活動による身近な緑や生きものへの影響を知っています。
- 生物多様性の損失による自社の事業リスクを認識しています。
 - ・ 生物資源の調達コストの増大
 - ・ 調達の不安定さ
 - ・ 企業イメージの悪化による顧客離れ
 - ・ 融資条件の厳格化により融資が受けられなくなる可能性 など
- 自社の事業活動が生み出す技術、製品、サービスなどを通じて生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献できることを知っています。

Step 3 行動へ つなぐ

- 事業活動に関する生物多様性の行動指針を策定し、その指針に沿った事業活動を実施します。
- 生きものの生育できる空間を保全するため、事業所の周りは生け垣にし、オープンスペースには中高木などを植栽し、敷地内の緑化に努めます。
- 緑のカーテン設置や屋上緑化を積極的に実施します。
- 法令・制度で定められた事業所内の緑化を良好な状態で維持します。
- 本市に関係深い希少生物（コシガヤホシクサ、キタミソウ、シラコバトなど）の保護・保全に協力します。
- 身近な緑を守り、育てるための自主的な活動を進めるとともに、地域の活動に参加します。
- 土壌や地下水の保全のため農薬・化学肥料を適正に使用し、生物多様性保全に向け有機栽培、減農薬栽培などに取り組みます。
- 農業者は、農地を適正に管理し、多面的機能が発揮されるように努めます。

■生物多様性民間参加ガイドライン

環境省では、生物多様性に関する活動への事業者の参画を促すことを通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進することを目的とし、事業者が主体的に取り組む際の指針として本ガイドラインを策定しています。国内の先進的な企業ではこのガイドラインなどを活用し、自社の行動指針を策定しています。



出典）環境省

基本目標 5 安全で安心な生活環境の形成

Step 1
理解する

- 事業活動により大気・水質の汚染や騒音・振動・悪臭など生活環境への影響の可能性があることを知っています。
- 事業のやり方や機器の選択によって事業の効率性を損なわず環境汚染もない事業活動が実現できることを知っています。
- 環境に配慮した経営は、持続可能な消費と生産を促進することにつながり、さらには競争優位なポジションの獲得につながり、自らの市場競争力を強化することが可能となることを知っています。

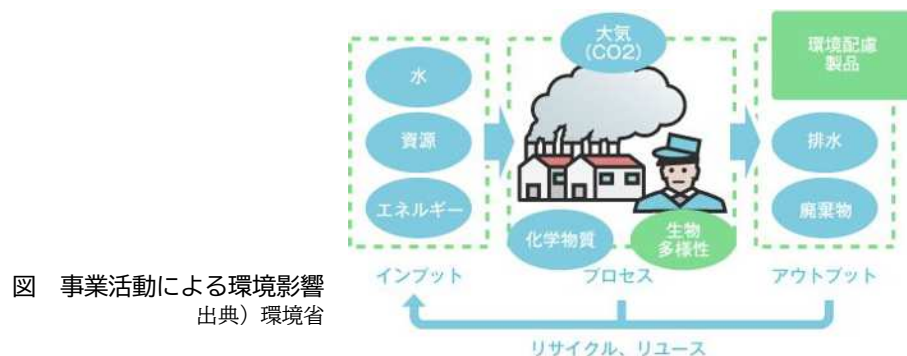


図 事業活動による環境影響
出典) 環境省

Step 2
「自分ゴト」
化する

- 自らの事業活動によるインプットやアウトプットによって、地域に環境負荷を与えていることを知っています。
- 自らの事業活動によって地域の環境にどの程度の影響を与えているか知っています。
- 関係法令を把握し、法令に基づいた適正な事業の実施が行えていることを確認しています。
- 事業活動に関連するインプットやアウトプットによる環境負荷を低減するためにどのような事業活動の工夫や対策が行えるか検討しています。

■エコアクション 21

環境省では平成8年(1996年)より、中小事業者などの幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」簡易な方法を提供する目的で、エコアクション 21 を策定し、その普及を進めてきました。

エコアクション 21 は、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合したものであり、エコアクション 21 に取り組むことにより、中小事業者でも自主的・積極的な環境配慮に対する取組が展開でき、かつその取組結果を「環境活動レポート」として取りまとめて公表できるように工夫されています。

また、事業者の環境への取組を適切に評価して必要な指導・助言を行うと共に、適切な取組を行う事業者に対し、第三者がガイドラインに適合していることを認めることにより、社会的な評価や信用を得られるようにする仕組みとして、「認証・登録制度」を平成16年(2004年)より実施しています。



出典) 環境省

Step 3
行動へ
つなぐ

- 環境項目ごとに自らの事業による状況を把握し、その情報を公表します。
- 環境項目ごとに目標を設定し、その目標に向けた取組を促進します（環境経営計画の策定）。
- 近隣住民などと情報を共有し、積極的なコミュニケーションに努めます。

表 環境項目ごとの取組内容（例）

環境項目	取組内容（例）
大気環境の保全	● 燃焼機器からの排出ガスを適正に管理するとともに、施設・設備の更新に際しては、低公害型の機器の導入や、使用燃料のより良質なものへの転換を図ります。 ● 工場などから排出する大気汚染物質の削減を図ります。 ● 車の買い替えの際、低燃費車や電動車（EV、PHEV）など、環境に配慮した自動車の購入を検討します。 ● 物流の合理化を図り、保有車両の走行量の削減や、貨物輸送の効率化に努めます。 ● 通勤や移動の際にはできるだけ公共交通機関を利用し、自転車や徒歩で移動します。 ● 一定距離の範囲内はマイカー通勤を制限する制度をつくります。 ● ノーカーデーを実践します。
水質汚濁の防止	● 事業所で扱う有害物質などについては、土壌への浸透を防ぐため、厳重に管理を行います。 ● 法令による規制を受けない小規模事業所においても、汚濁物質の削減に取り組みます。 ● 公共下水道が整備されている区域では、速やかに下水道への接続を行います。 ● 廃油はリサイクルするなど適正に処理します。 ● 事業所やオフィスビル、集合住宅などの施設に雨水貯留設備を整備し、雑用水として利用するなど、水の循環システムにより、排水量を減らします。
騒音・振動の防止	● 住宅地の付近では車をゆっくり走らせます。特に夜間の音（荷捌きなど）には気を付けます。 ● 事業所から発生する騒音や振動を抑える対策を実施します。 ● 緑地などの緩衝空間の確保などにより、騒音の防止に努めます。 ● 時間を考慮して近隣からの騒音、振動に関する苦情が起きないように努めます。
化学物質の適正な使用と管理など	● 有機溶剤、有機塩素化合物、重金属などの環境を汚染する物質は適正に管理します。 ● 建築物解体の際は、環境に及ぼす影響に十分配慮します。 ● 化学薬品の使用にあたっては、環境に及ぼす影響を十分配慮します。 ● ビル・住宅の建設に際しては、シックハウス対策を行います。 ● ダイオキシン類対策として、燃やすごみ（可燃ゴミ）の量を減らし、除草剤や農薬などを適正に使用します。
悪臭・土壌汚染の防止など	● 農薬・化学肥料を適正に使用し、有機栽培、減農薬栽培などに取り組みます。 ● 事業所から臭気が発生しないよう対策を行います。
景観形成、美化活動の実施	● 良好な景観形成を図るため、地区計画、建築協定などに協力し、行政・市民などと協働して景観の創造を図ります。 ● 景観条例、景観計画を遵守し、推奨事項を積極的に推進します。 ● 建物の外観が周辺の景観と調和するように努めます。 ● 無秩序な広告の設置を控え、違反広告物撤去活動に協力します。 ● 自動販売機は回収容器とあわせて設置します。 ● 敷地内や周辺道路の清掃を行い、まちの美化に協力します。 ● 河川や用水路の清掃など、地域の美化活動に参加します。

基本目標6 人づくり、参加・協働

Step 1 理解する

- SDGs やエシカル消費という言葉を知っていてその言葉の意味を理解しています。
- SDGs 達成のための取組の機運が高まっていることを感じています。
- SDGs の達成や社会課題解決のプレーヤーとして事業者（企業）が注目されていることを知っています。
- 環境への配慮や地域への貢献などが SDGs につながっていることを知っています。
- 環境配慮や地域貢献の取組が事業者（企業）の持続性や企業価値を高めることにつながっていることを知っています。

Step 2 「自分ゴト」 化する

- 2030 年の自社の姿を考えてみたことがあります。
- 企業の存続のためには、今から何にシフトしなければならないかを考える必要があると知っています。
- 環境配慮や地域貢献、SDGs に関してどのような取組事例があるか調べたことがあります。
- 従業員やサプライチェーンと環境や SDGs に関して意見を交わしたことがあります。

■市民の SDGs の取組を誘導する事業者サービス

例1：株式会社セブン・イレブン・ジャパン「食品ロス削減のためのエシカルプロジェクト」

エシカルプロジェクトは、社会的な課題となっている「食品ロス」の削減を目的として、販売期限が近付いたおにぎりや弁当などを購入した顧客にポイントを付与するサービスで、令和2年(2020年)6月に開始しています。1か月の取組の結果、2割の食品ロス削減につながっていることが分かりました。



図 エシカルプロジェクトのマーク

例2：カルビー株式会社「折りパケ運動」

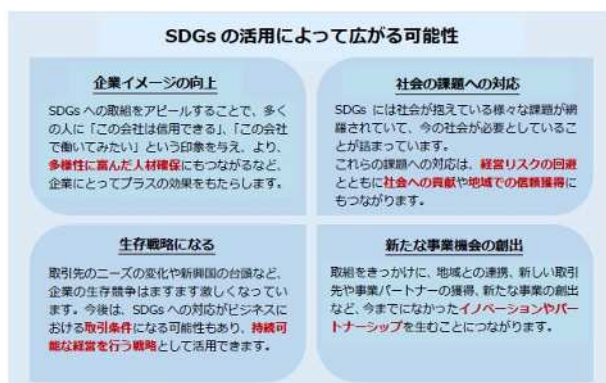
食べ終わった空き袋を小さく折りたたんで捨てる、オリジナルのポイントが付与する取組「カルビー ルビープログラム」を令和2年(2020年)9月から開始しています。これにより、家庭から排出するごみの体積を減らす環境負荷低減につながります。ためたポイントは、工場見学やジャガイモ収穫体験など同社が行う体験型イベントやキャンペーンの応募に使うことができます。



図 「折りパケ」なし（左）とあり（右）

Step 3
行動へ
つなぐ

- 環境配慮や SDGs の達成につながる商品やサービスの開発・提供を行います。
- 従業員やサプライチェーンに環境や SDGs に関する教育を進めます。
- サプライチェーンを通じた環境保全に取り組みます。
- 事業で使用するモノやサービスは、エシカルな視点で選択します。
- 資金調達や預貯金は SDGs や ESG に配慮した金融機関やサービスを利用します。
- 区域内の市民や行政の取組を支援し、協働での実施を検討します。
- 地域社会に貢献する活動を実施し、公表します。



環境省では、事業者の SDGs の取組の進展に寄与することを目的として、SDGs の活用ガイドを作成し公表しています。

出典)「持続可能な開発目標 (SDGs) 活用ガイド (第2版)」(環境省、令和2年3月)

■本市に支店がある金融機関による SDGs の取組

例1：藍澤證券株式会社

藍澤證券では、SDGs に関するさまざまな取組を展開しています。

- ・高齢者支援（見守り）
- ・筆談ボード設置
- ・環境に優しい名刺
- ・小学生向け金融（証券）リテラシー教育
- ・高校生向けインターンシップ
- ・クロスボーダー型インターンシップ（地域人材育成・地域企業支援）
- ・女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定を取得
- ・企業版ふるさと納税を通じた観光振興事業への支援
- ・地域活性化支援バスツアー「若旅」
- ・東日本大震災復興支援 義援金セミナーへの協賛
- ・提携先金融機関との人事交流制度
- ・大学との産学連携
- ・「おもてなし規格認証」取得サポート
- ・地方自治体や高校との包括連携協定
- ・経営革新など支援機関としての支援
- ・地域金融機関との包括業務提携

例2：株式会社栃木銀行

栃木銀行では、環境格付に応じて金利を優遇する「とちぎん環境格付認定企業サポート資金」を実施することで、環境配慮へ取り組んでいる中小企業を積極的に支援し、地域経済の発展に貢献しています。また、実施後のモニタリングによりリレーション強化を図り、問題などの早期解決にも取り組んでいます。

＜環境格付けの項目＞

- ・経営全般事項（コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報開示など）
- ・事業関連事項（設備投資、製品・サービス、リサイクル対策など）
- ・環境パフォーマンス事項（地球温暖化対策など）
- ・その他（各自治体が重視する環境対策・制度の取組など）

第5章 推進プロジェクト

第5章 推進プロジェクト

Ⅰ 推進プロジェクトの位置付け

SDGs の3側面（環境・社会・経済）の統合的かつ象徴的な取組を「推進プロジェクト」として位置付けます。この推進プロジェクトは、優先的に取り組むことで望ましい環境像の目標達成に大きく貢献し得るものとして、以下の視点で抽出しました。

<抽出の視点>

重要性：本市にとって必要性や緊急度が高いこと

独自性：本市の自然環境などの地域特性を活かした取組であること

新規性：取組の先導性が高く市内外への発信性が高いこと

統合性：環境面だけでなく社会や経済面の課題の同時解決に資するもの

上記の視点から、本計画の推進プロジェクトの分野は、

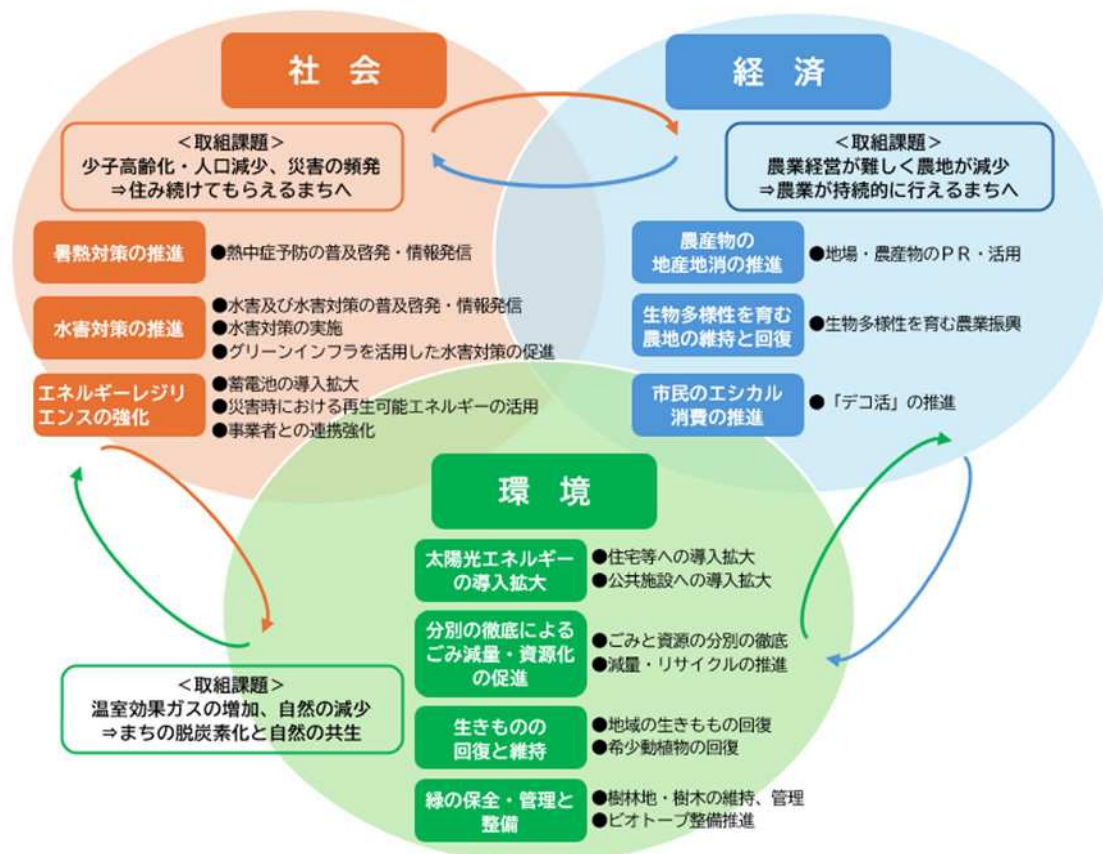
「気候変動」 × 「防災」 × 「エネルギー」とし、プロジェクト名を

みんなが創る 越谷の自然環境を活かした気候変動に強いまち

と設定しました。

推進プロジェクトは、10の施策分類と18の取組項目で構成されます。

それぞれの取組は、環境・社会・経済の地域課題の解決に寄与する他、その他の側面の地域課題の解決にも寄与する相乗効果が期待できます。



2 推進プロジェクト

(1) 環境面の取組内容

環境課題

- 温室効果ガスの排出量は近年減少傾向にあるものの削減目標の達成は困難な状況にあるため、早急な削減対策が必要です。
- 緑地の減少や人間活動、気候変動の影響などにより市域の自然環境が悪化し、生物多様性が危機的な状況にあります。



■取組内容

1-2-③太陽光エネルギーの導入拡大

住宅等への導入拡大

住宅用向け、事業者向けの太陽光発電の補助を実施するなど、市内での太陽光エネルギーの活用がより一層進むよう取り組みます。

公共施設への導入拡大

公共施設への太陽光発電設備の導入を進めます。

3-1-①分別の徹底によるごみ減量・資源化の促進

ごみと資源の分別の徹底

ごみの出し方の周知や、ごみ分別アプリの活用などにより、市民の意識を高め、これまで以上のごみと資源の分別の徹底を図ります。

減量・リサイクルの推進

リサイクルや4R に関する普及啓発、先進的な取組事例の普及啓発活動や情報発信等を行うことで、これまで以上のごみ減量・リサイクルの推進を目指します。

4-2-②生きものの回復と維持

地域の生きものの回復

「種の多様性」を回復し維持するため、本市で減少している、または地域絶滅した種の回復を図ります。

希少動植物の回復

生息数を減らしている生きものの中で、特に地域の自然環境の復元を象徴するような希少動植物をシンボルとして回復させる活動を進めます。

4-2-⑤緑の保全・管理と整備

樹林地・樹木の維持、管理

樹林地・樹木の保全や適切な管理を推進するほか、関係団体等と連携し、自然共生サイトへの登録を検討します。

ビオトープの整備推進

平方公園拡張に併せ、ビオトープ整備を検討するとともに、既存ビオトープを適切に管理し環境教育などで活用します。また、家庭や事業所への簡易ビオトープの設置を促進します。

■進捗管理指標

指標項目	現況値 令和6年度 (2024 年度)	目標値 令和12年度 (2030 年度)
市の事業・支援による太陽光発電設備の発電容量 (総振)	9,974kW	13,350kW
希少植物種の保護実施箇所数(総振)	3箇所	6箇所

■社会・経済面で期待される効果

- 太陽光発電は災害時の非常用電源としても活用できるため、地域の安全性の向上につながります。
- ごみの減量やリサイクルが推進されると、地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減や資源の有効利用につながり、頻発する災害の減少につながります。
- 農地をはじめ緑地の保全は、災害被害の縮小、水質の改善、暑さの軽減効果などが期待できるため、自然災害などによる経済活動への影響の減少と、健康や快適性の向上が期待できます。

(2) 社会面の取組内容

社会課題

- 将来的には本市も人口が減少し、さらに少子・超高齢社会になることが予想されます。
- 気候変動による浸水被害や、猛暑による熱中症発生数が増加し、市民の財産や健康に被害が生じています。

■取組内容

2-2-③暑熱対策の推進

熱中症予防の普及啓発・情報発信

気候変動による暑熱対策として、熱中症予防の普及啓発や情報発信、予防対策を実施します。

2-2-④水害対策の推進

水害及び水害対策の普及啓発・情報発信

市の地域特性を考慮した総合治水対策の推進やハザードマップの作成、周知を行います。

水害対策の実施

公共下水道(雨水)の整備を実施します。

グリーンインフラを活用した水害対策の促進

水田の遊水機能活用の検討や、農地の多面的機能への理解促進、農地利用集積による優良農地の保全を行います。

5-3-⑨エネルギーレジリエンスの強化

蓄電池の導入拡大

住宅や事業者、公共施設への蓄電池設置のほか、公用車の電動車（EV・PHV）への転換を進めます。

災害時における再生可能エネルギーの活用

災害時の緊急用電源として再生可能エネルギーを活用できるよう、太陽電池式照明灯などの設置、電動車（EV・PHV）や既に太陽光発電を設置している公共施設と連携させた非常用電源の活用について検討を進めます。

事業者との連携強化

災害時の再生可能エネルギー電力の提供に向けた協議を進めます。

■進捗管理指標

指標項目	現況値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
雨水貯留施設の整備(総振)	0か所	1か所
市の事業・支援による蓄電池の蓄電容量(EV含む)	5,484kWh	12,800kWh

■環境・経済面で期待される効果

- 暑熱対策、水害対策、エネルギーレジリエンスの強化が進み、安全で安心に暮らせるまちづくりを推進することがまちの魅力向上につながり、人口流出の防止が期待できます。
- 人口を維持することで、さらなる緑地や農地の適切な管理が可能となり、耕作放棄地の増加や樹林地の減少が抑えられ、生きものの生息環境を保全することができます。

(3) 経済面の取組内容

経済課題

- 農業所得が減少し農業の継続が難しくなっており、農業従事者が減少しています。
- 農地面積の減少や耕作放棄地の増加が、生きものの生息・生育地の減少や生息環境の悪化などの多面的機能の低下につながっています。

■取組内容

3-5-⑦農産物の地産地消の推進

地場農産物のPR・活用

地場農産物のPRを行うとともに、学校給食などでの地場農産物の活用を進めます。

4-2-③生物多様性を育む農地の維持と回復

生物多様性を育む農業振興

環境保全型農法で作られた越谷ふるさと米の栽培と販売などへの支援や、遊休農地や荒廃農地の発生抑制などにより生物多様性を育むことができる持続的な農業を振興します。

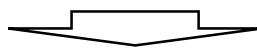
6-2-⑤市民のエシカル消費の推進

「デコ活」の推進

脱炭素につながる行動変容を促す国民運動「デコ活」を推進し、環境負荷の少ない製品・サービスの購入や、環境に配慮したライフスタイルを選択するなど、市民一人ひとりの消費行動の転換につながるよう取り組みます。

■進捗管理指標

指標項目	現況値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
農地利用集積事業の実施面積(総振)	64ha	107ha
環境に配慮された商品を選んで購入している割合	33.7%	39%



■環境・社会面で期待される効果

- 地域で作られた農産物を購入し食べることで、地域環境への関心や愛着が湧き、人口流出の防止や地域活動への参加・協力が期待できます。
- 農業を持続的に行うことで農地(緑地)の面的・質的保全につながり、生物多様性の保全が期待できます。
- 市民一人ひとりが環境に配慮した製品・サービス、ライフスタイルを選択することで、温室効果ガスの削減やごみの減量などにつながります。

第6章 計画の推進と進行管理

第6章 計画の推進と進行管理

Ⅰ 計画の推進体制

行政・市民・事業者の協働と連携により本計画の推進を図るとともに、そのためのさまざまな参加の機会を設け、各主体が一体となった推進を図ります。

以下に、本計画の推進体制を示します。

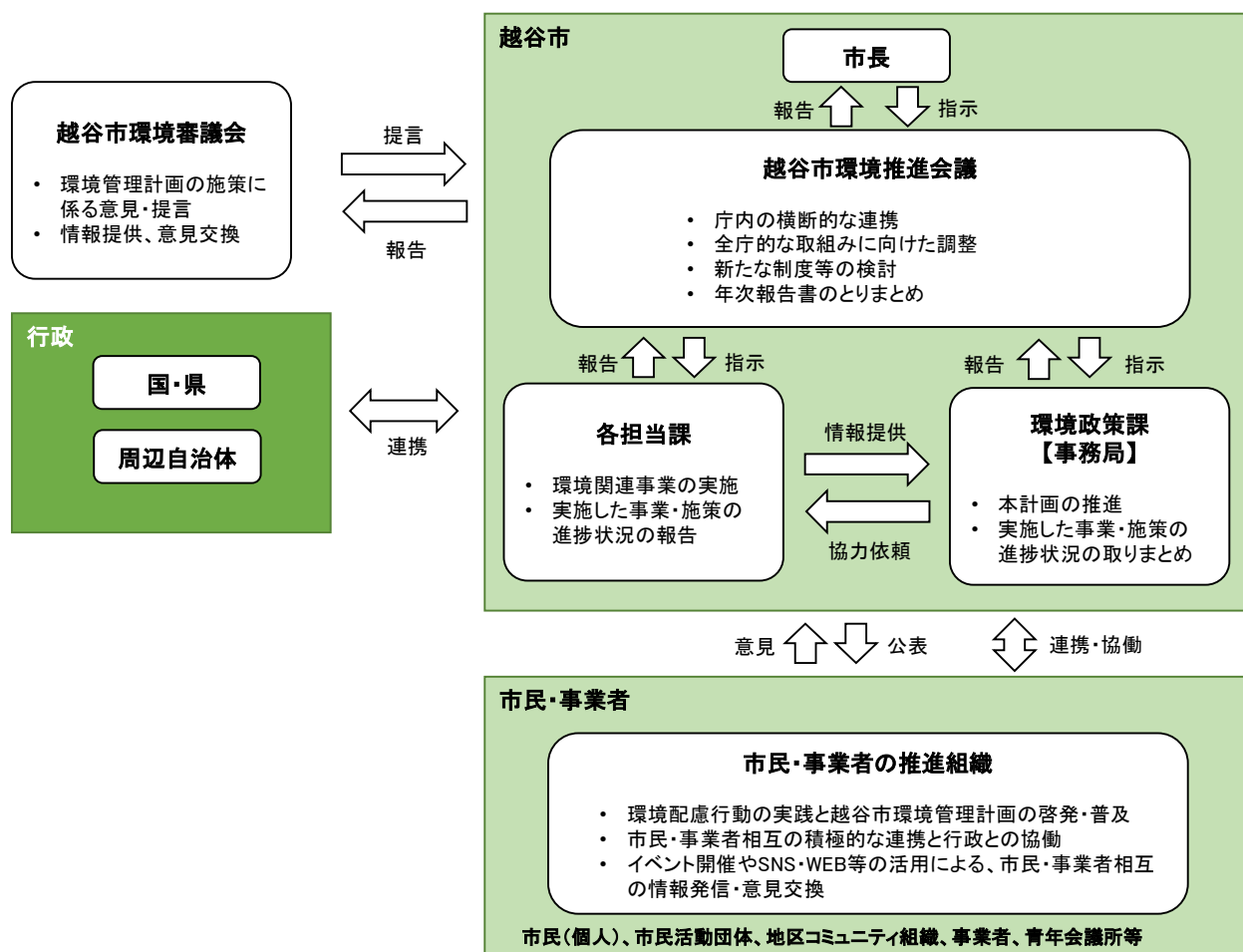


図 本計画の推進体制

(Ⅰ) 市の推進組織

市の推進組織としては、以下の既存の組織を中心に推進していきます。

越谷市環境推進会議

「越谷市環境推進会議」は、環境の保全及び創造に関する計画を総合的に推進するために設置しています。副市長を議長とし各部局の部長職で構成しており、本計画に掲げた施策の効果的な推進及び総合的な調整を図るため、庁内の横断的な連携により全庁的な取組を進めます。

（２）市民・事業者の推進組織

市民・事業者の推進組織としては、市民団体をはじめ、こしがや環境サポーターやこしがやSDGsパートナーを中心に推進していきます。

（３）越谷市環境審議会

越谷市環境審議会

市民・事業者や学識経験者などで構成される「越谷市環境審議会」において、本計画の推進状況に対して客観的立場から意見をいただくために、環境指標や取組指標の達成状況について報告し、必要に応じて意見・提言を受けるものとします。

（４）国・県および周辺自治体

河川や流域の水質浄化、自動車交通公害対策、廃棄物対策、地球環境問題など、複雑化・多様化・広域化する環境問題に対して、本市のみで解決を図ることは極めて困難です。

そこで、本市では、広域的な視点に立って、国や埼玉県、周辺自治体などとの連携を図り、積極的な情報交換などにより、効果的な施策の展開や地域循環共生圏の実現に向けた取組を進めていきます。

2 計画の進行管理

(1) 進行管理の方法

行政・市民・事業者の協働と連携により本計画の推進を図ります。

この計画の達成状況などについて、毎年度、PDCA サイクル（Plan・Do・Check・Action という事業活動の「計画」「実施」「効果検証」「見直し」の循環）に基づく進行管理を行います。

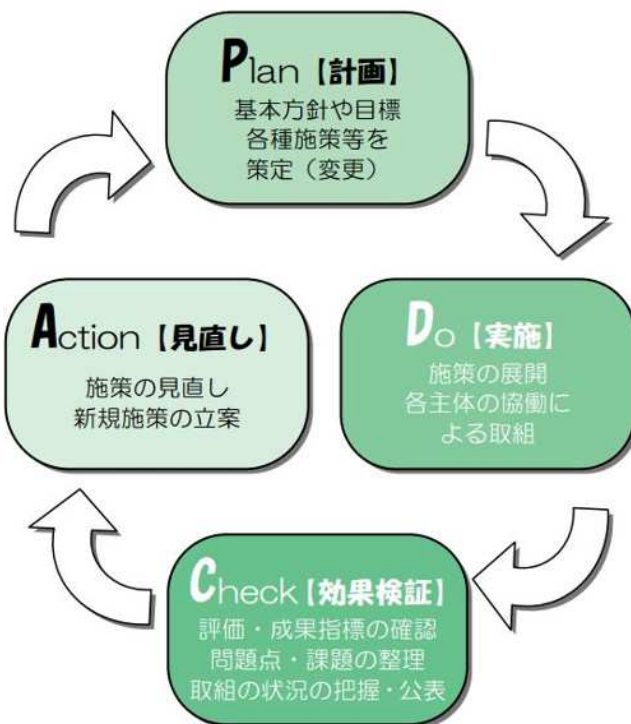
Plan【計画】

本計画を基に、各担当課において、事業実施に向けての詳細計画を検討します。また、越谷市環境推進会議において、本計画を推進していくために、庁内の横断的な連携や、全庁的な取組に向けた調整を行います。

Do【実施】

各担当課において、本計画に基づく環境関連事業を実施します。また、環境に影響を及ぼす事業については、各事業担当課が作成する具体的な指針・計画などに基づいて、環境配慮型の事業を推進します。

さらに、市民・事業者においては、市民団体やこしがや環境サポーターなどを中心に、環境配慮指針に基づき、さまざまな環境保全の取組に参加・実行することが期待されます。



Check【効果検証】

各担当課において、実施した施策の取組指標や実施内容に基づいて進捗状況を確認します。

事務局である環境政策課はこれらを取りまとめ、環境目標の評価を実施します。これらの結果は、次年度の取組に反映できる時期までに越谷市環境推進会議、越谷市環境審議会に報告し点検を受けます。その結果については、ホームページなどに掲載するとともに、「越谷市環境白書」を毎年発行し、市民・事業者に公表します。

Action【見直し】

以下の状況が生じた場合に、適宜本計画の見直しを行います。

- ①進捗状況を点検・評価した結果、計画が現状にそぐわないと判断される場合
- ②新しい科学的知見の確立に伴い、目標設定などを変える必要が生じた場合
- ③新たな課題が生じ、計画が実態にそぐわなくなった場合
- ④計画期間の終了に伴い、新たな計画を策定する必要が生じた場合

本計画の進行管理は、「環境指標」と「取組指標」という2種類の指標に基づき定量的に評価します。「環境指標」は基本目標ごとに1つ、「取組指標」は基本目標ごとに複数設定され、目標達成に向けた進捗状況を毎年度評価します。

また、各実施施策の進捗は、取組状況を数値で表せる施策は目標値を設定して毎年度進捗状況を確認し、取組状況が数値化できない施策についても施策の実施内容を整理します。それらの結果については、越谷市環境推進会議および越谷市環境審議会に報告し、公表します。

表 進行管理指標の考え方

環境指標	・ 6つの基本目標ごとに設定します。 ・ 基本目標の環境状態を客観的に表し、市民や事業者、市民団体とのパートナーシップにより、市域全体でもたらされる状態を示す指標として設定します。 ・ 環境状態を客観的に表す指標の設定が困難な基本目標の場合は、取組指標の進捗状況を総合的に評価します。
取組指標	・ 基本目標ごとに複数設定します。 ・ 施策の取組状況を客観的に表す指標として設定します。 ・ 原則として事業実施に直接関連する指標を用い、総合振興計画の指標や地方創生 SDGs ローカル指標(85頁参照)との整合を図って設定します。

(2) その他

① 環境に関する調査研究の充実

環境の状況を正確に把握し、それらへの的確な対応を図っていくために、専門機関・研究機関などとの連携も含め、環境に関する調査・分析・研究などの充実を図っていくとともに、市民参加による調査の実施、市民や事業者などの持つデータや活動などを生かす仕組みづくりに努めていきます。

② 財政的措置

本計画の施策を安定的かつ継続的に進めていくため、国や県などの補助・支援制度や、市の基金制度の充実・活用を含めた財政的措置を図り、財源の確保に努めます。



越谷市環境管理計画（令和8年(2026年)4月発行）

■発行／越谷市 環境経済部環境政策課 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
TEL：048-963-9183（直通） <https://www.city.koshigaya.saitama.jp>

